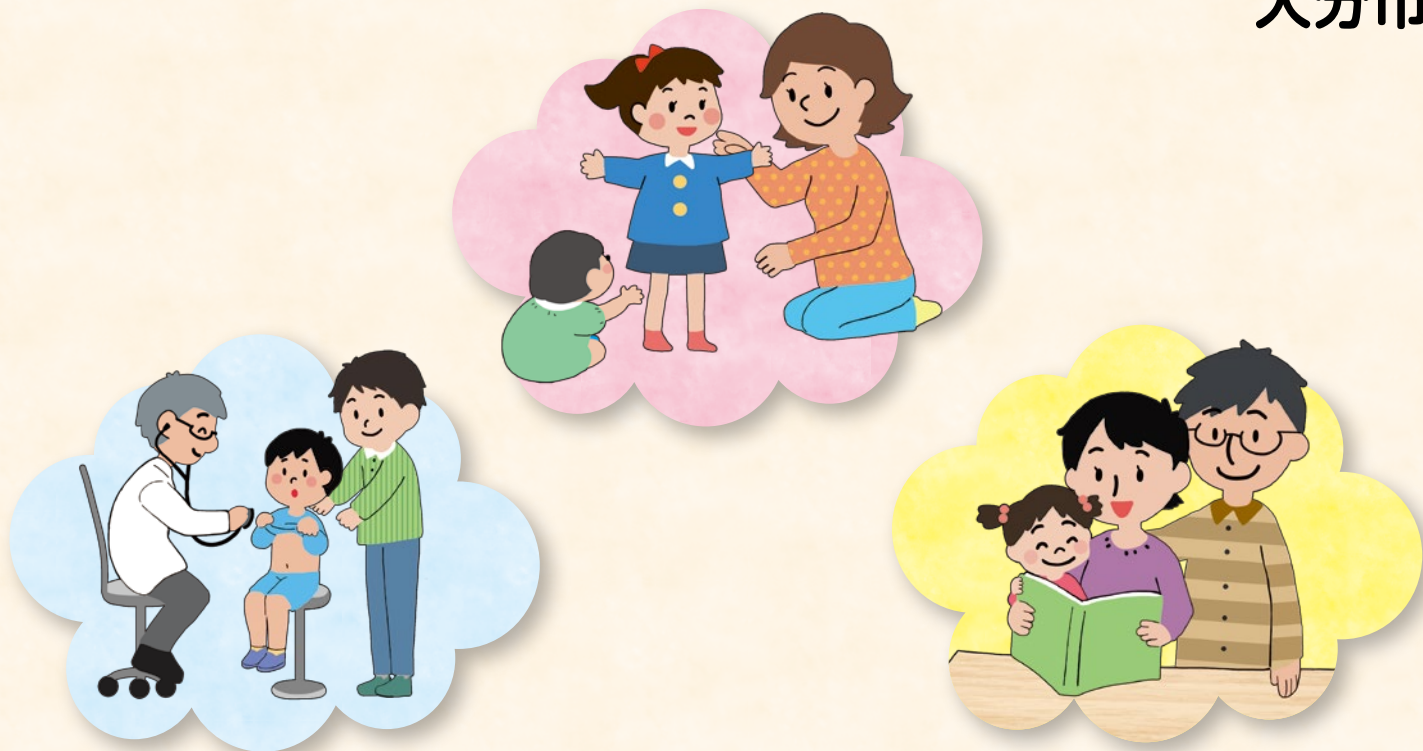




第2期すくすく 大分っ子プラン

すべての子どもがすこやかに
育つことができる大分市





はじめに

大分市長

佐藤 樹一郎

全国的に急速な少子高齢化が進み人口減少社会が到来する中、地域とのつながりの希薄化や核家族化など、子育てを取り巻く環境の変化などにより、子育てに孤立感や負担感を感じる人が増加しています。また、ライフスタイルや就労形態の多様化により、共働き家庭が増加しており、保育所等の待機児童解消が重要課題のひとつとなっています。さらに、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、健やかに成長できる環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策などの新たな課題への対応も求められています。

こうした中、国は、2015（平成27）年4月に「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせて以降、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実などを掲げるとともに、幼児教育・保育の無償化や高等教育の無償化など、子育て世代や子どもたちにかかる社会保障制度改革を進めてきたところです。

本市におきましては、大分市子ども条例及び子ども・子育て支援法を推進する計画として位置付けられる「すくすく大分っ子プラン」を2014（平成26）年度に策定し、社会全体で子どもと子育て家庭を支援し、子どもを安心して産み育てることができるよう、さまざまな取組を進めてまいりました。この度、「すくすく大分っ子プラン」が最終年度を迎えることから、社会状況の変化に対応しつつ、各計画との連携を図りながら、引き続き計画的に施策を推進するため2020（令和2）年度から5年間を計画期間とする「第2期すくすく大分っ子プラン」を策定いたしました。

今後は、本プランのめざす姿である「すべての子どもがすこやかに育つことができる大分市」の実現に向け、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業など社会全体で子どもと子育てに関する施策をより一層推進してまいります。

最後に、本プランの策定に当たり、ご審議いただきました大分市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係機関・団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

2020（令和2）年3月

第2期すくすく 大分っ子プラン



第1部 総論

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の対象	2
3. 計画の期間	3
4. 策定の方法	3
5. 計画の位置づけ	4

第2章 大分市の子育てを取り巻く環境

第3章 計画の基本的な考え方

1. めざす姿	12
2. 基本理念	12
3. 基本的な視点	13
4. 施策の体系	14

第4章 計画の推進体制

1. 計画推進の方策	16
------------	----

第2部 各論

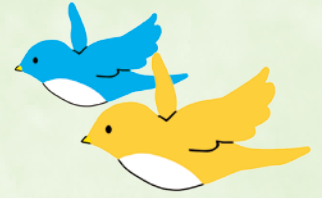
第1章 基本施策と事業・取組

分野1 生まれる前から乳幼児期の支援

目標1 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実	20
目標2 乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実	26
目標3 乳幼児期における教育・保育の提供	32

分野2 子どもの育ちや自立への支援

目標4 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を バランスよく育成し、生きる力をはぐくむ学校教育の充実	38
目標5 地域と一体となって子どもたちをはぐくむ 「地域とともにある学校づくり」の推進	44
目標6 安全・安心な学校づくりの推進	48



第2部 各論

分野3 配慮を要する子どもへの支援

- 目標7 子どもと家庭へのきめ細かな支援・・・・・・・・・・ 51
- 目標8 子どもの貧困対策の充実・・・・・・・・・・ 62

分野4 社会全体での支援

- 目標9 子どもと子育てを支える社会づくり・・・・・・・・・・ 67
- 目標10 仕事と子育ての両立支援・・・・・・・・・・ 76

第2章 子ども・子育て支援事業計画

- 1. 就学前児童の人口推計・・・・・・・・・・ 82
- 2. 教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・ 83
- 3. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保・・・・・・・・・・ 84
- 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保
 - (1) 各事業の区域設定・・・・・・・・・・ 93
 - (2) 各事業の量の見込み及び提供体制の確保・・・・・・・・・・ 94

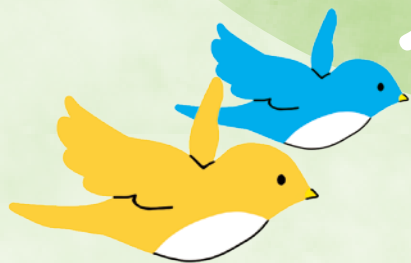
第3部 資料

- 1. 各アンケート調査について・・・・・・・・・・ 110
- 2. 用語の解説・・・・・・・・・・ 124
- 3. 第2期すくすく大分っ子プランの策定経過・・・・・・・・・・ 130
- 4. 大分市子ども・子育て会議委員名簿・・・・・・・・・・ 131
- 5. 大分市子ども・子育て会議条例・・・・・・・・・・ 132
- 6. 大分市子ども条例・・・・・・・・・・ 133
- 7. 子ども・子育て支援法（抜粋）・・・・・・・・・・ 135





すくすく育て！ 大分っ子



第1部 総論

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の対象
3. 計画の期間
4. 策定の方法
5. 計画の位置づけ

第2章 大分市の子育てを取り巻く環境

第3章 計画の基本的な考え方

1. めざす姿
2. 基本理念
3. 基本的な視点
4. 施策の体系

第4章 計画の推進体制

1. 計画推進の方策



第1章

計画の策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨

少子化や地域コミュニティの希薄化、核家族化の進行などにより、子どもや子育ての環境が大きく変化する中、2012（平成24）年8月に、子ども・子育て支援法を始めとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が始まりました。新制度では「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が求められており、本市では2015（平成27）年2月に現行の「すくすく大分っ子プラン」を策定し、この計画に基づき、子ども・子育て施策を推進してきました。

こうした中、国は、2016（平成28）年に「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、「希望出生率1.8」の実現に向け、働き方改革の推進や子育て環境の整備を掲げるとともに、その取組の一環として、女性の就業率80%に対応しうる保育の受け皿を整備することを目的とした「子育て安心プラン」を2017（平成29）年に公表し、待機児童解消に向けた取組を加速化させました。また、放課後児童対策として2019（令和元）年に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの受け皿整備などを推進しているほか、子育て世帯の負担軽減として、2019（令和元）年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しています。

また、同年、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しを行い、取組の充実を図っています。さらに、痛ましい事件の続く児童虐待では、児童虐待防止法や児童福祉法を改正し親権者の体罰禁止を明文化するとともに、児童相談所の体制強化、関係機関の連携強化などを進めています。

本年度末に計画期間が満了する「すくすく大分っ子プラン」は、こうした国の動向及び大分県の取組、子どもや子育てを取り巻く社会情勢の変化などを踏まえて見直しを行うとともに、新たな課題への対策等についても計画に反映する中で「第2期すくすく大分っ子プラン」を策定いたしました。

2. 計画の対象

大分市子ども条例及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、概ね18歳までの子どもとその保護者とします。

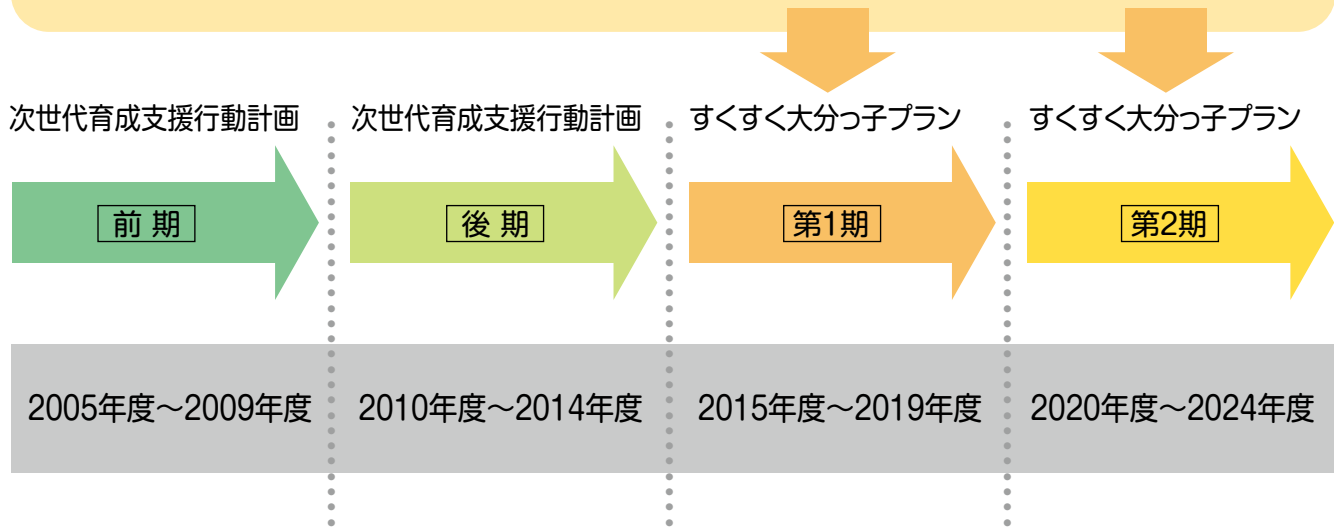


3. 計画の期間

本計画は2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中においても、実状を踏まえながら、計画の見直しを行うこととします。

*大分市子ども条例に基づく推進計画

*子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画



4. 策定の方法

①策定体制

「第2期すくすく大分っ子プラン」の策定に当たり、計画に広く市民の意見が反映されるように公募による一般市民や、保健、福祉、教育の関係者、事業主及び労働者の代表、子育てに関する活動を行う地域活動団体関係者等で構成する「大分市子ども・子育て会議」でさまざまなご意見をいただきました。また、庁内組織として「すくすく大分っ子プラン庁内検討委員会」で具体的な施策の検討を行いました。

②市民の意見の反映

計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援において希望するサービスの内容、子育てに対する意識や生活実態及び意見・要望を把握するため、就学前児童と小学生の保護者を対象に「大分市子育てに関するアンケート調査」を実施しました。また、中学生や高校生を対象に、結婚や子育てについての考え方などのアンケート調査を実施しました。

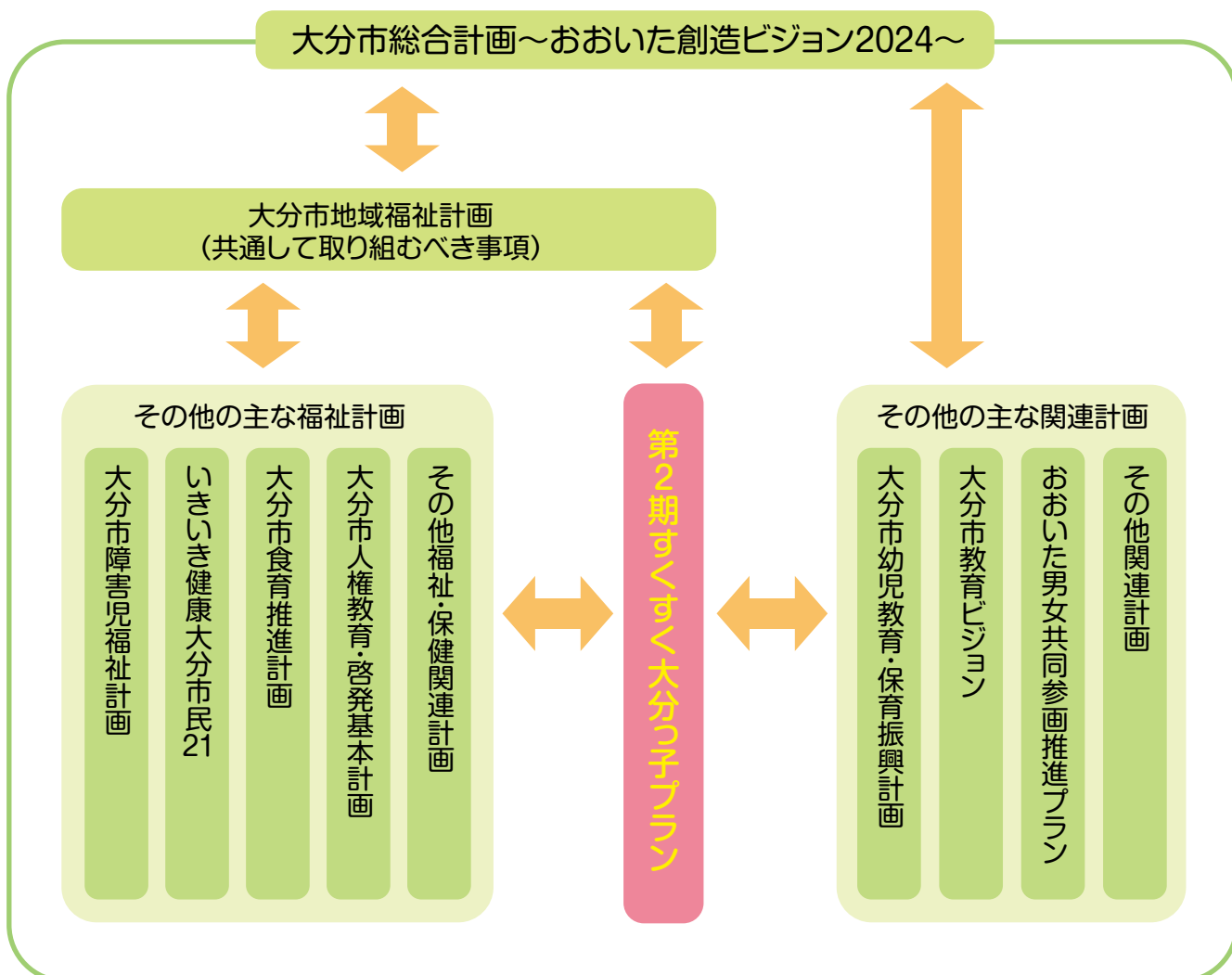
その他、子どもの生活環境や家庭の実態を把握し、子どもの貧困に係る基礎資料とすることを目的に、就学前児童の保護者、小学校5年生の児童とその保護者、中学校2年生の生徒とその保護者を対象にした「大分市子どもの生活実態調査」を実施しました。

計画素案の策定後には市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、市民の意見を聴取し計画に反映させました。

5. 計画の位置づけ

本計画は、大分市子ども条例に基づく、子どもの育成に関する支援を総合的かつ計画的に推進するための計画であるとともに、子ども・子育て支援法に基づく、幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図るための「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法*において策定を要するとされる事項や、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策についての計画」としての項目についても盛り込んでいます。

なお、本計画の実施に当たっては、本市の市政運営の基本方針となる大分市総合計画を最上位計画とし、また、福祉分野において共通して取り組むべき事項を定めている大分市地域福祉計画や子育て支援の分野に関連する他の既存計画との整合性を図りながら推進します。





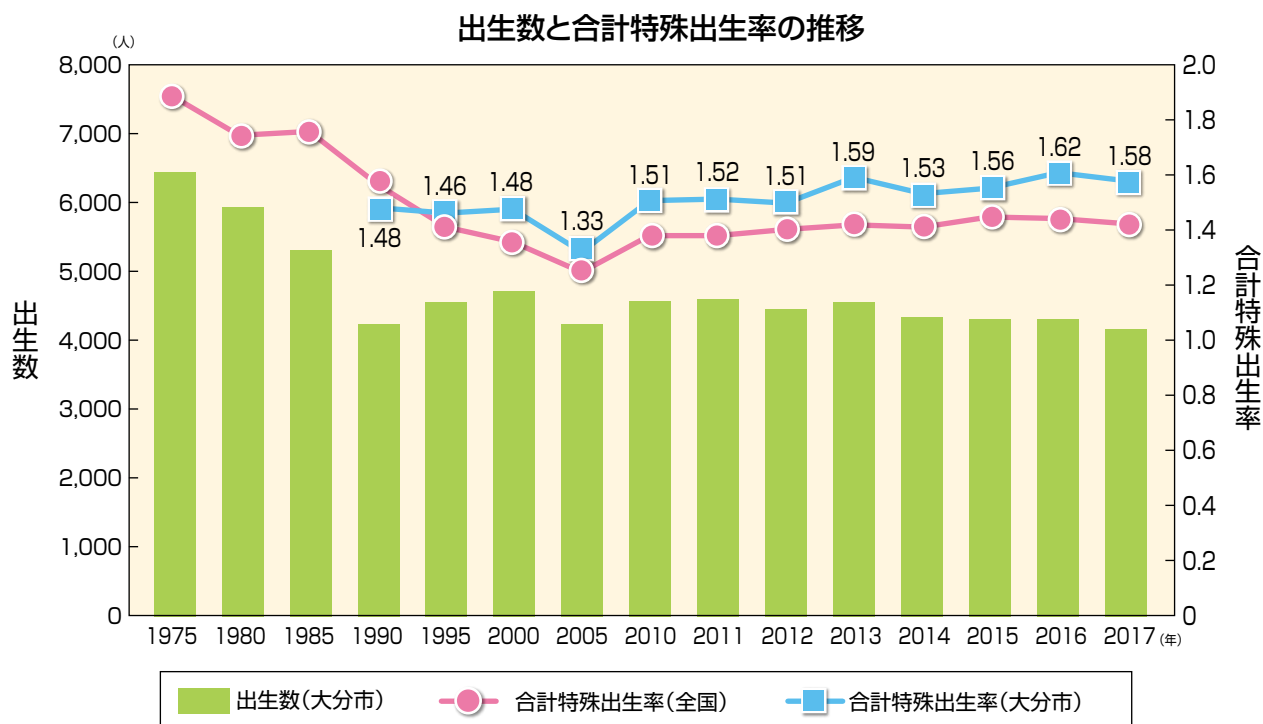
第2章

大分市の子育てを
取り巻く環境

1. 出生数・合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、2006（平成18）年から2013（平成25）年まで毎年およそ4,500人でほぼ横ばいの傾向でしたが、2014（平成26）年におよそ4,400人まで減少し、2017（平成29）年にはおよそ4,200人まで減少しました。

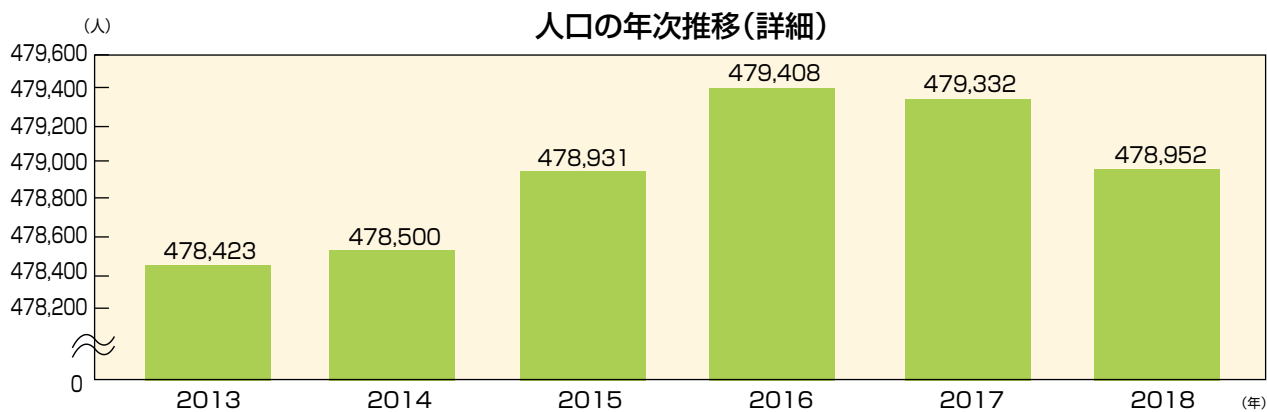
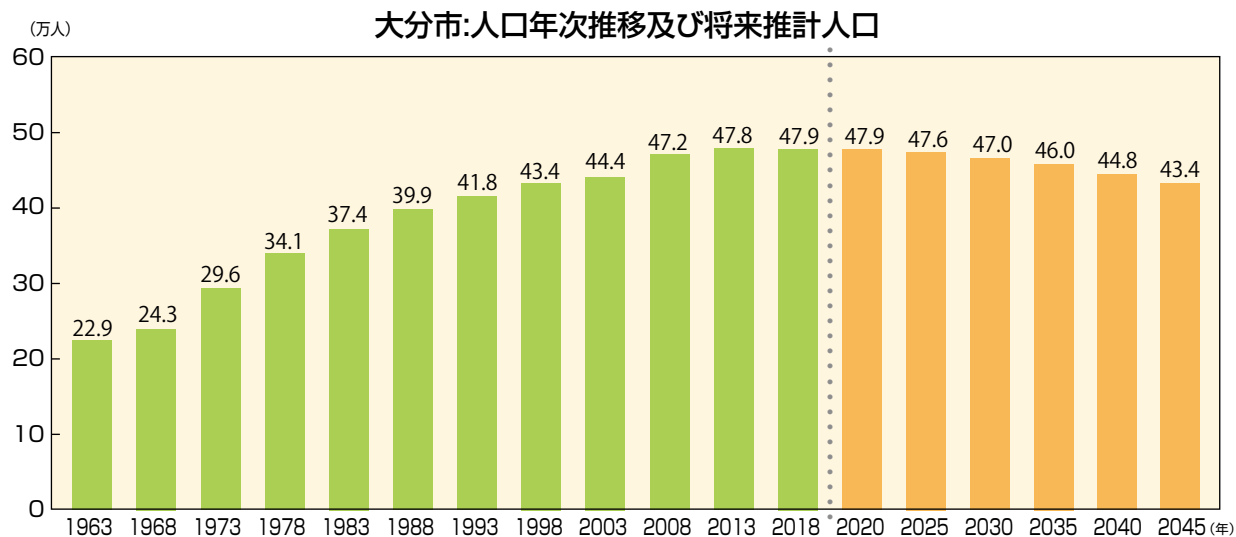
また、本市の合計特殊出生率*は、2005（平成17）年の1.33以降若干の増減を繰り返しながら上昇傾向にあり、2017（平成29）年は1.58となっています。全国の1.43と比較すると0.15ポイント高くなっていますが、人口置換水準*である2.06には及ばない状況であり、少子化の進行が予想されます。



出典：出生数 大分市『大分市統計年鑑（平成29年版）』
 合計特殊出生率 厚生労働省『人口動態統計』、大分市保健所

2. 人口推移と将来推計人口

本市の人口は、これまで年々増加してきましたが、2016（平成28）年以降、減少傾向にあります。また、今後の人口について、2015（平成27）年の国勢調査を基に2018（平成30）年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計では、2020（令和2）年には479,341人、2025（令和7）年には476,205人とされ、その後も緩やかに減少していくことが見込まれています。

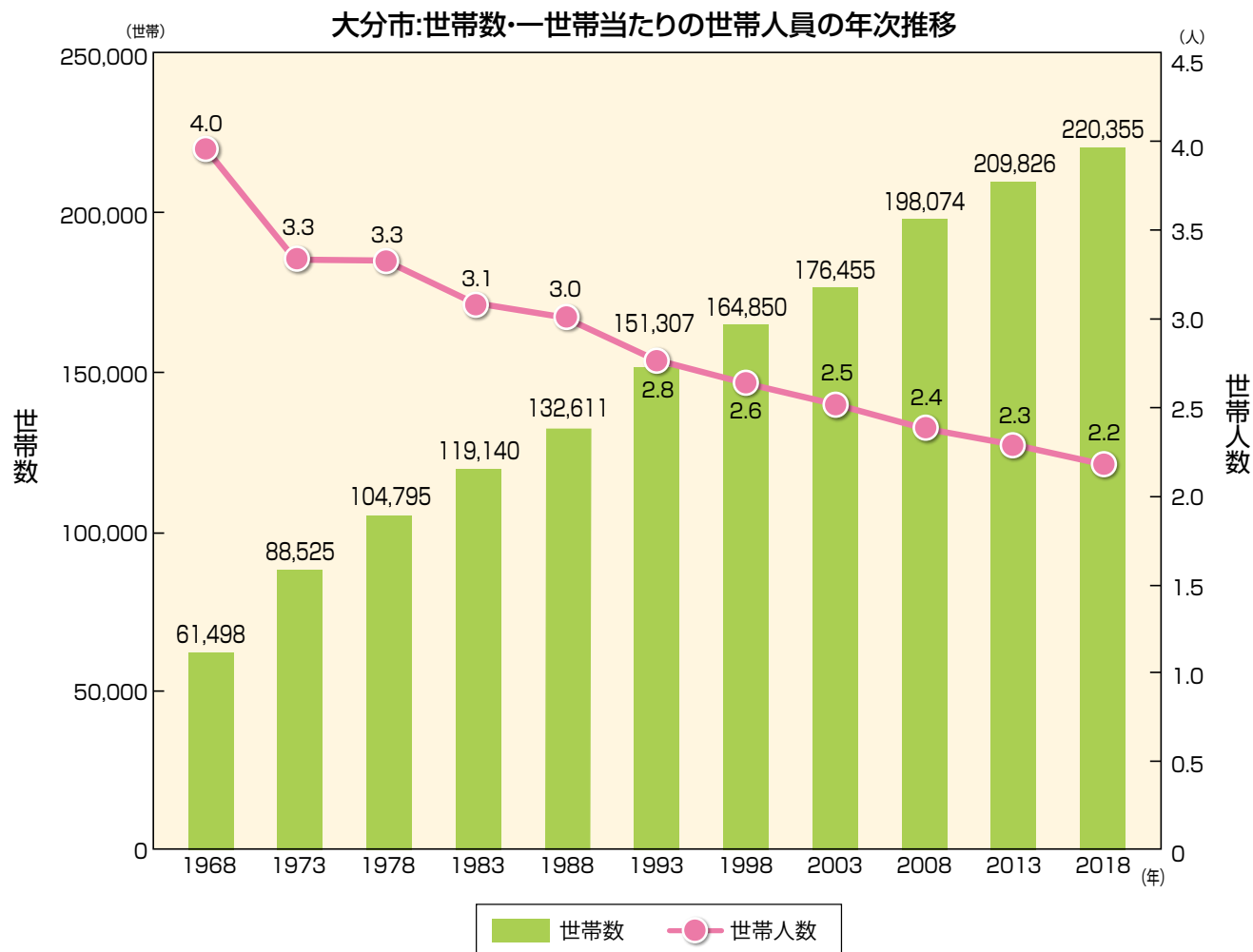


出典:実績値 大分市『住民基本台帳各年9月末』
推計値 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』
(平成30(2018)年3月推計)



3. 世帯人員の推移

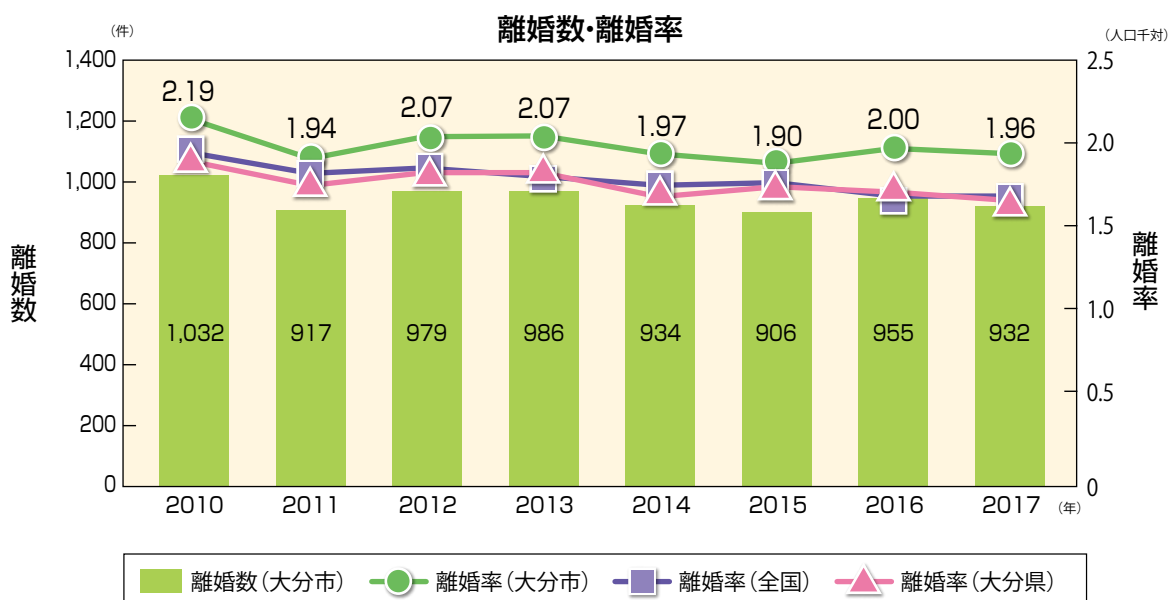
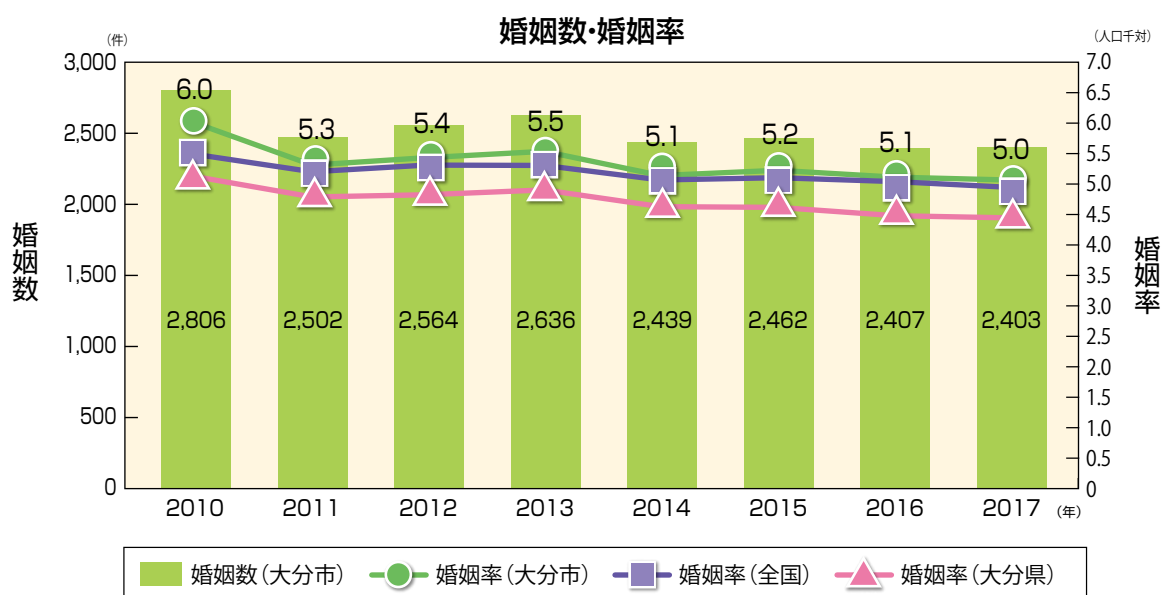
本市の世帯数は一貫して増加傾向にあり、2018（平成30）年9月末現在で220,355世帯と、1968（昭和43）年と比較して3倍以上となっています。一方、一世帯当たりの人員は年々減少傾向にあり、2018（平成30）年9月末現在は1968（昭和43）年と比較しておよそ半数の2.2人となり、小規模化が進行しています。



出典:大分市『住民基本台帳各年9月末』

4. 婚姻数・婚姻率と離婚数・離婚率の推移

本市の婚姻数は、2010（平成22）年の約2,800件から増減を繰り返しながら減少傾向にあります。また、離婚数は、2014（平成26）年以降平均930件ほどですが、離婚率は全国や大分県と比較すると、若干高くなっています。

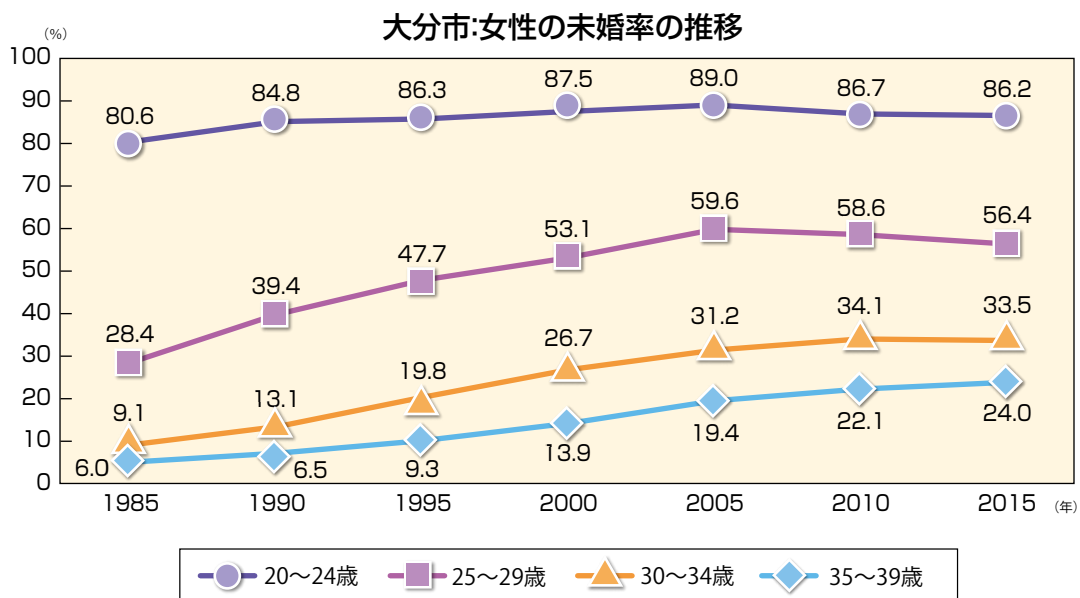
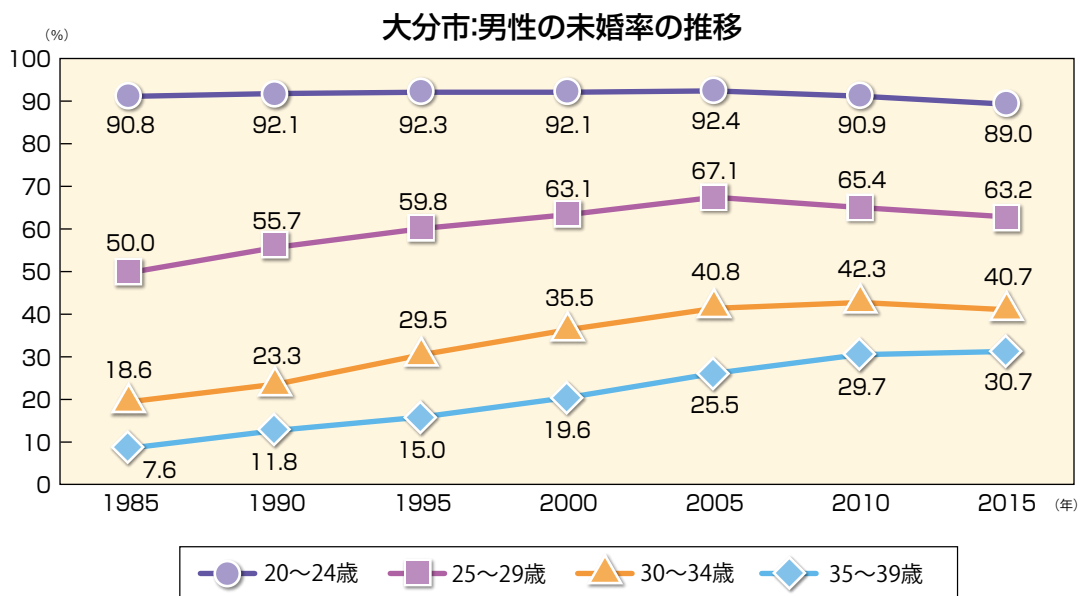


出典：厚生労働省『人口動態統計』



5. 未婚率の推移

本市の年齢5歳階級別未婚率は、2010（平成22）年と2015（平成27）年を比較すると、男女ともに20代前半から30代前半までは減少していますが、30代後半では、依然上昇傾向にあります。



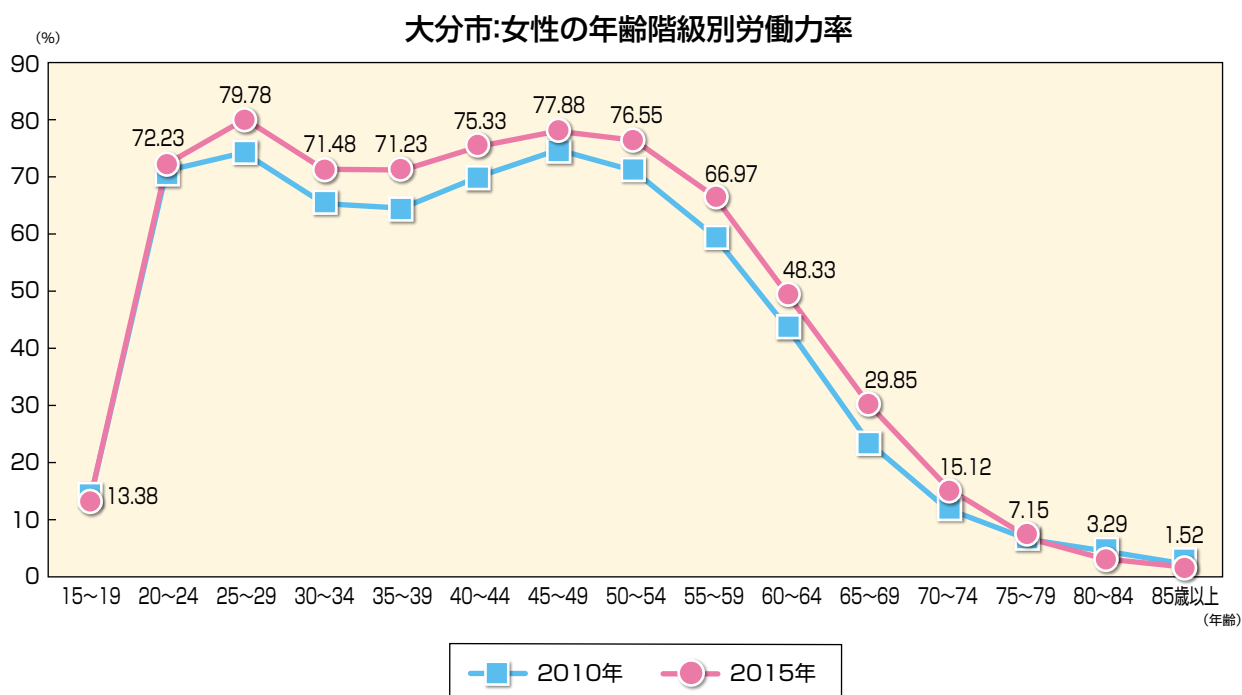
出典：総務省統計局『国勢調査』

6. 女性の労働力率

本市の女性の労働力率*を年齢別にみると、25～29歳と45～49歳を頂点とし、30～34歳、35～39歳で一旦沈みこむM字型を示しています。

一般に女性の就業率は、学校卒業後の年代で上昇し、その後、結婚・出産期に一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するという、M字曲線を描くと言われています。

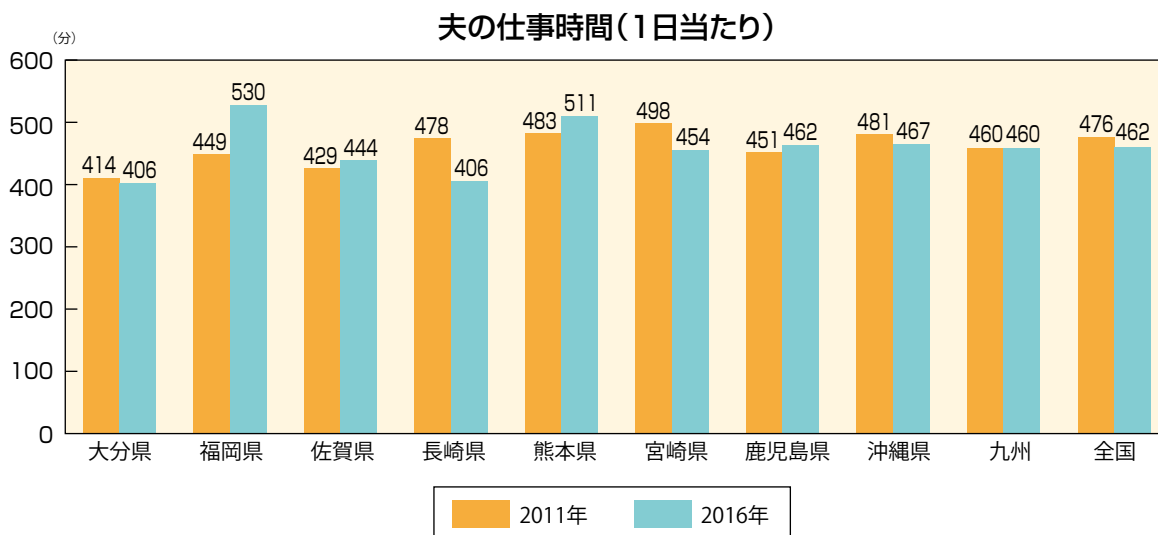
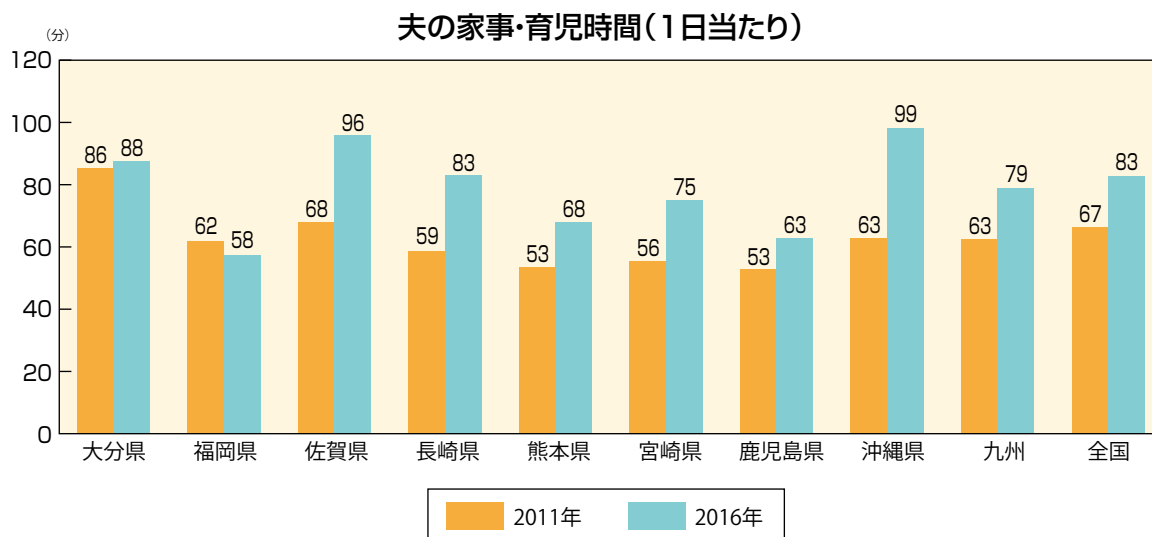
2010（平成22）年と2015（平成27）年を比べると、15～19歳と80歳以上を除いてすべての年代で上昇しており、働いている、または働く意欲をもつ女性の割合は高まっています。





7. 就学前の子どもを持つ夫の生活時間

大分県における就学前の子どもを持つ夫の家事・育児時間（1日当たり・週平均）は2011（平成23）年と2016（平成28）年を比較すると増加しており、男性の育児参加は若干進んでいます。一方、仕事時間も大分県では8分減少しており、九州では長崎県と並んで最も短くなっています。



出典：総務省『社会生活基本調査』

第3章

計画の基本的な考え方

1. めざす姿

本市では、大分市子ども条例の趣旨及び子ども・子育て支援法の目的を踏まえ、「すべての子どもがすこやかに育つことができる大分市」を目指します。

『すべての子どもがすこやかに育つことができる大分市』

2. 基本理念

子どもは、未来をつくる社会の宝であり、一人ひとりが、様々な個性や能力、可能性を持ったかけがえない存在です。

私たちは、子どもが家庭や学校等、地域のぬくもりと豊かな自然の中で、安全で安心して、伸び伸びと遊び、学び、集い、夢と希望を持ちながら、ふるさと大分を愛する心をはぐくみ、いきいき育ってほしいと願います。

しかしながら、就労の形態をはじめ、家族の形態が多様化する中、地域における住民同士のつながりが希薄になり、家庭や地域における子育て力が低下している面もあります。さらに、いじめや児童虐待、貧困問題など、子どもを取り巻く環境は、年々変化する中で、より複雑で厳しさを増している状況も見られます。

このような現状を見据え、子どもや子育て家庭を地域や社会全体で支援し、子どものすこやかな育ちを実現するために、以下の3項目を基本理念とします。

- I. 良質かつ適切な教育・保育・子育て支援を総合的に提供することで、子どもにとって最善の利益を目指す。
- II. 保護者が子育てに第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が寄り添い、支え合うことで保護者自身が親として成長することを目指す。
- III. 関係者が連携・協力しながら、地域や社会全体で、子どもの育ちを支える環境を整え、継続的に点検・評価し、改善に努める。



3. 基本的な視点

基本理念に基づき、「子ども」、「保護者」、「地域・社会」のそれぞれにおける視点をもとに施策の展開を図ることとします。

●子どもの視点

子育て支援サービスは、保護者のニーズや大人の視点のみで実施するのではなく、そのサービスにより影響を受ける子ども自身の視点を大切にする必要があります。また、子ども自らの「育つ力」を信じ、子どもの権利や主体性を尊重しながら、その育ちを支援することが望ましいことです。そのため、子どもにとっての利益が最大限尊重されるよう配慮した上で取組を進めます。

●親の育ちを支える視点

父母その他の保護者が、子育てについての責任を果たし、社会から孤立することなく、子育てを通じて喜びや楽しさを味わうことができるよう、地域や社会全体で父母その他の保護者を支えることが大切です。そのため母親・父親向けの教室・講座の開催や、地域で親子や世代を超えて、集い交流する場をつくり、保護者等が、安心して子育てができる環境を整備します。

●すべての子どもと家庭への支援の視点

子育て家庭や子どもの状況は非常に多岐にわたり、多様なニーズを持っています。広くすべての子どもと家庭への支援を行うに当たり、児童虐待や生活困窮世帯の増加等、子どもの抱える背景が多様化する中、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じるよう関係機関の連携を強めながら、社会的養護体制をより充実するよう整備を進めることとします。

●身近な地域での支援の視点

子どもや子育て家庭にとっては、毎日の暮らしの中で、住まいのある身近な地域において、その育ちや子育てを支えられることが望まれます。そのため、こどもルームや幼稚園、保育所、認定こども園等が地域の子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことにより、身近な地域で子育て支援サービスを受けられるよう体制を整備します。

●社会全体での支援の視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、すべての子どものすこやかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。そのため、行政のみならず、企業や地域住民などのさまざまな担い手と協働し、社会全体で子ども・子育てへの支援を推進します。

4. 施策の体系

めざす姿 『すべての子どもがすこやかに育つことが』

基本 理念

- I. 良質かつ適切な教育・保育・子育て支援を総合的に提供することで、子どもにとって最善の利益を目指す
- II. 保護者が子育てに第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が寄り添い、支え合うことで保護者自身が親として成長することを目指す
- III. 関係者が連携・協力しながら、地域や社会全体で、子どもの育ちを支える環境を整え、継続的に点検・評価し、改善に努める

分野1 生まれる前から乳幼児期の支援

目標1 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実

- ① 妊娠期から乳幼児期の相談体制の充実
B-1.妊婦健康診査事業 B-3.利用者支援事業
- ② 親育ちのための支援の充実
B-2.乳児家庭全戸訪問事業 B-3.利用者支援事業

目標2 乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実

- ① 乳幼児期の健診・指導体制の充実
- ② 食育の推進
- ③ 小児医療体制の確保

目標3 乳幼児期における教育・保育の提供

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所等の提供体制の確保
A-1.待機児童の解消
A-2.認定こども園の普及促進
- ② 質の高い乳幼児期の教育・保育の提供
A-3.幼稚園教諭や保育士、保育教諭等の資質の向上
A-4.幼稚園教諭や保育士、保育教諭等の人材確保
A-5.家庭や地域と連携・協働した幼児教育・保育の充実
A-6.幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携の推進
A-7.幼児教育・保育施設等の指導監督
B-13.多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ③ 保護者のニーズに応じた保育サービスの提供
B-3.利用者支援事業 B-4.一時預かり事業 B-5.延長保育事業
B-6.病児保育事業 B-7.子育て短期支援事業
B-8.子育てファミリー・サポート・センター事業

分野2 子どもの育ちや自立への支援

目標4 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成し、生きる力をはぐくむ学校教育の充実

- ① 確かな学力の定着・向上
- ② 豊かな心の育成
- ③ 心身の健康の保持増進
- ④ 人権・同和教育の推進

目標5 地域と一体となって子どもたちをはぐくむ「地域とともにある学校づくり」の推進

- ① 地域とともにある学校づくり
- ② 放課後の居場所づくり
B-9.放課後児童クラブ事業

目標6 安全・安心な学校づくりの推進

- ① いじめ、不登校等への対策の充実
- ② 危機管理体制の確立
- ③ 学校施設の整備・充実

5つの視点を施策へ反映

子どもの視点

親の育ちを支える視点



できる大分市』

市町村子ども・子育て支援事業計画

A. 幼児教育・保育の提供

B. 地域子ども・子育て支援事業

- | | | | |
|------------------------|---------------|-----------------|-------------------------|
| 1. 妊婦健康診査事業 | 2. 乳児家庭全戸訪問事業 | 3. 利用者支援事業 | 4. 一時預かり事業 |
| 5. 延長保育事業 | 6. 病児保育事業 | 7. 子育て短期支援事業 | 8. 子育てファミリー・サポート・センター事業 |
| 9. 放課後児童クラブ事業 | 10. 養育支援訪問事業 | 11. 地域子育て支援拠点事業 | 12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| 13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | | | |

C. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

D. 労働者の職業と家庭生活の両立

分野3 配慮を要する子どもへの支援

目標7 子どもと家庭へのきめ細かな支援

- ①障がい等のある、またはその可能性のある子どもと家庭への支援
C. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援
- ②ひとり親家庭の自立支援
C. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援
- ③児童虐待の早期発見と対応の強化
B-10. 養育支援訪問事業
C. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援
- ④相談体制の充実

目標8 子どもの貧困対策の充実

- ①生活困窮世帯の保護者への支援の充実
- ②生活困窮世帯の子どもへの支援の充実

分野4 社会全体での支援

目標9 子どもと子育てを支える社会づくり

- ①地域における子育て支援拠点の充実
B-11. 地域子育て支援拠点事業
- ②地域住民との連携による子どもや家庭への支援推進
- ③子どもが安心して暮らせる地域づくりの推進
- ④経済的支援
B-12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

目標10 仕事と子育ての両立支援

- ①ワーク・ライフ・バランスに向けた気運の醸成
D. 労働者の職業と家庭生活の両立
- ②男性の育児参加の促進
- ③若者の自立支援

すべての子どもと家庭への支援の視点

身近な地域での支援の視点

社会全体での支援の視点

第4章

計画の推進体制

1. 計画推進の方策

計画的に事業を実施し、効果的・効率的な事業の推進を図るため、進行管理においては、PDCA (Plan－Do－Check－Action) サイクルの確立及び運営体制の整備等が必要とされます。

進行管理を適正に進めるためには、定期的に計画の達成度を評価するとともに、計画と実績の差異の要因分析と課題把握による適切な改善を行うことが必要です。

そのためPDCAサイクルによる進行管理のため、次のことを実施します。

① P=Plan(計画:事業計画の策定及び指標の設定)

- 基本施策ごとに、主な事業・取組を定め、進捗管理に必要な指標を設定します。
- 各担当課は、計画が効果的かつ効率的に実行されるよう調整します。
- 指標は、達成度を判定するために可能な限り具体的な内容であることとします。
- 庁内の組織である「すくすく大分っ子プラン庁内検討委員会」(以下『庁内検討委員会』という)や、外部の有識者で構成される「大分市子ども・子育て会議」において、計画を審議します。
- 計画における事業・取組・数値目標等については、市ホームページ等で公表します。

② D=Do (実行:計画の推進)

- 計画に基づき、事業や取組を実施・推進します。

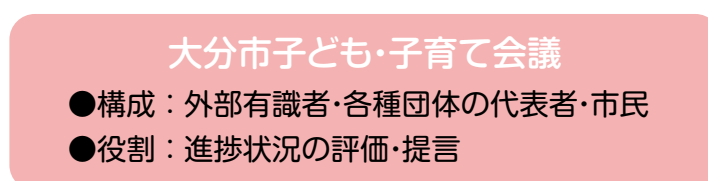
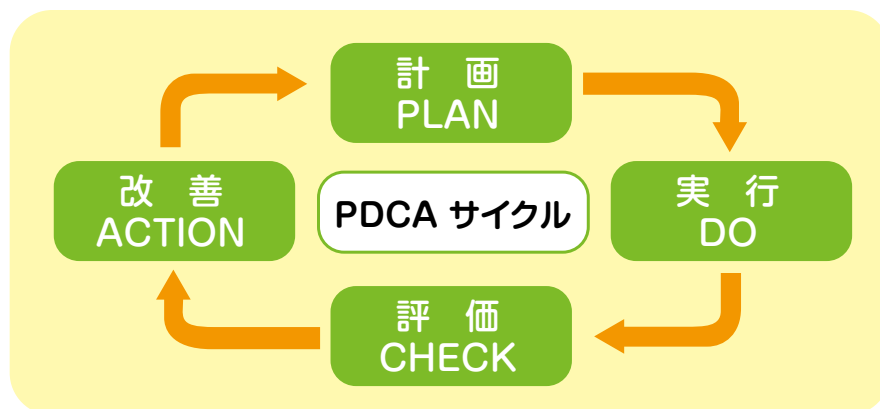
③ C=Check (評価:進捗状況の評価)

- 個別の事業・取組について事業シートを作成して課題を把握し、それを整理し管理する体制を構築します。
- 庁内検討委員会や、大分市子ども・子育て会議において、実績を評価します。
- 指標の達成度を随時確認するとともに、利用者アンケートを実施するなど、実態把握に努めます。
- 市ホームページ等において目標達成状況等を公表します。

④ A=Action (改善:計画・目標等の見直しと改善)

- 庁内検討委員会、大分市子ども・子育て会議の評価により、柔軟に計画を見直し、改善を図ります。

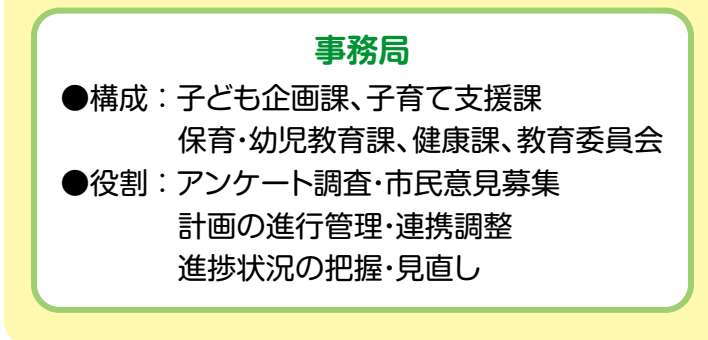
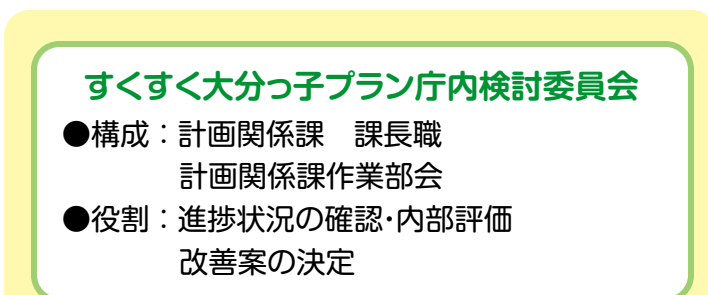
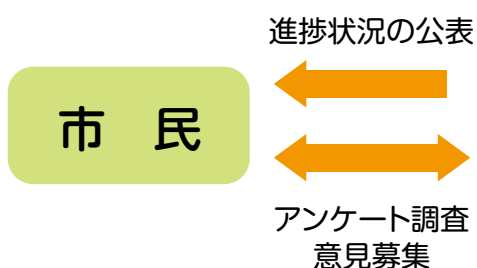
※本計画では、複数の組織の施策を対象としています。そのため、これらの施策が相互に関連し合い、市民により良いサービスを提供できるよう、庁内関係各課の情報の共有、連携、調整を密接に図ります。



進捗状況評価・提言



進捗状況の報告



子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業は、第2部各論第1章の該当分野に掲載するとともに、第2章に事業計画をまとめて掲載しています。

いずれの場合も下の記号を付けています。

（ただし、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」は量の見込み及び提供体制の確保を定めなくてもよいため、第2章には掲載していません）

市町村子ども・子育て支援事業計画

A 幼児教育・保育の提供

B 地域子ども・子育て支援事業

1. 妊婦健康診査事業
2. 乳児家庭全戸訪問事業
3. 利用者支援事業
4. 一時預かり事業
5. 延長保育事業
6. 病児保育事業
7. 子育て短期支援事業
8. 子育てファミリー・サポート・センター事業
9. 放課後児童クラブ事業
10. 養育支援訪問事業
11. 地域子育て支援拠点事業
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

C 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

D 労働者の職業と家庭生活の両立



切れ目のない 支援を目指して

第2部 各論

第1章 基本施策と事業・取組

- 分野1 生まれる前から乳幼児期の支援
- 分野2 子どもの育ちや自立への支援
- 分野3 配慮を要する子どもへの支援
- 分野4 社会全体での支援

第2章 子ども・子育て支援事業計画

1. 就学前児童の人口推計
2. 教育・保育提供区域の設定
3. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
及び提供体制の確保



第1章

基本施策と事業・取組

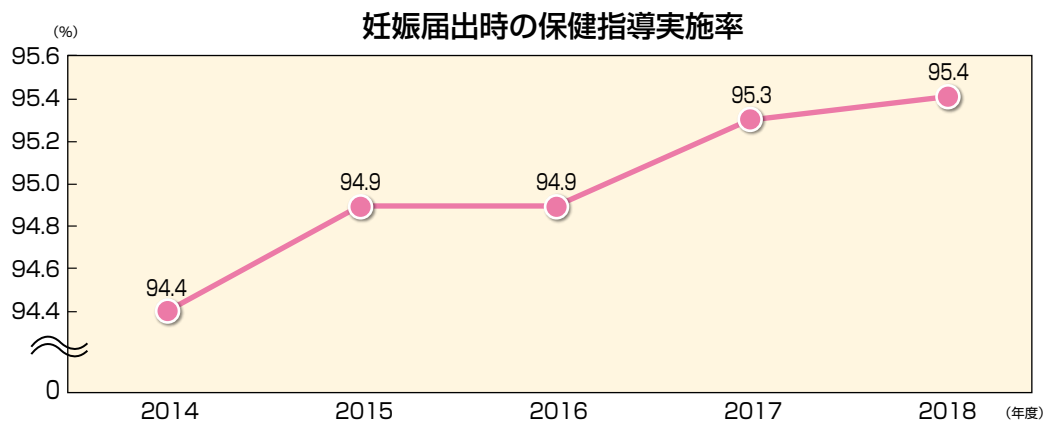
分野1 生まれる前から乳幼児期の支援

目標1 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実

基本施策① 妊娠期から乳幼児期の相談体制の充実

現状

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、家族の協力が得られない等により、妊娠・出産・育児への不安を抱える人が増えています。また、産後うつ*の母親や若年妊婦*、高齢妊婦*などへの支援が課題となっています。
- 2018（平成30）年度の妊娠届出時の保健指導の実施率は95.4%でした。



- 妊娠期については、国が目指す望ましい妊婦健康診査項目に沿い、2009（平成21）年度から行っている、母子健康手帳交付時の妊婦健康診査受診票の交付（14回分）に加え、2018（平成30）年度からは、出産予定日を過ぎた妊婦に対し、追加健診1回分の受診票を交付することで、経済的負担の軽減と定期受診の勧奨及び異常の早期発見・早期対応に努めています。
- 中央保健センター、東部・西部保健福祉センターと、大在、坂ノ市、佐賀関、大南、野津原健康支援室に保健師を配置し、身近で相談できる体制を整備しています。また、2019（令和元）年度からは、3か所の保健（福祉）センターに助産師等の専門職を配置した「パパママはっと相談コーナー」を設置し、妊娠中からの保健指導を充実するとともに、必要に応じて他機関と連携するなど、子育て世代包括支援事業*の機能を強化しました。



- 「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると、各保健センターの情報・相談サービスを知っていると回答した就学前児童の保護者の割合は83.8%でした。

課題

- 子育てに関する不安や負担感が大きな場合、母親の心身の健康状態に悪影響を与えるだけでなく、育児や子どもの成長と発達に影響を与える可能性があります。将来的に支援が必要となる家庭の早期発見・早期支援のためには、妊娠期からの状況把握が必要です。
- 妊娠・出産を安心して迎えるためには、適切な健康管理が必要です。必要に応じて医療機関等と連携し、妊娠中からの切れ目のない支援につなげることも必要です。
- 中央保健センターや東部・西部保健福祉センター、健康支援室などの身近な相談窓口の周知が必要です。
- 母子保健の関係部署と子育て支援の関係部署は互いに連携しながら多面的な支援に努めてきましたが、今後一層連携を深め、「子育て世代包括支援事業」として、継続的な支援を行っていく必要があります。

主な事業・取組

①妊娠・出産・育児に関する保健指導の充実

中央保健センターや東部・西部保健福祉センター、健康支援室での母子健康手帳交付時等に、保健師・助産師等の専門職員による個別の面接を行い、きめ細かな指導を行います。

②妊婦健康診査の推進（※B-1）

医療機関及び助産所*において、妊婦健康診査受診票を使用し、健診（受診票に記載された項目）を受け、妊娠中の異常を早期に発見し適切な保健指導につなげます。

③訪問指導の充実

新生児、未熟児、乳幼児、妊産婦等を訪問し、身体の発育・発達や、育児への不安や悩みの相談に応じるとともに、母乳育児や家族計画等の情報を提供するなど、必要な保健指導を行います。また、医療機関等からの情報提供により、支援が必要な妊産婦に対し訪問指導を行い、必要なサービス等につなげます。

④子育て世代包括支援事業の推進（利用者支援事業（③母子保健型））（※B-3）

母子保健の関係部署と子育て支援の関係部署との連携強化を図り、どこに相談しても必要な支援につながるよう、関係機関におけるネットワーク会議や研修会等を行い、妊娠・出産・育児に関する相談支援体制の充実を図ります。

また、中央保健センターや東部・西部保健福祉センターでの「すこやか育児相談*」、保健師・助産師・栄養士・心理相談員による家庭訪問等、相談体制の充実に努めるとともに、相談専用ダイヤル「すこやか育児電話相談」を気軽に利用できるよう周知し、利用促進を図ります。

〈個別事業の指標〉

事業名	指 標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①妊娠・出産・育児に関する保健指導の充実	妊娠届出時の保健指導実施率	95.4%	100%
②妊婦健康診査の推進	妊婦1人当たりの健診回数	11.1回 (2017 (H29))	14回
③訪問指導の充実	ハイリスク児*への訪問率	99.3%	100%
④子育て世代包括支援事業の推進	保健医療または福祉の関係機関とのネットワーク会議や研修会の回数	—	5回

〈成果指標〉

指 標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
低出生体重児の割合	9.1%	減少



パパママほっと相談コーナー

～妊娠・出産・子育ての相談窓口～

安心して出産や育児ができるように
保健師や助産師が
訪問や電話等でご相談を
お受けしています♪

大分市保健所健康課
中央保健センター
(大分市保健所内)
tel:097-536-2516

東部保健福祉センター
(鶴崎市民行政センター内)
tel:097-527-2143

西部保健福祉センター
(植田市民行政センター内)
tel:097-541-1496

★受付時間
8時30分～17時15分(月～金)



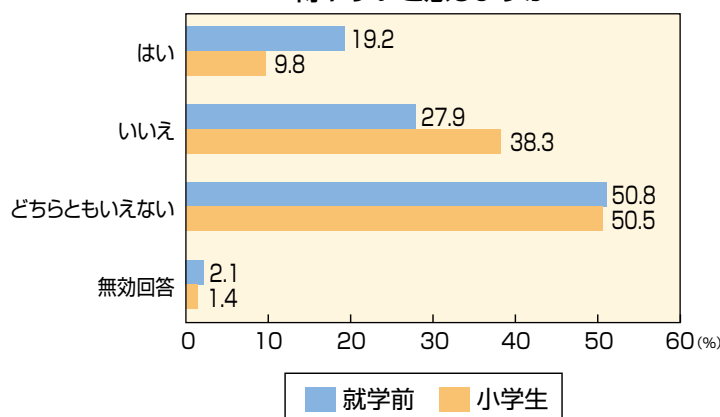


基本施策② 親育ちのための支援の充実

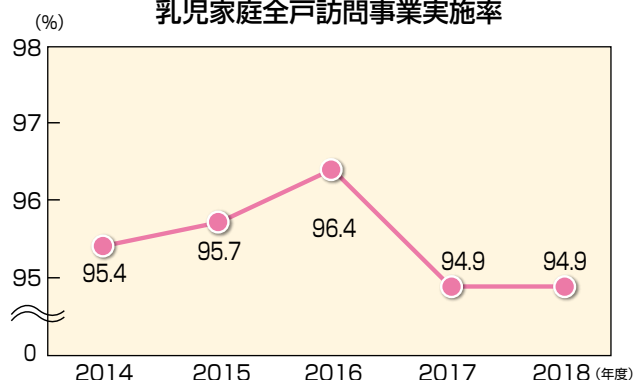
現状

- 「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると、子育ての情報を得やすいと感じる保護者の割合は、就学前児童の保護者で19.2%、小学生の保護者で9.8%でした。また、約5%の保護者が育児に関し気軽に相談できる相手がいないと回答しています。
- 「プレママ・プレパパスクール*」や「すくすく赤ちゃんルーム*」、「子育て教室」など参加型の子育て講座等については、申込みも多くニーズの高さがうかがえます。
- 保健師、助産師、看護師等が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業において、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに必要な情報提供を行ったり、支援が必要な家庭には、養育支援訪問事業につなげるなど、継続的な支援をおこなっています。

子育て支援サービスの情報を得やすいと感じますか



乳児家庭全戸訪問事業実施率



課題

- 子育て支援サイト「naana」の運営や子育て情報誌「大分市子育て応援ガイド」の配布などにより、子育て情報の提供を図ってきましたが、今後も積極的な情報提供を進める必要があります。そのため子育て支援サイト「naana」の情報内容を随時更新し、充実を図るとともに、スマートフォン保有率の高まり等に対応し、利用者の利便性向上のための取組が求められています。
- 情報化が進み育児情報もはんらんする中、子育てに関する講座で取り上げる内容なども、参加者向けアンケートを実施し、保護者のニーズに沿うように、常に見直しを図る必要があります。
- 共働き世帯の増加等により、子育てに祖父母世代の協力が重要となってきていますが、世代間の認識の違いから、親と祖父母の間で摩擦が生じる場合もあるため、昔と今の子育てについて双方が理解できるよう情報提供などの支援が必要です。

主な事業・取組

①子育て情報の提供

子育て支援サイト「naana」や子育て情報誌「大分市子育て応援ガイド」を活用し、子育て家庭に向けた情報を提供します。また、サイト内に交流サイト「おしゃべりnaana」を設け、親同士が交流できる場を提供します。

市外からの転入者に対しては、転入手続きの際、窓口で子育て情報誌「大分市子育て応援ガイド」等を配布するほか、子育て交流センターで「ウエルカムパーティー*」を催し、本市の子育て情報を提供するとともに、子育て家庭が早く地域になじめるよう後押しします。

そのほか、「おおいた孫育てガイドブック」の配布を進め、親世代の子育てを祖父母がサポートし、家族で子育てを支える気運の醸成を図ります。

②出産・育児に関する教室や講座の充実

初妊婦やその夫を対象とした「プレママ・プレパパスクール」や、乳幼児の保護者を対象とした「すくすく赤ちゃんルーム」、「親子スキンシップ教室」、祖父母世代を対象とした「孫育て応援教室」など、出産・育児について切れ目のない情報提供を行うための教室・講座を開催するとともに、保護者が悩みを抱え込まないよう育児相談や交流会を行います。

③「絵本の広場」等の実施

多くの保護者が集まる1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査の機会を活用し、絵本の紹介や読み聞かせ等を行い、絵本を介した親子の絆づくりの大切さについて啓発を図ります。また、就学前の子どもをもつ保護者に対して、子育てについて学習する子育て講演会を実施し、家庭における教育力の向上を図ります。

④幼児教育・保育施設における子育て支援の充実

幼稚園、保育所、認定こども園*において、未就園児の保護者を対象に子育て相談や子育て情報の提供を行うとともに、保護者同士の交流の場を提供し、親子の育ちを支援します。

⑤子育て教室の実施

リズム遊びや体操やクッキングなど、子どもの年齢にあわせて親子で参加できる教室や「NP*お母さんひろば」等、妊婦や乳幼児の保護者を対象に、子育て不安の解消を図り、自分らしい子育てを見つけるための講座を開催します。

⑥乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の推進（※B-2）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育てに必要な情報提供や助言を行い、地域の中で子どもが健やかに育つ環境づくりに努めます。配慮を要する家庭に対しては関係機関と連携し、継続的な支援を行います。



⑦ファミリーパートナーによる育児相談の実施（利用者支援事業（①基本型））（※B-3）

市内11カ所のこどもルームをファミリーパートナー*が巡回し、子どもの発達や育児相談を受けるとともに、子育てに関する情報提供を行います。また、育児に不安や悩みを抱える子育て家庭を訪問し、安心して子育てができるよう支援します。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①子育て情報の提供	大分市子育て支援サイト「naana」アクセス数	467,022件	500,000件
	大分市子育て支援サイト「naana」SNS*会員数	2,211人	2,500人
②出産・育児に関する教室や講座の充実	「プレママ・プレパパスクール」 「孫育て応援教室」参加者数	406人	450人
③「絵本の広場」等の実施	1歳6か月児健康診査、 3歳児健康診査時における 「絵本の広場」実施率	85%	100%
④幼児教育・保育施設に おける子育て支援の充実	幼稚園、保育所、 認定こども園における 子育て相談の実施施設の割合	77%	100%
⑤子育て教室の実施	子育て教室実施回数	45回	60回
⑥乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)の推進	訪問実施率	94.9%	100%
⑦ファミリーパートナーによる 育児相談の実施	育児等相談件数	1,922件	2,400件

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
子育てに関するアンケートにおいて、 楽しく子育てができていると感じると答えた保護者の割合	就学前:82.1% 小学生:71.9%	増加

大分市子育て支援サイト

naana

<https://www.naana-oita.jp>

大分市 naana
検索

大分市 naana マスコットキャラクター



『しいたん』『かおりん』

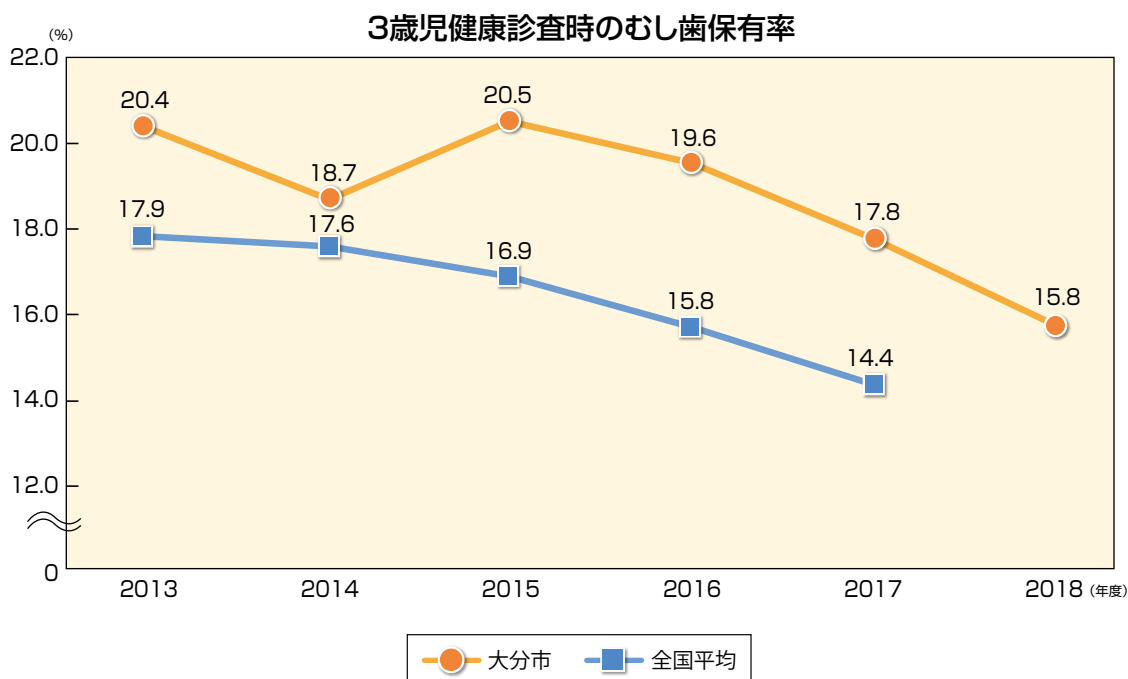


目標2 乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実

基本施策① 乳幼児期の健診・指導体制の充実

現状

- 2018(平成30)年度の乳幼児健康診査の受診率は3～4か月児97.0%、7～8か月児96.4%、9～11か月児94.5%、1歳6か月児95.8%、3歳児95.7%で、すべての健診において9割以上の受診率となっています。
- 2018(平成30)年度の3歳児健康診査におけるむし歯保有率は15.8%で、年々低下しているものの、全国平均(14.4%)に比べると高くなっています。



- 2018(平成30)年度の麻しん* (MR*を含む) ワクチンの接種率は、1期99.9%、2期94.8%で、2期は国が示す目標値の95%より低くなっています。
- 2017(平成29)年度「健やか親子21アンケート」の調査結果によると、育てにくさについて、「いつも感じる」または「時々感じる」と回答した割合は、3～4か月児で15.8%、1歳6か月児で24.9%、3歳児で36.2%と、月齢が上がるにつれて高くなっています。また、育てにくさを感じた時に、相談先を知らないなど、何らかの解決する方法を知らないと回答した保護者の割合が10%を超えています。
- 「大分市子育てに関するアンケート調査」によると、心肺蘇生法*を知っていると回答した就学前児童の保護者の割合は46.6%でした。



課題

- 乳幼児の健やかな心身の発育・発達を促すためにも、乳幼児健康診査の受診や保護者への育児支援が必要です。特に、乳幼児健康診査未受診者に対し、健診の必要性を説明し、受診につなげることが求められています。
- むし歯予防のための正しい知識の普及やブラッシング指導の充実や予防接種の勧奨、事故予防対策の普及啓発が必要です。

主な事業・取組

①乳幼児健康診査の機能強化

身体及び精神発達上の遅れや疾病を早期に発見し、適切な指導を行います。また、幼児健康診査においては、必要に応じて心理相談員による育児相談を行い、子どもの発達や育児不安への相談に応じます。

健診対象者全員に郵送にて受診案内を行い、未受診者には、再度手紙や訪問による受診勧奨を行います。さらに子ども家庭支援センター職員と訪問するなど、すべての親子の状況把握に努めます。

②乳幼児のむし歯予防対策の推進

乳幼児健康診査や各種育児教室等の機会をとらえ、むし歯予防のための指導を行います。また、「はじめての歯みがき教室」、「1歳6か月児健康診査」、「よい歯を育てる教室」等において、希望者にフッ化物塗布*を行います。

③予防接種の勧奨

市報、ホームページ、リーフレットを活用するとともに、乳幼児健康診査受診時に接種勧奨を行います。特に、麻しんの予防接種については、国の指針に基づき、積極的な接種勧奨に努めます。

④乳幼児の保護者に対する安全管理意識の啓発

事故予防コーナーの常設展示や「小児救急ハンドブック」の配布を行い、乳幼児突然死症候群*の発症予防、救急法や小児救急電話相談*等の普及啓発に努めます。



〈個別事業の指標〉

事業名	指 標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①乳幼児健康診査の機能強化	1歳6か月児健康診査受診率	95.8%	97%
	3歳児健康診査受診率	95.7%	97%
②乳幼児のむし歯予防対策の推進	3歳児健康診査時のむし歯保有率	15.8%	10.0%以下
③予防接種の勧奨	麻しん（MRを含む）ワクチン 1期・2期の接種率	1期:99.9% 2期:94.8%	95%以上
④乳幼児の保護者に対する安全管理意識の啓発	第1子の乳児家庭への「小児救急ハンドブック」の配布率	96.5%	100%

〈成果指標〉

指 標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
子育てに関するアンケート調査において、育児について相談できる人や機関があると答えた人の割合	94.9%	増加

すこやか育児電話相談

月曜日から金曜日（祝日を除く）9:00～16:30

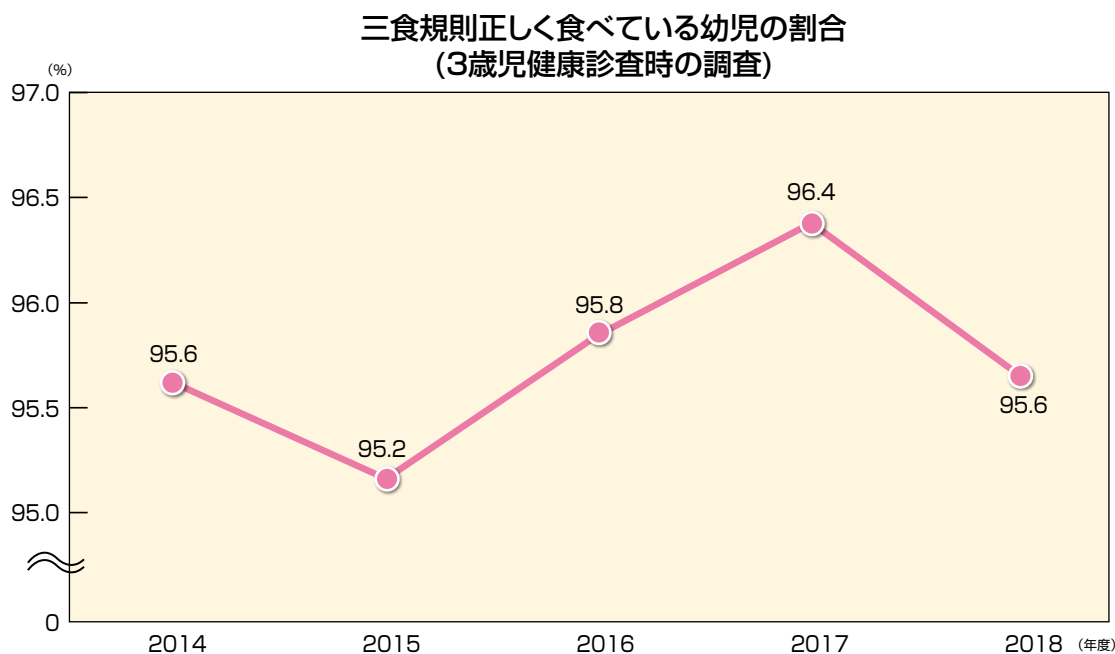
電 話 **537-8181**（ミナ・ハイハイ）



基本施策② 食育の推進

現状

- 乳幼児期は食べることの基礎づくりの時期であることから、栄養バランスのとれた食事の大切さや、三食きちんと食べる習慣づくり等の指導を行っています。
- 食のスタートである離乳食の進め方や作り方についての講習会を定期的 to開催し、個々の発達の状況に応じたアドバイスを行っています。
- 2018（平成30）年度3歳児健康診査で調査したところ、三食規則正しく食べている幼児の割合は95.6%でした。



- 幼稚園や保育所、認定こども園等からの要請に応じて食育サポートチーム*を派遣し、食育に関する話や調理実習を行っています。

課題

- 一日三食規則正しく食べ、食を楽しみ、栄養バランスのとれた食事ができるよう保護者への指導が必要です。
- 多くの幼稚園や保育所、認定こども園等が食育サポートチームを積極的に利用できるよう、活動の周知に努めます。

主な事業・取組

①乳幼児期における食育の推進

子どもの個々の発達に応じた「食べる力」をはぐくむため、保護者に対して離乳食講習会や健診会場での個別相談、地域からの依頼に応じた健康講話などを行い、望ましい食習慣の普及啓発に努めます。また、食育サポートチームによる食育の推進を図ります。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①乳幼児期における食育の推進	食育に関する講習会の開催回数	156回	160回

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
三食規則正しく食べている3歳児の割合	95.6%	100%

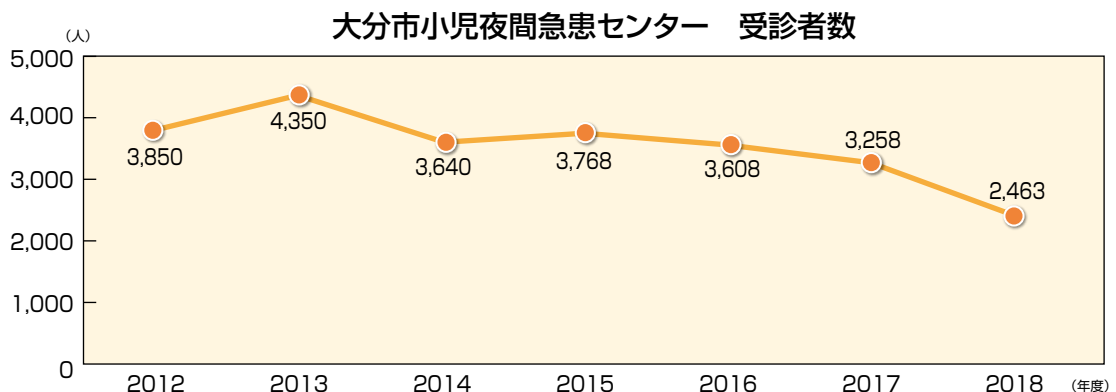




基本施策③ 小児医療体制の確保

現状

- 子どもの急病などに対応するため、夜間は大分市小児夜間急患センター、休日は休日当番医等で小児救急医療体制の確保を図っています。このうち、外来診療で比較的軽症な患者を受け入れる夜間の初期救急医療機関である「大分市小児夜間急患センター」の年間受診者数は、開設当初の2012（平成24）年度の3,850人から若干増減しながら推移し2018（平成30）年度は2,463人となっています。



課題

- 休日や夜間において、小児の2次救急医療機関（入院を必要とする患者を対象とする医療機関）へ急を要しない軽症患者の受診が増加すると、緊急性の高い重症患者の治療に支障をきたすおそれがあります。そのため、子どもが病気の際は、診療時間内の早めの受診や、夜間は大分市小児夜間急患センター（初期の患者を診療する医療機関）の受診を心がけるよう啓発することが必要です。

主な事業・取組

①小児医療体制の確保

関係機関の協力のもと、大分市小児夜間急患センターの運営支援や市民への適正受診*の啓発等を通して、医療体制の確保を図ります。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①小児医療体制の確保	大分市小児夜間急患センターによる夜間（20時～22時）の初期救急体制	365日実施	365日の実施体制を維持

〈成果指標〉

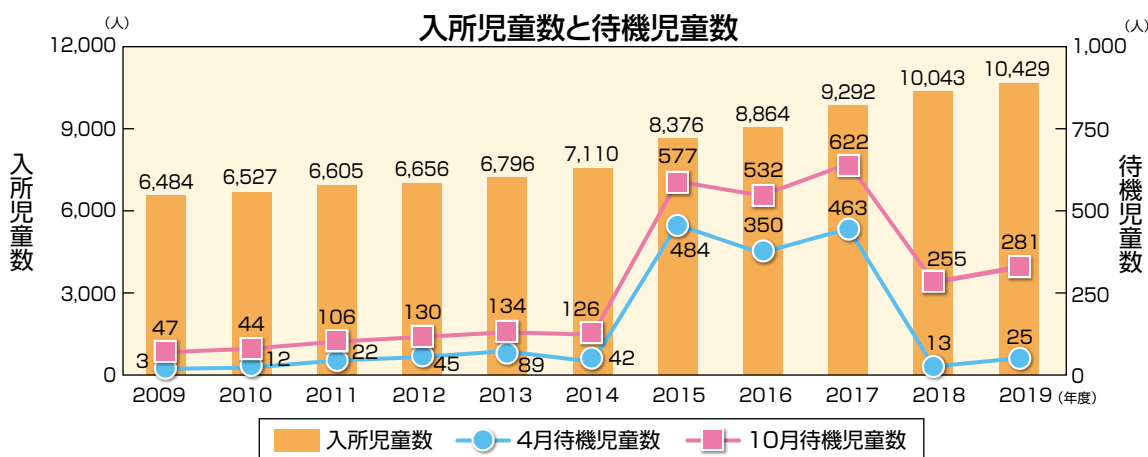
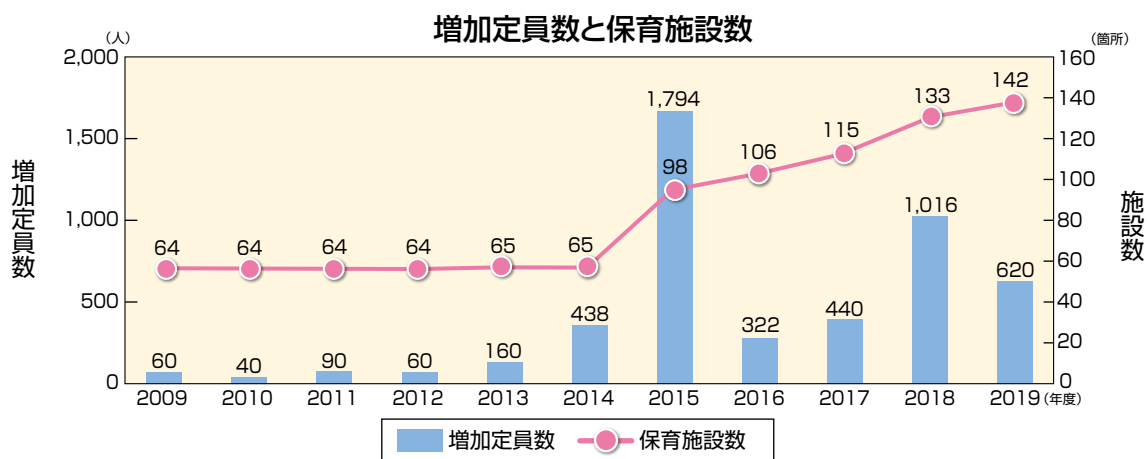
指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
大分市小児夜間急患センターによる夜間（20時～22時）の初期救急体制	365日実施	365日の実施体制を維持

目標3 乳幼児期における教育・保育の提供

基本施策① 認定こども園、幼稚園、保育所等の提供体制の確保

現状

- 近年、核家族化や地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる家庭や地域の環境が変化しており、祖父母や近隣住民等から日々の子育てに対する助言、支援や協力が得られにくい状況が見られています。
- 少子化が進む一方で、経済情勢の影響などから、共働き家庭の増加や、さまざまな就労形態が見られるようになった結果、保育ニーズは年々増加するとともに、多様化しています。
- 保育所等、保育の受け皿整備や育児休業制度等の充実など、仕事と育児の両立支援が推進されてきたことにより、女性の社会進出も進みましたが、就労の継続を希望しながらも、出産を機に退職する女性も依然として存在しています。
- 待機児童解消を目指し、2015（平成27）年度から3か年の保育施設整備緊急対策による定員拡大や入所事務の改善等により、2015（平成27）年度の子ども・子育て支援新制度施行以降大きく増加した待機児童数は、2018（平成30）年度以降、大幅に減少しています。





課題

- 2015(平成27)年度の子ども・子育て支援新制度施行以後、従来の幼稚園や保育所、認定こども園に加えて、小規模保育事業*や企業主導型保育事業*など、多様な保育サービスが整備されています。
- 保護者の選択に基づき、多様な保育施設等から幼児教育・保育を受けられるよう、提供体制を確保するとともに、乳幼児人口減少地域における教育・保育機能を維持するなど、地域の保育需要に応じた保育の提供体制の整備が必要です。
- 1、2歳児を中心として増加する保育ニーズや国の幼児教育・保育の無償化による影響の適切な把握と対応が求められています。
- 多様化する保護者の保育ニーズに柔軟に対応できる保育サービスの提供が必要です。

主な事業・取組

①待機児童の解消(※A-1)

女性の活躍推進による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を支援し、乳幼児期における教育・保育を提供するため、幼児教育・保育の無償化の影響なども考慮しながら、必要な定員を確保します。施設整備とあわせて、保育士の確保と離職防止を図ることで待機児童解消を目指します。

②認定こども園の普及促進(※A-2)

認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つことで、幼児教育と保育を一体的に提供することができるとともに、保護者の就労の状況にかかわらず利用できる施設であり、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型という4種類があります。

多様化する保育ニーズに対応し、子育て支援機能を提供するため、引き続き認定こども園化を進め、とりわけ認定こども園の理念、意義及び教育・保育の質の向上を図る観点から、幼保連携型認定こども園の普及促進を図ります。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018(H30)実績	2024(R6)目標
①待機児童の解消	施設定員数	11,097人※	14,343人
②認定こども園の普及促進	認定こども園の施設数	26か所	60か所

※2018(平成30)年度の施設整備等による2019(平成31)年4月1日の定員数

〈成果指標〉

指標	2018(H30)実績	2024(R6)目標
待機児童数	13人(4月)、255人(10月)	0人

基本施策② 質の高い乳幼児期の教育・保育の提供

現状

- 待機児童対策として認可保育施設の新規開設等による定員拡大に積極的に取り組んだことにより、経験の浅い保育士等が増加したことによる保育の質の低下が懸念されています。また、保育士等の人材確保に苦慮している幼児教育・保育施設もあります。
- 家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中、幼児教育・保育施設に対しては、教育・保育の質の向上や配慮を必要とする子どもへの支援の充実、幼稚園や保育所、認定こども園と小学校の連携（幼保小連携）の推進、子育て支援の拠点機能の拡充などの役割が期待されています。

課題

- 幼児教育・保育施設が、安全・安心な保育環境を整備し、適切な保育や保護者支援等を行えるよう、保育士等の資質や保育内容の質の向上が求められるとともに、人材の育成と確保が必要です。

主な事業・取組

①幼稚園教諭や保育士、保育教諭等の資質の向上（※A-3）

教育・保育の専門性を高めるため、幼稚園教諭や保育士、保育教諭等を対象としたキャリアアップ研修や本市独自の研修を引き続き実施するとともに、研修内容の充実を図ります。

②幼稚園教諭や保育士、保育教諭等の人材確保（※A-4）

- 幼稚園教諭や保育士、保育教諭等の人材を安定的に確保するため、県内指定保育士養成施設の学生や幼児教育・保育施設に就労を希望する潜在的な保育士に対し、施設の特色や魅力などを発信する「保育のしごとセミナー」を拡充するとともに、関係団体と連携しながら新規採用職員等の確保を支援します。また、県外の保育士養成施設に通う学生に、市内の保育施設の情報を提供するなどにより、Uターン就職を促していきます。
- 中学生や高校生を対象として、保育士の魅力を伝えるリーフレットを作成し配布するなど、早い時期からの保育士への興味喚起に取り組めます。
- 大分県保育士・保育所支援センターやハローワーク等の関係機関と連携し、潜在保育士*を対象とした「保育の職場体験講習会」を開催し、保育現場への円滑な復帰を促します。また、現在保育士等として働いている職員の離職防止のため、職場環境の改善や勤務労働条件の向上に向け、支援の充実を図ります。

③家庭や地域と連携・協働した幼児教育・保育の充実（※A-5）

家庭の教育力や地域の教育的資源を活用するなど、家庭や地域と連携・協働した教育活動の充実に努めます。



④幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携の推進（※A-6）

「大分市幼保小連携推進協議会*」等の意見を踏まえ、各小学校区等の実態に応じて、「校区幼保小連携推進協議会」を開催し、幼稚園や保育所、認定こども園等と小学校との連携を推進します。

⑤保育所等巡回支援事業の実施（※B-13）

幼児教育・保育施設が安全・安心な保育環境を整え、適切な保育の提供ができるよう、豊富な保育経験のある保育士等が施設を訪問し、保育中の事故防止や保健衛生、保育内容等に対して助言するなど、支援に取り組みます。

⑥幼児教育・保育施設等の指導監督（※A-7）

幼児教育・保育施設や認可外保育施設*に対し、市が定めた指導監督基準等に基づき、適切な教育・保育環境の確保に向け、指導を行います。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①幼稚園教諭や保育士、保育教諭等の資質の向上	年間研修参加延べ人数	1,477人	1,600人
②幼稚園教諭や保育士、保育教諭等の人材確保	常勤保育士の離職率	9.6% (2017 (H29))	減少
③家庭や地域と連携・協働した幼児教育・保育の充実	家庭や地域と連携した教育活動を実施した施設の割合	82%	100%
④幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携の推進	校区幼保小連携推進協議会を年2回以上実施している校区*の割合	85%	100%
⑤保育所等巡回支援事業の実施	保育所等巡回支援実施率	100%	100%
⑥幼児教育・保育施設等の指導監督	指導監査実施率	100%	100%

※校区…幼保小連携推進協議会における校区

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
子育てに関するアンケート調査において、就学前の教育や保育の内容に満足していると答えた保護者の割合	82.6%	増加

基本施策③ 保護者のニーズに応じた保育サービスの提供

現状

- 「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると、「希望した時期や時間に保育サービスを利用できた」と感じる保護者の割合は62.2%でした。
- 保護者の長時間勤務や短時間勤務等の就労形態の多様化により、育児疲れの解消や緊急時への対応等、保育サービスの充実が求められています。
- 保護者個々のニーズに応じ、幼稚園や保育所、認定こども園等の案内や子育て支援事業の情報提供、保育に関する相談・助言を行う専門の相談員を配置し、支援等を行っています。

課題

- 保護者の就労形態や就労の有無にかかわらず、希望に合った保育サービスが提供できるよう、地域におけるさまざまな子育て支援事業を充実させる必要があります。

主な事業・取組

①保育コンシェルジュの配置（利用者支援事業（特定型））（※B-3）

保育コンシェルジュ*を配置し、子育て家庭等からの保育サービスに関する相談対応を行うとともに、地域における幼児教育・保育施設等や各種保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行います。

②一時預かり事業（※B-4）

幼稚園や保育所、認定こども園等を利用していない保護者の短時間勤務や、傷病、冠婚葬祭、または育児疲れの解消等の理由で、一時的に保育を必要とする保護者のニーズに応えるため、定員の拡充を図ります。また、幼稚園に在園する園児や認定こども園に在園する1号認定子どもを対象に、教育時間の前後や長期休業等の預かりができる環境を提供します。さらに、私立幼稚園において、保育を必要とする2歳児を対象とした預かりの実施を促していきます。

③延長保育事業（※B-5）

保育所、認定こども園等において、保護者の就労状況等により、2号・3号認定子どもの保育時間を延長して保育を希望する保護者のニーズに応えるため、実施施設数の拡充を図ります。

④病児保育事業（※B-6）

保護者が就労している場合等において、子どもが病気または病気の回復期に自宅での保育が困難な場合、安心して預けることができるよう支援体制の充実を図ります。



⑤子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）（※B-7）

保護者が、病気、事故、冠婚葬祭、出張などの理由により子どもの養育が一時的に困難な場合、安心して児童養護施設等に子どもを預けることができるよう、受入れ体制の充実及び利用者数の拡大を図り、延べ利用日数の増加につなげます。

⑥子育てファミリー・サポート・センター事業（※B-8）

保育所や児童育成クラブへの送迎など、一時的に子どもを預かってほしい会員の依頼に応じて、育児の手助けができる会員を紹介します。関係機関と連携し、効果的な周知を行うとともに、利用しやすい制度の構築に努めます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
②一時預かり事業	利用定員数	1,363人	1,663人
③延長保育事業	実施施設の割合 (家庭的保育事業*を除く)	93%	100%
④病児保育事業	利用定員数	66人	66人
⑤子育て短期支援事業 (ショートステイ、 トワイライトステイ)	延べ利用日数	ショートステイ 242日 トワイライトステイ 27日	ショートステイ 275日 トワイライトステイ 35日
⑥子育てファミリー・ サポート・センター事業	援助活動件数	3,837件	4,800件
	登録会員数	1,907人	2,000人

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
子育てに関するアンケート調査において、希望した時期や時間に保育サービスを利用できたと感じると答えた就学前児童の保護者の割合	62.2%	増加

分野2 子どもの育ちや自立への支援

目標4 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を バランスよく育成し、生きる力をはぐくむ学校教育の充実

基本施策① 確かな学力の定着・向上

現状

- 2018(平成30)年度、児童生徒を対象に実施した各種学力調査において、結果が全国平均以上の教科の割合は、小学校94.1%、中学校88.0%です。

(小学校17教科中16教科、中学校25教科中22教科)

※小学校は義務教育学校の前期課程(第1学年から第6学年)を、
中学校は義務教育学校の後期課程(第7学年から第9学年)を含みます。

平成30年度 大分市児童生徒の学力の状況

○大分市標準学力調査(大分市教育委員会)

実施学年	小学校 第4学年						中学校 第1学年									
	国語		算数		理科		国語		社会		数学		理科		英語	
	基礎	活用	基礎	活用	基礎	活用	基礎	活用	基礎	活用	基礎	活用	基礎	活用	基礎	活用
大分市偏差値平均	50.4	50.1	50.9	50.6	48.8	50.5	52.0	50.7	51.4	50.6	52.0	51.2	54.0	52.2	52.8	52.7
全国との差	+0.4	+0.1	+0.9	+0.6	-1.2	+0.5	+2.0	+0.7	+1.4	+0.6	+2.0	+1.2	+4.0	+2.2	+2.8	+2.7

○大分県学力定着状況調査(大分県教育委員会)

実施学年	小学校 第5学年						中学校 第2学年									
	国語		算数		理科		国語		社会		数学		理科		英語	
	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用
大分市偏差値平均	51.7	51.1	51.5	51.6	52.1	51.3	51.5	50.4	51.0	49.7	51.8	50.4	51.0	50.2	51.1	50.9
全国との差	+1.7	+1.1	+1.5	+1.6	+2.1	+1.3	+1.5	+0.4	+1.0	-0.3	+1.8	+0.4	+1.0	+0.2	+1.1	+0.9

○全国学力・学習状況調査(文部科学省)

	小学校 第6学年					中学校 第3学年				
	国語		算数		理科	国語		数学		理科
	A	B	A	B		A	B	A	B	
大分市平均正答率	72	56	66	53	64	77	61	66	46	67
全国平均正答率	70.7	54.7	63.5	51.5	60.3	76.1	61.2	66.1	46.9	66.1
全国との差※	+	+	+	+	+	+	-	+	-	+

※全国学力・学習状況調査については、各県や市の正答率は整数値で、全国の正答率は小数第1位までの値で公表されています。そのため、実際の数値における全国との差を、+で表記しています。



課題

- 確かな学力の定着・向上のため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や個に応じた指導の充実に努める必要があります。

主な事業・取組

①大分っ子基礎学力アップ推進事業

基礎学力向上研究推進校を指定し、児童生徒の実態を踏まえた教科指導における実践的・実証的な研究を進めます。その研究成果は、公開研究発表会等を通し、他の小中学校及び義務教育学校の指導方法の工夫改善に生かします。また、各種学力調査の結果を受け、教科別に分析・考察、改善のポイント等をまとめた指導資料を作成し、各学校における指導の充実・改善に生かします。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①大分っ子基礎学力アップ推進事業	研究推進校における公開研究発表会の実施率	100%	100%

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
国・県・市主催の学力調査における全国平均以上の教科の数の割合	小学校 94.1% 中学校 88.0%	小学校 100% 中学校 100%

※小学校は義務教育学校の前期課程（第1学年から第6学年）を、中学校は義務教育学校の後期課程（第7学年から第9学年）を含みます。

基本施策② 豊かな心の育成

現状

- 現在の子どもたちは、他人を思いやる心や感動する心、規範意識や自らを律する心、地域社会の一員としての自覚や郷土を大切にすることが希薄になっていることなどが指摘されています。

課題

- 学校と家庭や地域社会が連携・協働し、子どもたちに豊かな人間性や社会性をはぐくむことが求められており、各学校においては道德教育を一層充実させる必要があります。

主な事業・取組

① 道德教育の充実

市内全小中学校及び義務教育学校において、教職員を対象として「大分市道德指導ハンドブック」を活用した研修を実施するなど、学校の教育活動全体を通じて、道德科を要とした心に響く魅力ある道德教育の充実に努めます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
① 道德教育の充実	「大分市道德指導ハンドブック」を活用した道德科の研修の実施率	100%	100%

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学校 83.3% 中学校 82.7%	小学校 90% 中学校 90%

※小学校6年生（義務教育学校の第6学年を含む）、中学校3年生（義務教育学校の第9学年を含む）が対象です。



基本施策③ 心身の健康の保持増進

現状

- 2018（平成30）年度、本市の児童生徒の体力・運動能力調査結果において、新体力テスト*における総合評価「C」以上の児童生徒の割合が小学校で85.5%、中学校で88.8%といずれも過去最高となっています。

※小学校は義務教育学校の前期課程（第1学年から第6学年）を、中学校は義務教育学校の後期課程（第7学年から第9学年）を含みます。

○新体力テストにおける総合評価基準（総合評価の求め方）

8種目のテスト項目の成績を年齢及び性別ごとに区分した種目得点表に当てはめ、1点から10点の10段階で点数化する。次にそれらの8項目の合計点を年齢別の総合評価基準表に当てはめ、A～Eの5段階で総合評価するもの。

段階	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳
A	39以上	47以上	53以上	59以上	65以上	71以上	51以上	57以上	60以上	61以上
B	33～38	41～46	46～52	52～58	58～64	63～70	41～50	47～56	51～59	52～60
C	27～32	34～40	39～45	45～51	50～57	55～62	32～40	37～46	41～50	41～51
D	22～26	27～33	32～38	38～44	42～49	46～54	22～31	27～36	31～40	31～40
E	21以下	26以下	31以下	37以下	41以下	45以下	21以下	26以下	30以下	30以下

- アレルギー性疾患の増加、生活習慣病*の低年齢化、思春期における心の不安定さなど、子どもの健康課題が多様化・深刻化しています。

課題

- 新体力テストの結果分析に基づき、指導法の工夫改善を行うとともに、運動に対する意欲を高める指導等を通して、児童生徒の体力の向上を図っていくことが重要です。
- 個々の健康課題を認識し、自ら解決する力や自他の生命を尊重する心をはぐくむなど、生涯を通して心身ともに健康で安全な生活を送ることができる資質や能力の育成が必要です。

主な事業・取組

①体力の向上

体力向上のため、各種研修を通じて指導者の資質向上及び指導方法の工夫・改善等を図りながら、進んで運動やスポーツに親しむ意識を醸成します。このほか、学校における部活動の充実に向け、部活動指導員や外部指導者等、地域のスポーツ指導者の活用を行い、地域社会全体と連携、協働した取組を推進します。

②健康教育の充実

- 学校・家庭・専門機関等が連携し、生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付け、自分自身を大切にするとともに相手も思いやることができるよう、思春期健康教育の充実を図ります。
- 関係機関との連携の下、児童生徒の発達段階を踏まえた喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育やがん教育の推進を図ります。

③歯と口の健康づくりの推進

将来にわたって健康的な歯と口腔を維持するために、学校歯科医、教職員、保護者が協力し、歯みがき指導・食に関する指導・フッ化物洗口を実施し、児童生徒のむし歯本数の減少を図ります。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①体力の向上	新体力テストにおける総合評価がC以上の児童生徒の割合	小学校 85.5% 中学校 88.8%	小学校 88% 中学校 91%
②健康教育の充実	思春期健康教育の開催回数	42回	増加
③歯と口の健康づくりの推進	12歳のむし歯本数 (1人当たり)	1.1本	0.7本

※小学校は義務教育学校の前期課程（第1学年から第6学年）を、中学校は義務教育学校の後期課程（第7学年から第9学年）を含みます。

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
子育てに関するアンケート調査等において、運動を見たり、したりするのが楽しいと感じると答えた児童生徒の割合	小学校 73.5% 中学校 81.9%	増加
中学生へのアンケート調査において、周りの人も自分と同じように大切な存在だと思うと答えた生徒の割合	83.1% (2019 (R1))	増加

※小学校は義務教育学校の前期課程（第1学年から第6学年）を、中学校は義務教育学校の後期課程（第7学年から第9学年）を含みます。



基本施策④ 人権・同和教育の推進

現状

- 子どもに生きる力をはぐくむためには、学校教育全体を通して人権尊重を基盤にした教育活動を展開することにより、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を培うことが重要です。

課題

- 子どもに自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を培うためには、指導者である教職員はもちろんのこと、子どもが人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけることが必要です。

主な事業・取組

①学校における人権・同和教育の推進

人権問題に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけるためには、さまざまな人との交流や体験的な活動が効果的であることから、地域の人材や人権啓発センター等を活用するなど、人権・同和教育の指導方法の工夫改善に努め、その充実を図ります。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①学校における人権・同和教育の推進	参加体験型の人権学習を受講した児童生徒の割合	72%	100%

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
人の気持ちが分かる人間になりたいと強く思う児童生徒の割合	90%	増加

※2018 (H30) 実績は生徒のみの割合

目標5

地域と一体となって子どもたちをはぐくむ 「地域とともにある学校づくり」の推進

基本施策① 地域とともにある学校づくり

現状

- 教育をめぐる課題が複雑化・多様化する中、子どもの豊かな学びと育ちを創造するため、学校は家庭や地域社会との連携・協働を図り、主体的かつ創意工夫に富んだ教育活動の展開を図っています。

課題

- 子どもの健やかな成長のためには、保護者や地域住民等の参画及び協力を促進することにより、学校運営の改善を図ることが重要です。また、子どもの学習意欲の喚起や各教科等における教育活動の充実を図るため、地域の教育的資源の活用が求められています。

主な事業・取組

①学校運営協議会制度*等の活用

学校運営協議会制度等を活用し、保護者や地域住民等の学校運営への参画等を進めます。

②地域の人材の活用による多様な学習活動の推進

地域の人材を活用し、学校と地域が一体となった多様な学習活動を推進します。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①学校運営協議会制度等の活用	学校運営協議会設置校数	24校	全校
②地域の人材の活用による多様な学習活動の推進	地域の人材を外部講師として招聘した授業を行っている学校の割合	小学校 87.3% 中学校 48.3%	小学校 100% 中学校 60%

※小学校は義務教育学校の前期課程（第1学年から第6学年）を、中学校は義務教育学校の後期課程（第7学年から第9学年）を含みます。

〈成果指標〉

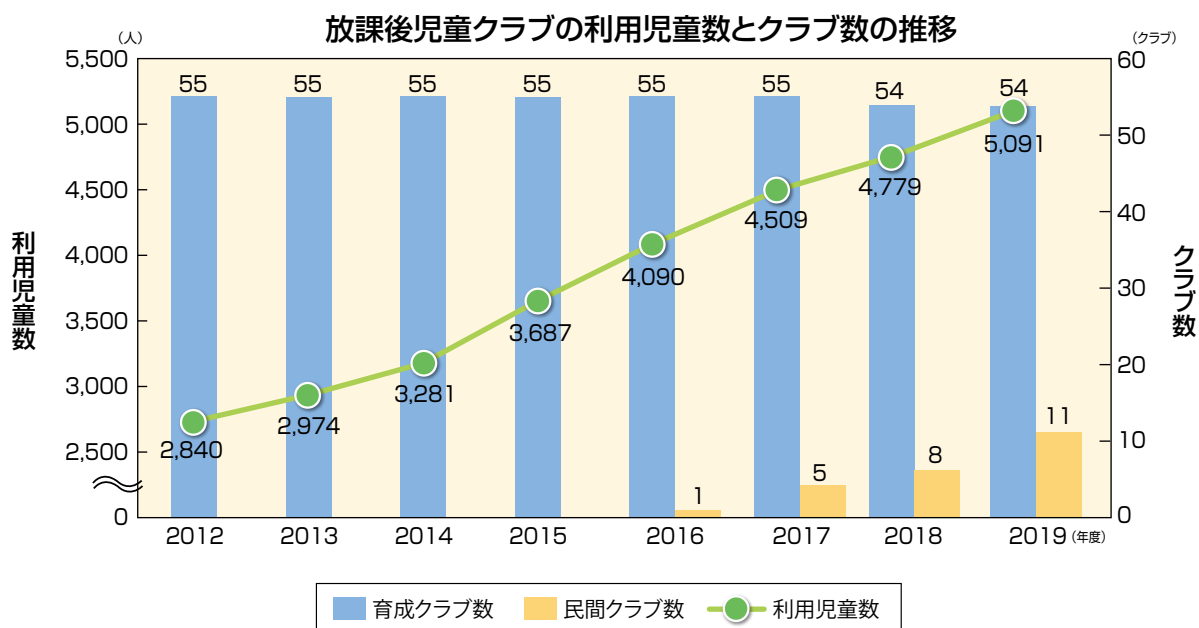
指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
子育てに関するアンケートにおいて、学校、家庭、地域社会が協働して「信頼される学校づくり」の取組を進めていると感じると答えた小学生の保護者の割合	75.1%	増加



基本施策② 放課後の居場所づくり

現状

- 国は、子どもの小学校入学を契機として仕事を辞めざるを得ない状態となる、いわゆる「小1の壁*」問題を解決するとともに、次代を担う人材を育成するため、利用を希望するすべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行えるよう、放課後児童クラブの整備を図ることとしています。本市では、小学校及び義務教育学校の敷地内での児童育成クラブ室の整備や民間事業者が運営する民間放課後児童クラブの活用も図ってきたところですが、利用児童数は増加傾向にあり、さらなる定員の確保に取り組んでいます。
- 現在、放課後児童クラブは、地域の自治会や保護者からなる運営委員会が運営する児童育成クラブと民間事業者が運営する民間放課後児童クラブがあり、活動内容については、それぞれのクラブが主体性をもって運営しています。
- 活動内容の質の向上を図るため、指導員研修や放課後児童支援コーディネーター*による巡回相談等に取り組んでいます。



課題

- 近年の女性就業率の上昇等により、共働き家庭の児童数のさらなる増加が見込まれる中、児童が放課後に安全・安心に過ごすことができるよう、計画的な施設整備や民間事業者の活用による必要な定員の確保を進めるとともに指導員の確保についても進める必要があります。
- 活動内容の質の向上のため、地域との連携を図り、指導員に対する研修や支援体制の充実を図る必要があります。

国の面積基準（児童1人当たり1.65㎡以上）を上回っている施設の割合（2018（H30）年時点）

国	74.6%
市	66.1%

※国の面積基準（児童1人当たり1.65㎡以上）を確保できていないクラブが、市全体で33.9%となっています。（全国平均：25.4%）

主な事業・取組

①放課後児童クラブ事業（※B-9）

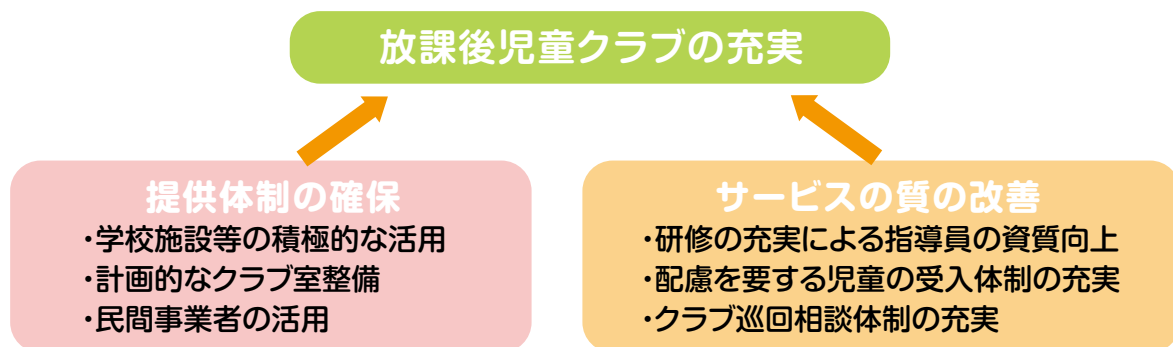
- 就労等により昼間保護者がいない家庭の児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図ります。
- 利用児童数に対応したクラブ室の面積基準を確保しながら、教育委員会・児童福祉関係部局が学校と連携を図り、余裕教室の活用等を検討し施設整備を進めます。
- 民間事業者が運営する放課後児童クラブを活用することで、提供体制の確保を図ります。
- 地域の実情に応じ、放課後児童クラブの開所時間の延長に引き続き取り組みます。
- 指導員の資質向上のため、県と連携を図り、有資格者（放課後児童支援員*）の割合を高めるとともに、市独自で行う研修の充実を図ります。
- 指導員バンクの利用促進を図るなど、各放課後児童クラブが安定的にクラブ運営を実施できるよう指導員の確保を促進します。
- 放課後児童支援コーディネーターとして、専門性を有する職員が、発達障がい等の配慮を要する児童の在籍する放課後児童クラブに巡回相談を行い、指導員に対する指導や助言を行うほか、放課後等デイサービスなども含め適切な居場所を確保するため、学校や保護者等と連携を図ります。
- 放課後児童クラブは、「子どもの主体性を尊重し、子どもの健全育成を図る」重要な役割を担っており、こうした役割を徹底することで、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図り、併せて各クラブの育成支援の取組内容を、それぞれの運営委員会や保護者会等を通じて、地域住民の代表や利用者に周知します。

②新・放課後子ども総合プランの推進

- 2019（令和元）年から2023（令和5）年までの新・放課後子ども総合プランを推進するため、放課後子ども教室と児童育成クラブの一体的な取組に向けて、関係者が定期的に情報交換や実施のための調整をします。
- すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、教育委員会と児童福祉関係部局の連携のもと、検討を進めるほか、余裕教室の活用等について、学校との協議を行います。



■ 地域子ども・子育て支援事業計画のイメージ



〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①放課後児童クラブ事業	放課後児童クラブ定員※	5,711人	7,488人
	指導員研修参加者数	983人	1,290人
	放課後児童支援コーディネーターの相談件数	520件	630件
②新・放課後子ども総合プランの推進	一体型の児童育成クラブと放課後子ども教室が整備されている小学校区の割合	27%	40%

※定員：各クラブの現有施設の面積を1.65㎡で割った数値。

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
放課後児童クラブを利用できなかった児童数	59人	0人
放課後児童クラブ主任指導員の有資格者率	89.7%	100%

目標6 安全・安心な学校づくりの推進

基本施策① いじめ、不登校等への対策の充実

現状

- 子どもを取り巻く社会環境の変化は、子どもたちの心に大きな影響を及ぼし、不登校の増加や倫理観、規範意識の低下が指摘される中、暴力行為やいじめ対策等が問題となっています。

課題

- 学校におけるいじめや不登校に対し、総合的・根本的に検討し、その防止や指導に努める必要があります。

主な事業・取組

①いじめ、不登校等への対策の充実

各学校における「いじめ防止基本方針*」に基づいた取組を行うとともに、いじめや不登校等についての児童生徒や保護者からの相談に対して、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*等、専門スタッフが関係機関と連携し対応するなど、いじめの解消や社会的自立に向けた相談・支援の充実を図ります。また、小中連携支援シート*を活用し、中1ギャップ*の解消を図ります。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①いじめ、不登校等への対策の充実	生徒指導に係る年3回のケース会議の実施率	100%	100%

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
小中学校におけるいじめの解消率	小学校 74.4% 中学校 79.0%	小学校 78.0% 中学校 82.0%
不登校児童生徒*の出現率	小学校 0.9% 中学校 5.2%	小学校 0.7% 中学校 3.6%

※小学校は義務教育学校の前期課程（第1学年から第6学年）を、中学校は義務教育学校の後期課程（第7学年から第9学年）を含みます。

※いじめの解消率…いじめの認知件数に対して解消している件数の割合。ただし、いじめの解消の有無は事案発生後少なくとも3か月を目安に判断します。

※いじめが解消している状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。
- ②被害児童生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。



基本施策② 危機管理体制の確立

現状

- インターネット上のトラブルや問題行動の低年齢化、不登校等、その内容も複雑・多様化し、学校だけでは問題の解決が困難なケースも増えているため、関係機関との連携を図っています。
- 児童生徒の登下校時における交通事故や不審者事案の件数は増加傾向にあります。

課題

- 全教職員が一体となった組織的な生徒指導体制を構築し、家庭や地域社会、関係機関との早期の情報共有とともに、適切な連携を図ることが重要です。
- 子どもの発達段階や、幼児教育・保育施設や小中学校及び義務教育学校、地域の実態に応じた、危険予測・回避能力を身に付けさせるための取組が必要です。

主な事業・取組

①情報モラルの育成

家庭との連携を図りながら、携帯電話やスマートフォン、パソコン等の利用におけるインターネット上の被害や危険性について、児童生徒の発達段階に応じた指導を充実させます。そのため各学校においては、専門機関との連携の下、講師による教職員向けの研修会や児童生徒・保護者向けの「ネット安全教室」等を開催し、情報モラルの育成を図ります。

②安全教育の推進

講師等による安全講話や自転車安全教室の開催、視聴覚教材や通学路安全マップを活用した指導等を積極的・計画的に実施し、安全教育・指導の充実を図ります。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①情報モラルの育成	児童生徒、保護者を対象とした研修会の実施率	100%	100%

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
子育てに関するアンケート調査において、学校で子どもたちが健やかに育っていると感じると答えた保護者の割合	89.4%	増加

基本施策③ 学校施設の整備・充実

現状

- 本市の小中学校では、耐震・トイレ・空調等の社会的要請に伴う改修や、屋上防水・外壁等の機能回復修繕を行い、おおよそ築50年で建替える施設整備を実施してきました。
- 今後10年経過すると教育施設の8割が築30年以上の建物となり、建替えや大規模改修のピークを迎えます。

課題

- 「大分市教育施設整備保全計画」に基づき、建替え中心から、建物を80年使用する、長寿命化に切り替えていくため、計画的に機能向上と機能回復に向けた修繕・改修を実施する必要があります。

主な事業・取組

①学校施設の整備・充実

計画的な学校施設の整備により、安全・安心な学校環境づくりに努めるとともに、社会的要求に応じた学校施設の整備を行うことで、教育環境の向上を図り、多様な形態による学習活動を可能とします。

〈成果指標〉

指 標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
長寿命化改修の実施棟数	校舎0棟 体育館1棟	校舎12棟 体育館10棟





分野3 配慮を要する子どもへの支援

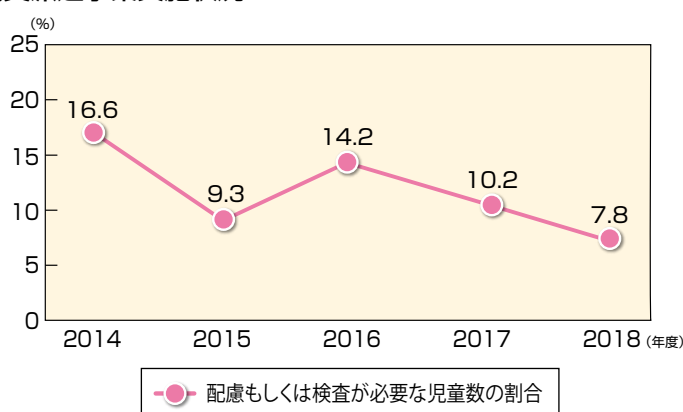
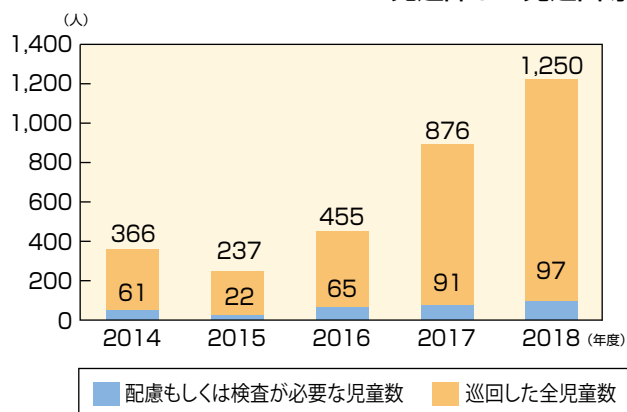
目標7 子どもと家庭へのきめ細かな支援

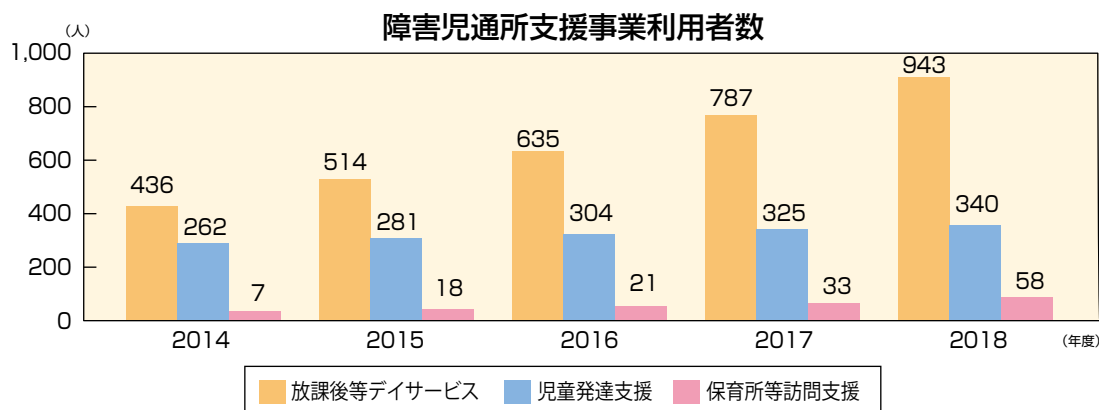
基本施策① 障がい等のある、またはその可能性のある子どもと家庭への支援

現状

- 身体障害者手帳*所持者数は横ばいで推移していますが、療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*所持者数は年々増加しています。また、1歳6か月児健診や3歳児健診、発達に関する相談や巡回療育相談、発達障がい児巡回専門員派遣事業などにおいて発達の遅れや偏りの可能性があると思われる子どもが増加しており、相談の件数や支援が必要なケースが増えています。
- 発達障がい児巡回専門員派遣事業で幼稚園や保育所、認定こども園等を巡回した専門員が、配慮もしくは専門機関での検査が必要と判断した子どもの割合は2016（平成28）年度は14.2%、2017（平成29）年度は10.2%、2018（平成30）年度は7.8%です。
- 障害児通所支援事業の利用者数は、2017（平成29）年度は放課後等デイサービスが787人、児童発達支援が325人、保育所等訪問支援が33人、2018（平成30）年度は放課後等デイサービスが943人、児童発達支援が340人、保育所等訪問支援が58人、利用者数は年々増加しています。
- 発達に支援が必要な子どもに対して、作業療法士や保育士等の専門職員が療育指導や相談に応じる、巡回相談や療育相談等を行う地域療育等支援事業の必要性が高まっています。
- 近年、幼児教育・保育施設において発達障がいの可能性がある子どもや医療的ケア*を必要とする子ども、また、海外から帰国した子どもや日本語の習得に困難がある子どもや家庭への支援が求められています。

発達障がい児巡回専門員派遣事業実施状況





課題

- 障がいのある子どもとその保護者が、生活のしづらさを感じ、社会から孤立してしまうことがないように、障がいの早期発見・早期対応や地域の中で安心して自立した生活を営むことができるようサポートすることが必要です。
 - 生まれながらの特性や障がい、多様な育ちの中で発達に課題のある子どもとその保護者に対して、乳幼児期から学齢期、就労期を通じて、切れ目なく一貫した、総合的な支援ができるよう、関係機関が相互に連携し、支援を行っていくことが必要です。
 - 手帳取得者※や、成長の過程で発達の遅れや偏りが発見され、療育支援が必要とされる子どもが増えている一方、障害児通所支援事業所には限りがあり、すぐには支援につながらないこともあるため、地域療育等支援事業で保護者の障がいの受容や適切な支援、方向性をつくる必要があります。
- ※手帳取得者…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得者
- 集団生活の中で子どもの障がいが顕著に現れることもあることから、集団生活の場における支援が必要です。
 - 幼児教育・保育施設においては、配慮を必要とする子どもとその保護者に適切な支援や助言が行えるよう、保育の質やスキルの向上が求められています。



主な事業・取組

①障がいのある子どもに対する地域療育等の支援（※C）

- 関係機関と連携し、発達の遅れや偏りの可能性がある乳幼児を対象に、専門職員による巡回相談や療育相談等を行い、地域生活への支援につなげます。また、在宅の障がいのある子どもの地域での生活を支えるため、訪問や外来等により、専門職員が在宅の障がいのある子どもに対して療育指導、相談を行うとともに、必要に応じて医療機関や障害児通所支援につなげます。
- 関係機関との会議や研修会等をもち、相互理解を促進するとともに、一貫した支援と地域療育等の支援の充実が図れるようにします。

②にこにこルームでの支援の充実（※C）

ことばや発達に不安のある、おおむね1歳6か月から就学前までの子どもとその保護者を対象に、親子で通所してもらい、保育を通して発達を促すとともに、保護者に対する相談・助言を行います。

③幼児教育・保育施設での支援の充実（※C）

- 障がいのある子どもを対象に保育所等での集団保育が可能な場合、個々の障がいの状況や発達の特性に応じた特別支援保育を行います。
- 市立保育所等における医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実を図ります。
- 海外から帰国した子どもや生活に必要な日本語の習得に困難のある子どもが集団生活に適應できるよう、計画的な指導内容や指導方法を工夫します。

④放課後等デイサービス（※C）

在学中の障がいのある子どもや療育を必要とする子どもを対象に、授業の終了後及び学校の休業日に、施設において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流を促進するための支援を行います。

また、障がいのある子どもに加え、保護者の支援も適宜行えるよう専門員を活用した相談会等の実施を事業所に促します。

⑤児童発達支援（※C）

就学前の障がいのある子どもや療育を必要とする子どもを対象に、施設において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練などの支援を行います。

また、障がいのある子どもに加え、保護者の支援も適宜行えるよう専門員を活用した相談会等の実施を事業所に促します。

⑥保育所等訪問支援（※C）

保育所等を利用している障がいのある子どもや療育を必要とする子どもに対して、施設を訪問し、集団生活に適應できるよう専門的な支援等を行います。

⑦居宅訪問型児童発達支援（※C）

医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

⑧発達障がい児巡回専門員派遣事業（※C）

臨床心理士等の専門職で、発達障がいに関する知識及び経験を有する者が、幼稚園や保育所、認定こども園、認可外保育施設等を訪問し、施設の保育士等職員や保護者を対象に、障がいの早期発見・早期対応のための助言等、支援を行います。

⑨特別支援教育の推進（※C）

- 特別支援教育に係る教職員研修を実施し、発達障がいを含めさまざまな障がいのある子どもに対する専門的・実践的な指導力の向上を図るとともに、各学校においては全教職員の共通理解に基づく支援体制を確立し、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援の充実に努めます。
- 次年度就学予定の障がいのある子どもの保護者等を対象に、特別支援教育担当者等が公民館等において、一人ひとりの子どもの障がいの特性に応じた就学相談を実施します。
- 学校内において日常的に医療的ケアを行う必要がある場合に、学校に看護師を派遣し、医療的ケアを行うことにより、児童生徒の安全な学校生活及び教育活動の確保並びに保護者負担の軽減など、合理的配慮*を図り、児童生徒の教育機会を保障します。
- 大分市相談支援ファイル「つながり」*の活用により、支援や配慮を必要とする子どもの情報を整理し、医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が保護者と必要な情報を共有しながら、それぞれが適切な支援を行うとともに、生涯にわたる継続的な支援に役立てます。





〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①障がいのある子どもに対する地域療育等の支援	療育相談件数	2,305件	増加
②にこにこルームでの支援の充実	療育機関や教育機関につなげた割合	86.2%	100%
③幼児教育・保育施設での支援の充実	特別支援保育を実施している保育所等の数	51園	54園
	医療的ケアが必要で、市立保育所等の入所を希望する子どもの受け入れ割合	—	100%
④放課後等デイサービス	利用児童数	943人	増加
⑤児童発達支援	利用児童数	340人	増加
⑥保育所等訪問支援	利用児童数	58人	増加
⑦居宅訪問型児童発達支援	対象者で、サービスを希望する子どもの受け入れ割合	—	100%
⑧発達障がい児巡回専門員派遣事業	発達障がい児巡回専門員実施率	100%	100%
⑨特別支援教育の推進	大分市相談支援ファイル「つながり」の配布数(累積)	2,121冊	4,500冊

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
療育支援を必要とする子どもとその保護者への支援に満足している保護者の割合	100%	100%

基本施策② ひとり親家庭の自立支援

現状

- ひとり親世帯の世帯収入は、全世帯の平均収入に比べ低い場合が多く、国の調査では、ひとり親世帯の半数が貧困の状況にあるとの結果が出ています。とりわけ、その大半を占める母子世帯の収入は、父子世帯の半分程度に留まり、雇用形態についても正規職員の比率は母子世帯が父子世帯に比べて極めて低く、全国的な課題となっています。

課題

- 平均所得が低いひとり親家庭に対しては経済的支援を行うとともに、安定した就業に向け、特に母子家庭の親に対する就業支援が必要です。
- 2018（平成30）年8月に実施した「大分市子どもの生活実態調査」によると、就職支援の充実が重要と回答したひとり親世帯は、約3割となっており、正規就労や転職のための支援施策について、さらなる充実を図るとともに周知と利用の促進を図る必要があります。

主な事業・取組

①ひとり親家庭等の就業及び生活支援の推進（※C）

- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の個々の実情に応じた自立支援プログラムを作成します。また、大分就労支援コーナーと緊密に連携するなど、きめ細かな支援を行います。
- ひとり親家庭支援プラザにおいて、利用しやすい毎週土曜日に母子・父子自立支援員による相談業務を行うとともに、参加しやすい時間帯に資格取得講習会を実施し、個々のスキルアップを支援するなど、ひとり親家庭への支援施策の推進に努めます。
- 母子生活支援施設（しらゆりハイツ）において、生活全般の相談に応じるとともに関係機関と連携し、入所者の生活の安定を図る中で就労に向けての支援を行い、早期の自立を図ります。
- さまざまな施策や制度がある中、相談窓口での情報提供の充実にも努め、周知を進めるとともに、関係機関と連携を図り、ケースに応じたきめ細かな対応を行うことで、必要な支援が適切に届くように努めます。
- 「大分市子どもの生活実態調査」によると、母子家庭の親は、非正規雇用の割合が高くなっており、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況におかれている場合が多いことが伺えます。また、父子家庭においても同様の困難を抱える家庭もあるため、資格取得につながる高等職業訓練促進給付金事業の利用促進を図ります。

②自立促進のための経済的支援

- ひとり親家庭の親と子や、父母のいない子どもに対し、医療費の助成制度を周知して利用促進に努め、対象世帯への経済的負担の軽減を図ります。
- 母子家庭や父子家庭等の経済的自立を助成するため、各種資金の貸付を行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を周知し、必要に応じた利用の促進を図ります。



〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①ひとり親家庭等の 就業及び生活支援の推進	母子家庭等就業・自立支援センター事業 による自立支援プログラム策定人数	53人	増加
	高等職業訓練促進 給付金新規受給者数	22人	増加
②自立促進のための 経済的支援	ひとり親家庭の親等 医療証交付未申請件数	64件	減少

〈成果指標〉

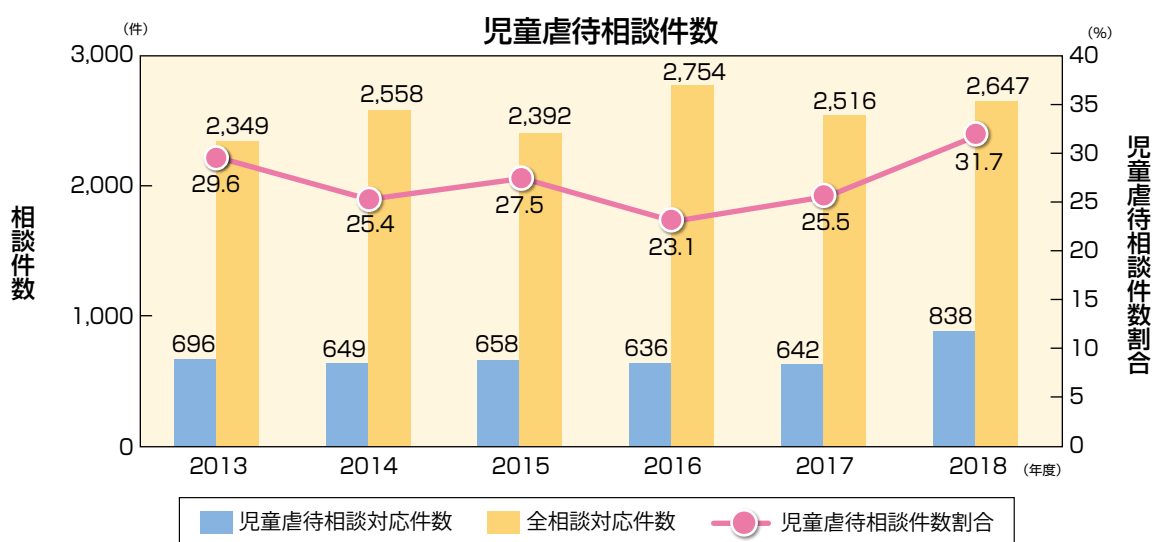
指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
就業支援事業によるひとり親家庭の親の正規職員就業率	23.8%	増加



基本施策③ 児童虐待の早期発見と対応の強化

現状

- 児童虐待相談対応件数は、2018（平成30）年度は838件と、子どもに関する全相談対応件数の約3割を占めており、2013（平成25）年度の696件から150件ほど増加しています。
- 核家族化や近隣住民との関係の希薄化、家庭や地域における子育て機能の低下等、養育環境が変化するなか、その内容は深刻化、複雑化しています。
- 全国的な児童虐待相談の対応件数の増加や相次ぐ深刻な虐待事案等を踏まえ、国において、児童虐待防止対策の一つとして、中核市に対し児童相談所設置を求める動きが促進されています。



課題

- 子ども家庭総合支援拠点*である大分市子ども家庭支援センター*を中心として、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努める必要があります。
- 深刻化・複雑化する虐待事案へ対応する体制や専門性のさらなる強化が必要です。

主な事業・取組

①要保護児童対策地域協議会の充実・強化（※C）

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応から、虐待を受けた子どもの心身のケア、再発防止に至るまで、切れ目のない支援の充実を図るため、「大分市要保護児童対策地域協議会*」を中心とした関係機関の取組の充実や相互の連携・強化を推進します。また、地域が一体となり要保護児童等の支援を行うため、「大分市要保護児童対策地域協議会中学校区実務者会議（中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議）*」により、地域の支援ネットワークの充実を図ります。



②養育支援訪問事業（※B-10）

乳児家庭全戸訪問事業等により養育について支援することが必要と判断される家庭に対して、ヘルパーによる育児・家事の援助や保健師等専門職員の訪問による指導・助言を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。

③関係機関との連携・強化（※C）

保健、福祉、教育などの関係課が連携するとともに、「大分市児童虐待問題等特別対策チーム*」の推進を図り、児童虐待の早期発見・早期対応の強化を図ります。また、保護や支援を要する子どもに適切に対応するため、大分県中央児童相談所*との連携・協力体制の強化を図ります。

④児童虐待防止のための広報・啓発（※C）

「子ども虐待対応の手引き」「相談窓口周知用カード・子ども向け相談窓口周知用カード」や子ども家庭支援センターのリーフレットを配布するほか、講演会等を開催し、市民や地域関係者に向け、児童虐待防止や虐待に関する通告義務の徹底についての広報・啓発活動に取り組みます。

⑤児童相談所設置の検討

全国的に児童虐待に関する痛ましい事件が後を絶たず、大きな社会問題となるなか、中核市が児童相談所を設置することにより、子育て支援から要保護児童施策まで一貫した対応が可能となり、基礎自治体として身近な社会資源の活用に基づく児童福祉施策の展開が期待されていることから、本市においても、児童相談所の設置について、課題整理を含め、検討を進めます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①要保護児童対策 地域協議会の充実・強化	個別事例検討会議の開催回数	220回	増加
②養育支援訪問事業	訪問回数	ヘルパー派遣 10世帯(延べ122回) 専門職員派遣 92世帯(延べ316回)	増加
③関係機関との連携・強化	教育センターや保健所との 連絡会開催回数	—	6回
④児童虐待防止のための 広報・啓発	相談窓口周知用カードの 配布先施設等の数	424か所	440か所

〈成果指標〉

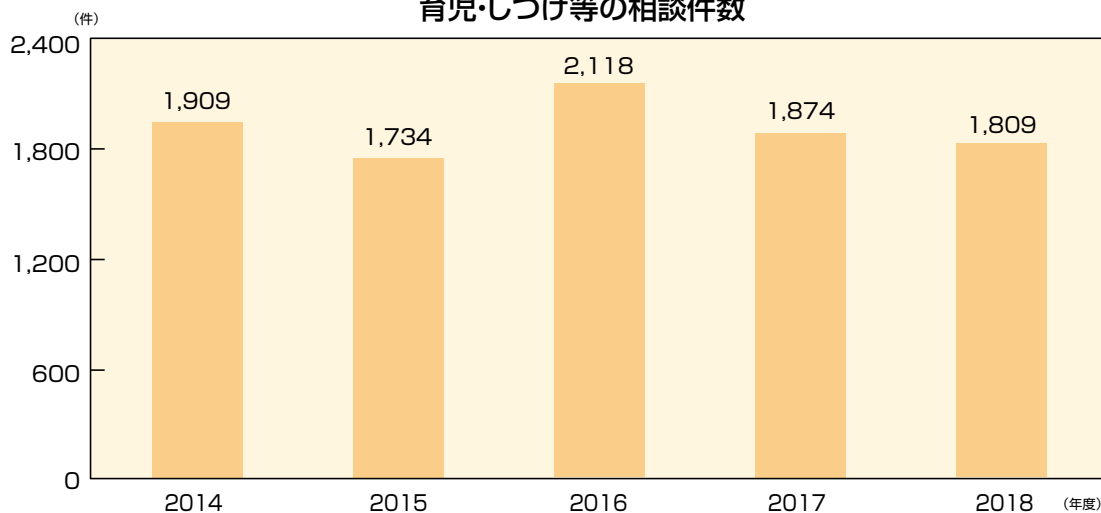
指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
児童虐待相談のうち、重症度の高い相談の割合	2.0%	減少

基本施策④ 相談体制の充実

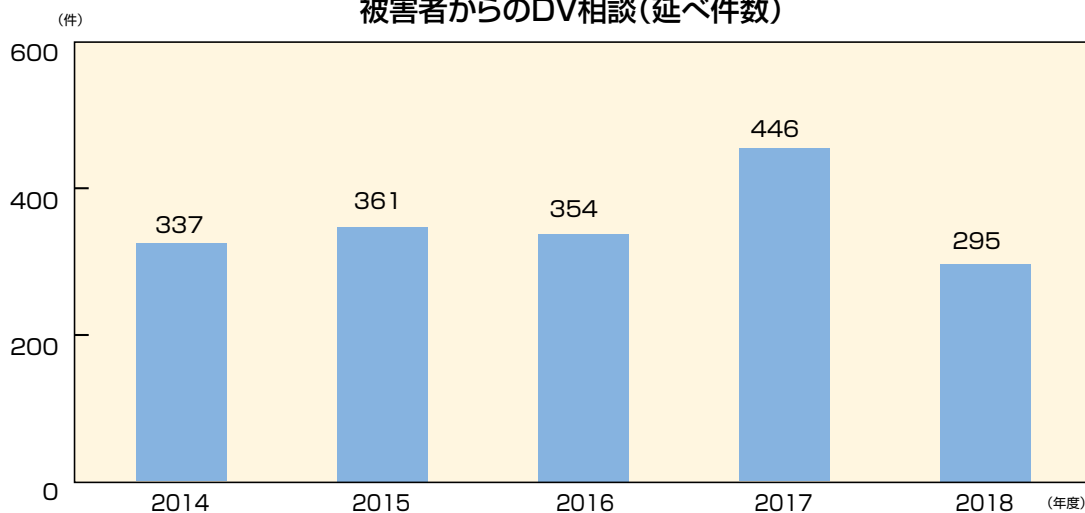
現状

- 児童虐待相談以外の育児やしつけ、性格行動等、子どもに関する相談件数は、2014（平成26）年度は1,909件でしたが、2018（平成30）年度は1,809件となっています。
- 配偶者等からの暴力（以下、DV*という）に関する被害者からの相談件数は、2014（平成26）年度は延べ337件でしたが、2018（平成30）年度は延べ295件となっています。

育児・しつけ等の相談件数



被害者からのDV相談(延べ件数)



課題

- 複雑化・多様化する子どもに関する相談やDVに関する相談に対応するため、相談体制の充実を図る必要があります。また、子どもに関する相談やDVの被害を受けた母子等への適切な支援が求められています。



主な事業・取組

①子どもに関する相談体制の充実

育児や性格行動など、子どもに関する市民に身近な相談窓口として、中央・東部・西部の市内3か所に「子ども家庭支援センター」を設置しています。複雑化・多様化する子どもに関する相談にきめ細かな対応ができるよう、各種研修により職員の資質向上に努め、相談体制の充実を図ります。また、相談内容に応じて、学校や幼児教育・保育施設等との連携を図るとともに、必要に応じて専門の医療機関や療育機関での支援につなげます。

②DVに関する相談・支援体制の充実

DVの中でも、子どもの見ている前で配偶者やパートナーに暴力をふるう「面前DV」は心理的虐待に当たり、子どもの心に深刻な傷を与えることから、中央子ども家庭支援センター内にDV相談担当を配置し、相談・支援を行っています。また、婦人相談所*等関係機関との連携を強化するとともに、DV被害者の安全確保のために有効な「保護命令制度*」利用の援助等を行い、DV被害者に寄り添った支援の充実に努めます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①子どもに関する相談体制の充実	子どもに関する相談件数	1,809件	増加
②DVに関する相談・支援体制の充実	DVについて正しく認知している人の割合（相談者）	25% (2019 (R1) .6時点)	増加

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
子育てに関するアンケートにおいて、育児に関する相談先がないと答えた人の割合	4.7%	減少

目標8 子どもの貧困対策の充実

基本施策① 生活困窮世帯の保護者への支援の充実

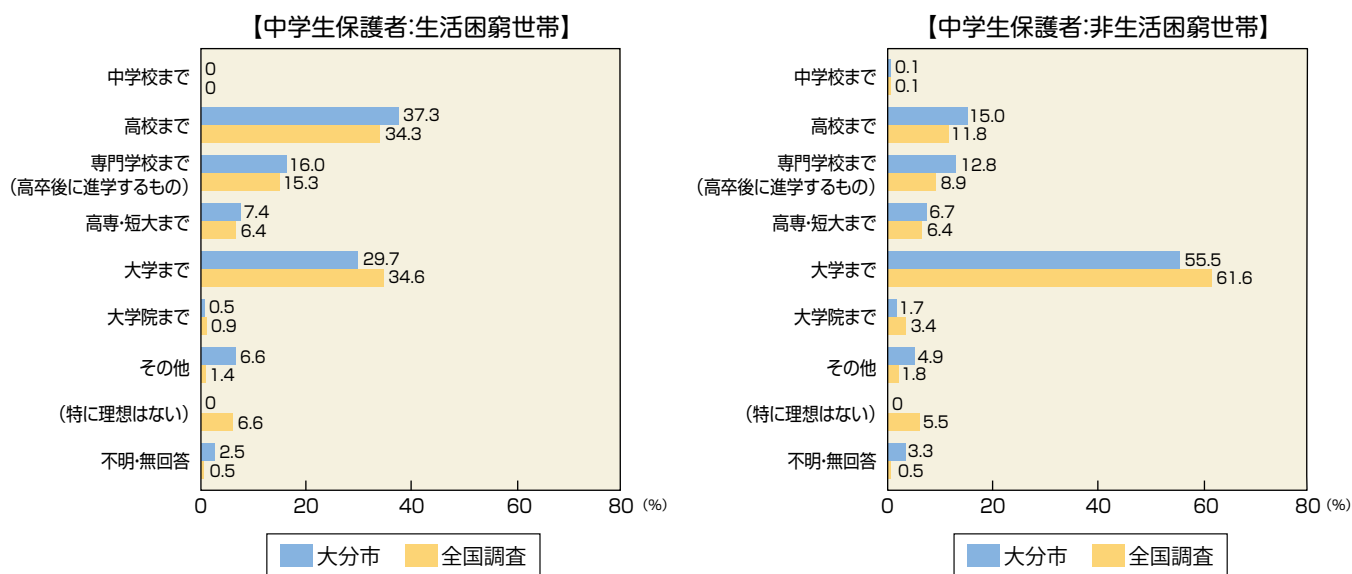
※2018（平成30）年8月に実施した「大分市子どもの生活実態調査」では以下の状況が明らかになっています。

（調査対象：5歳・小学校5年生・中学校2年生の保護者及び小学校5年生・中学校2年生の児童生徒（義務教育学校についても年齢区分に応じて調査対象に含んでいます。））

現状

- 生活困窮世帯*では、食料や衣料、家賃をはじめ、電気やガス、水道などの公共料金といった生活の基盤となる衣食住に関するものへの支払いや、子どもが学校へ通ううえで必要となる文房具や学習参考書の購入、給食費や教材費などの支払いが、困難だったという経験をしています。
- 生活困窮世帯では、ひとり親世帯の割合が高くなっています。なかでも母子世帯では、パート・アルバイト等の非正規雇用の割合が5割を超えており、母親のみの収入で生計を維持することが困難な状況が伺えます。
- 初めて親となった年齢が、10代～20代前半（～23歳）の世帯では、生活に困窮している割合が高くなっています。
- 子どもの医療費や就学に係る費用などへの経済的支援の充実を求めている世帯の割合が高く、生活困窮世帯では住宅に関する支援を求めている割合が非生活困窮世帯よりも特に高くなっています。

お子さんに、どの段階までの教育を受けさせたいですか





課題

- 生活困窮世帯の中でもひとり親世帯は、周囲との関わりが薄くなる傾向があり、気軽に相談できる相手が少ないことから、気軽に相談できる支援体制の整備が求められています。
- 家族の介護や育児、病気・障がい等のため働きたくても働けない状況にあることで生活困窮となっていることもあり、保護者が働ける環境の整備や就労支援の充実が求められています。
- 生活困窮世帯では、初めて親になった年齢が若い人の割合が高く、また、年齢が若くなるほど妊娠に喜びを感じる割合が低くなる傾向があるため、安心して妊娠・出産が迎えられよう、妊娠期からの適切な支援が必要です。
- 子どもの医療費や就学にかかる費用などの軽減が重要と考える人の割合が高くなっており、経済的支援の充実が求められています。

主な事業・取組

①ひとり親家庭に対する就業・自立支援

ひとり親家庭を対象に、母子・父子自立支援員による相談業務を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、就業情報の提供、職業あっせんなど、一貫した就業支援サービスの提供を行います。また、養成機関での修業期間に生活費を支給する「高等職業訓練促進給付金事業」の周知を図るなど、自立に向けたきめ細かな支援を行います。

②スクールソーシャルワーカーによる支援

全小中学校及び義務教育学校に配置しているスクールソーシャルワーカーが、子どもの背景にある貧困の状況を把握し、保護者と関係機関をつなぐなど連携を図りながら支援を行います。

③妊娠・出産・育児に関する保健指導の実施

核家族化や少子化の進行に伴い、一人で育児不安を抱える保護者が増加していることや、若年妊婦に生活困窮者が多いことから、妊娠届出時にすべての妊婦に保健指導を行い、安心して出産・育児ができるよう支援を行います。

④経済的支援の充実

ひとり親家庭を対象に保険診療の自己負担金を助成する「ひとり親家庭等医療費助成制度」や、幼稚園や保育所、認定こども園等で日用品、文房具等の購入に要する費用や、食事の提供に要する費用について、生活保護世帯等を対象に費用の一部を助成する「実費徴収に係る補足給付事業」を行います。また、経済的理由によって小中学校及び義務教育学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の助成を行う「就学援助事業」、経済的な理由により修学困難な高校生・大学生等に対して、一定の条件のもとで奨学金を貸与または給付する奨学助成事業等の経済的支援に取り組みます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①ひとり親家庭に対する 就業・自立支援	母子家庭等就業・自立支援 センター事業による自立支援 プログラム策定人数	53人	増加
	高等職業訓練促進給付金新規 受給者数	22人	増加
②スクールソーシャル ワーカーによる支援	関係機関へつなぐなど、貧困の状況 の改善が見られた家庭の割合	68.2%	増加
③妊娠・出産・育児に関する 保健指導の実施	妊娠届出時の保健指導実施率	95.4%	100%

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
就業支援事業によるひとり親家庭の親の正規職員就業率	23.8%	増加
子育てに関するアンケートにおいて、 子育てについて相談する相手がいないと答えた人の割合	4.7%	減少

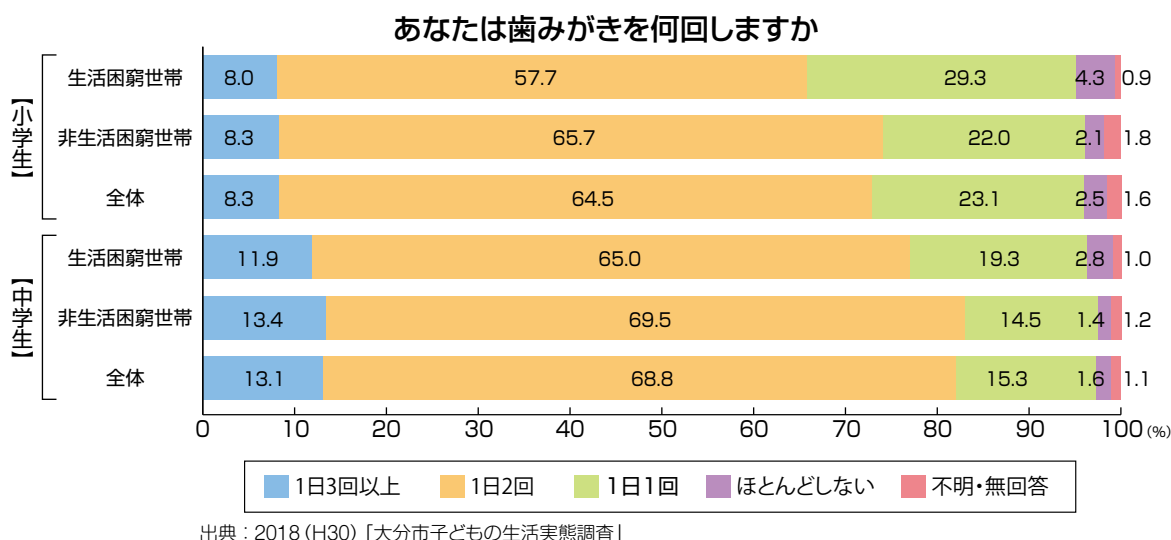




基本施策② 生活困窮世帯の子どもへの支援の充実

現状

- 生活困窮世帯では、どの学校まで進学したいと思うかについて、非生活困窮世帯と比較すると「高校まで」と希望する割合が高く、「大学まで」を希望する割合が低くなっています。
- 塾や習い事をしている子どもの割合や、子どもの年齢に応じた本の購入、家族旅行等をする世帯の割合などで、生活困窮世帯では非生活困窮世帯よりも低くなっており、さまざまな体験が不足している状況が伺えます。
- 子どもの生活実態について、朝ごはんを「毎日食べる」や歯みがきの回数が「1日2回以上」など、基本的な生活習慣が身についている子どもの割合が、生活困窮世帯では非生活困窮世帯よりも低くなっています。



課題

- 将来の進学希望について、「大学まで」を選択することが必ずしも積極的な進路選択とは言えないものの、子どもの学習意欲が家庭の状況に左右されないように、学習支援や多様な体験の機会を創出するなどの支援が求められています。
- 生活困窮世帯では、非生活困窮世帯と比較して基本的な生活習慣が身につけていない割合が高いことから、小さい頃から基本的な生活習慣を確立するための支援が必要となっています。

主な事業・取組

①子どもの学習支援事業の推進

所得格差と教育格差との関連が指摘される中、家庭環境に左右されず、子どもの学習機会が保障されるよう、生活保護世帯と就学援助受給世帯の中学生を対象に、学習塾に係る費用の一部を助成して学力の向上を支援します。

②学力の定着・向上

大分っ子学習力向上推進事業や大分っ子基礎学力アップ推進事業を通じ、確かな学力の定着・向上のため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

③多様な体験活動の機会の提供

子ども食堂等の「子どもの居場所づくり」を行う団体を支援することにより、地域の力を生かしながら子どもの健全な育成を図ります。また、地域の団体等が、それぞれの経験を生かして、子どもの体験活動の中核とした事業に取り組む「おおいたふれあい学びの広場推進事業」を推進します。

④乳幼児期における食育の推進

朝食の大切さを知ったり、望ましい食習慣を身につけさせたりすることができるよう、保護者に対して食育に関する講習会を行い、三食規則正しく食べる幼児を増やします。

〈個別事業の指標〉

事業名	指 標		2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①子どもの学習支援事業の推進	年間延べ利用者数		6,523人	7,500人
②学力の定着・向上	授業の内容がよく分かる 児童生徒の割合	小学校	81.5%	85.0%
		中学校	63.8%	75.0%
③多様な体験活動の機会の提供	子どもの居場所づくりに関する ネットワークへの参加団体数		—	13団体
④乳幼児期における食育の推進	食育に関する講習会の開催回数		156回	160回

※小学校は小学校6年生（義務教育学校の第6学年を含む）、中学校は中学校3年生（義務教育学校の第9学年を含む）が対象です。

〈成果指標〉

指 標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
高校進学率	92%	98%
・生活保護世帯に属する子ども		
大学等進学率※	25%	33%
・生活保護世帯に属する子ども		
国・県・市主催の学力調査における全国平均以上の 教科の数の割合	小学校 94.1% 中学校 88.0%	小学校 100% 中学校 100%
三食規則正しく食べている3歳児の割合	95.6%	100%

※大学等進学率…進学準備給付金の支給対象施設である、4年制大学、短期大学、専門学校等への進学率を指します。

※小学校は義務教育学校の前期課程（第1学年から第6学年）を、中学校は義務教育学校の後期課程（第7学年から第9学年）を含みます。



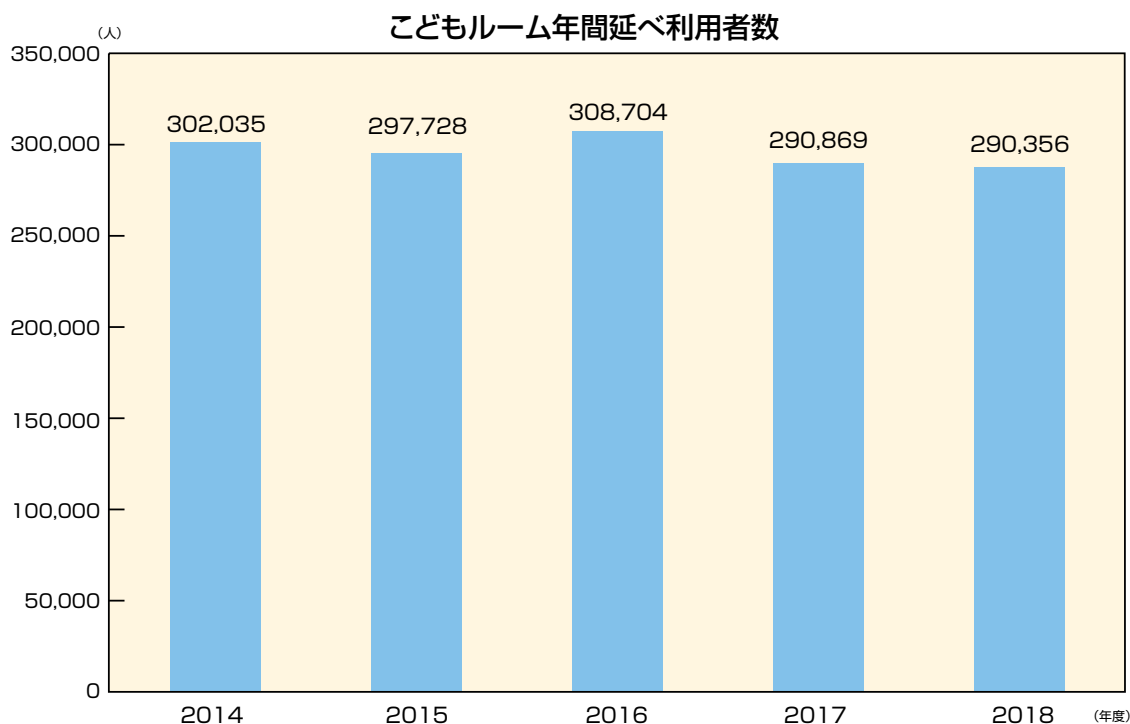
分野4 社会全体での支援

目標9 子どもと子育てを支える社会づくり

基本施策① 地域における子育て支援拠点の充実

現状

- 本市では子育て、親育ての中核となる子育て交流センターと、市内11か所にこどもルームを設置し、地域における子育て支援拠点として親子の遊びの場や交流の場を提供するとともに、育児相談を行っています。
- 2018（平成30）年度のこどもルームの延べ利用者数は290,356人でした。2013（平成25）年度の子育て交流センター設置に伴い利用者数が大きく増加し、以降は29～30万人前後で推移しています。



- 地域子育て支援室*やこどもルームでは、子どもとの関わりや育児支援に関心を持つ学生ボランティアを受け入れ、育成に努めています。また、子育てサロン*等地域で子育てを支援する団体への活動支援やボランティア研修など、地域における子育て支援を進める取組を行っています。
- 子育てサロン等地域で子育て支援を行っている団体への活動支援を充実させ、地域住民との連携を深め、身近な地域における子育て支援を進めるさらなる取組が必要です。

課題

主な事業・取組

①地域における子育て支援の推進(※B-11)

子育て交流センターに、地域子育て支援室、こどもルーム、子育てファミリー・サポート・センター等の子育て支援機能を集約し、総合的な相談・支援体制の強化を図ります。核となる地域子育て支援室では、育児相談や子育て情報の提供を行い、地域で活動している子育て団体と連携を図り、地域の子育て力の強化を目指します。

②こどもルーム事業(※B-11)

市内11か所のこどもルームにおいて、親子の遊び場を提供し、親や子の交流を図るとともに、育児相談も行い、身近な地域で安心して子育てができる環境を整備します。

③家庭の日推進事業

地区公民館単位で「家庭の日推進事業」を実施し、地域の特色に応じた活動を通して親子の絆や家庭の在り方について学び、「家庭の日」の意義を再確認することで、家庭教育力の向上を図ります。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①地域における 子育て支援の推進	子育てサロン・サークル 支援回数	68回	70回
	子育てボランティアの育成研修 等開催回数	3回	6回
②こどもルーム事業	こどもルーム年間延べ利用者数	290,356人	300,000人
③家庭の日推進事業	家庭の日推進事業に取り組む 地区数	5地区	全13地区

〈成果指標〉

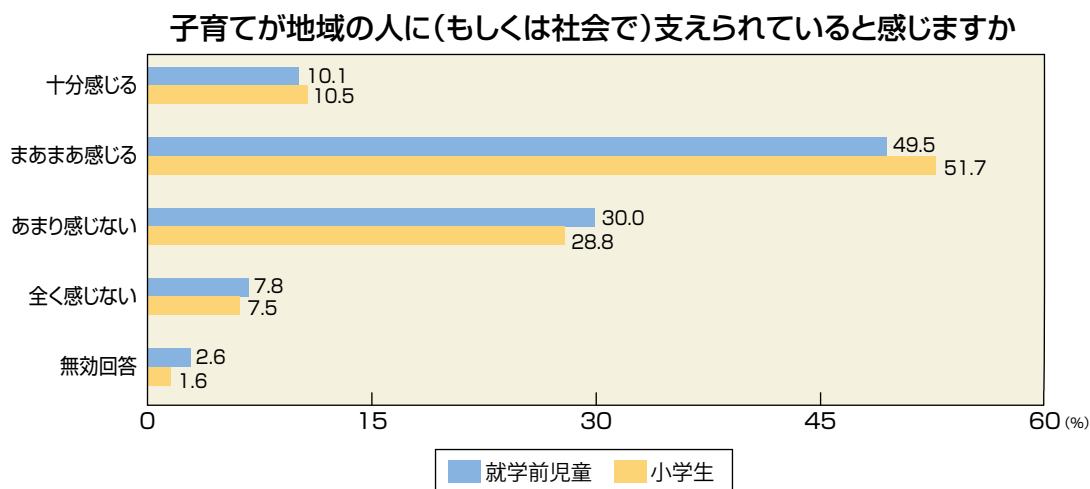
指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
こどもルームでの育児等相談件数	3,420件	増加



基本施策② 地域住民との連携による子どもや家庭への支援推進

現状

- 核家族化や、地域のつながりの希薄化により、家庭で乳幼児を抱える保護者が孤立しがちになっており、身近な地域での子どもや子育てへの支援や世代間交流の重要性が高まっています。
- ひとり親家庭や共働き世帯では、下校後、子どもが一人で食事をする、いわゆる孤食が見受けられ、好きなものばかりを食べがちになることで栄養が偏るなど、健康や身体の成長への影響や、家族のコミュニケーションが不足することで社会性や協調性をはぐくむ機会の減少が懸念されています。
- 子どもや子育てへの支援を含め、地域や家庭が抱える課題は複雑化・多様化しており、従来の縦割りで整備された相談支援体制では支援が硬直化してしまうケースも見受けられます。
- 「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると、子育てが地域の人に支えられていると感じると答えた保護者の割合は就学前で59.6%、小学生で62.2%となっています。



課題

- 地域の子育て支援団体からは、活動の充実や運営上の支援を求める声があります。また子育て世代に対し、地域活動への参加を求める声も出ています。
- 子どもたちにとって、学校だけでなく身近な地域でさまざまな体験活動を行うことや、高齢者なども参加しやすいよう工夫しながら世代間で交流することが、豊かな人間性を養うために必要です。
- 子ども、高齢者、障がい者といった、それぞれの分野を超えた支援が求められるケースに対し、分野を横断した包括的な相談支援体制の構築のための検討を行い、地域福祉の推進を図ることが必要です。

主な事業・取組

①地域コミュニティ子育て応援事業

地域のボランティアを主体とし、就学前児童とその保護者が気軽に集まれる場の提供を行う団体に活動費の助成を行います。地域の人に見守られながら参加者同士で交流を深めたり、情報交換を行うなど、住み慣れた地域で安心して子育てができる環境づくりを行います。

②ご近所の底力再生事業

自治会が行う子どもの見守り活動や伝統行事の継承活動などに対し財政上の支援をし、地域における青少年の健全育成や世代間交流の促進を図ります。

③地域多世代ふれあい交流事業

子どもと高齢者が、家庭的な雰囲気の中で一緒に食事し、遊び、会話するなどの日常生活的な交流を継続的に行える機会を設けることにより、高齢者の生きがいつくりと社会参加を促します。

④民生委員・児童委員、主任児童委員に対する支援（大分市民生委員児童委員庁内サポート体制）

地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動を庁内関係課で連携し、横断的な支援を行います。

⑤分野を横断した包括的な相談支援体制の構築

子どもや子育てをはじめ、あらゆる福祉サービスやその関係機関との連携体制を強化するため、総合相談窓口を設置するとともに、それを担う専門職を養成します。

⑥おおいたふれあい学びの広場推進事業

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、子どもにさまざまな体験活動等の機会を定期的かつ継続的に提供する地域団体等の活動を支援することで、地域の教育力の向上を図ります。

⑦ボランティア養成講座の実施

地域で活動するボランティアのスキルアップや、これからボランティアを始める人材の育成を目的とした教室・講座を地区公民館等で開設し、住民のボランティア意識の高揚や地域の教育力の向上を図ります。

⑧社会教育関係団体との連携強化

○社会教育関係団体との連携を強化するとともに、青少年の健全育成を図るため、「大分市青少年『夢ふれあい』交流集会・大分市社会教育振興大会*」の充実を図ります。

○子どもの自主・自立活動を支援するため、子ども会のリーダーや子ども会活動を支える育成指導者に対する研修の充実に努めます。

○青少年健全育成協議会等と連携し、子どもへの積極的な声かけや見守り、ふれあい活動を通じて地域の連帯感をはぐくみます。



〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①地域コミュニティ子育て 応援事業	延べ参加者人数	22,056人	増加
②ご近所の底力再生事業	「ご近所の底力再生事業」 申請自治会の割合	83.4%	88%
③地域多世代ふれあい交流 事業	実施回数	2団体で 計51回実施	5団体で月2回ずつ (12か月) 計120回開催
⑥おおいたふれあい学びの 広場推進事業	地域主体型の実施回数	729回	800回
⑦ボランティア養成講座の 実施	地区公民館におけるボラン ティア養成講座の実施回数	73回	85回
⑧社会教育関係団体との 連携強化	大分市青少年「夢ふれあい」 交流集会・大分市社会教育 振興大会の参加者数(累計)	—	2,400人

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
子育てに関するアンケートにおいて、地域で子育てが支 えられていると感じると答えた保護者の割合	就学前 59.6% 小学生 62.2%	増加

※小学生には義務教育学校の前期課程(第1学年から第6学年)を含みます。

基本施策③ 子どもが安心して暮らせる地域づくりの推進

現状

- 近年、全国的に登下校中の子どもが痛ましい事件・事故に巻き込まれる事案が相次いで発生しており、本市においても、交通事故・不審者事案ともに増加の傾向にあります。
- 「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると、本市に充実を図ってほしい子育て支援として、就学前児童の保護者からは、「公園などの屋外の施設の整備」(30.9%)や、「授乳スペースの確保や歩道等段差の解消」(26.9%)に対する要望が高くなっています。小学生の保護者からは、「小学生以上を対象に遊びを通じた活動を行う施設の充実」(19.0%)や、「地域の防犯活動の促進」(13.6%)に対する要望が高くなっています。

課題

- 登下校時の事故や、不審者事案の発生から、特に登下校時における子どもの安全を確保する必要があります。加えて、地域において子どもや親子が安心して遊べる場所の確保も求められています。

主な事業・取組

①安全・安心を実感できるまちづくりの推進

「大分市生活安全推進協議会*」を中心として、市報や市ホームページへの掲載や、防犯協会等と連携した啓発パンフレット等の配布、自主防犯パトロール*や子ども見守りパトロール等を所管する関係機関と連携した安全意識の高揚を図ります。また、自治会等による防犯灯の設置や維持に係る経費を補助することで、地域における防犯環境を整備します。

②子どもの安全見守り活動の推進

「こどもの安全見守りボランティア活動支援事業」として、保護者や地域の協力を得ながら子どもの登下校時の見守り体制の整備・充実を図ります。登下校時に子どもの緊急避難場所となる「こども連絡所*」の維持・拡充や「すこやか大分っ子サポートパトロール*」の推進を支援するなど、地域や関係機関との連携を図る中で、子どもの安全体制の構築を図ります。

③みんなが利用できる公園整備

地域のワークショップなどを通じてそのニーズを把握しながら、公園が地域における憩いの場となるような施設・景観づくりに努めます。また、多目的トイレ*の設置により誰もが使いやすい公園の整備を進めます。

④安全・安心な通学路の確保

小中学校及び義務教育学校に対し、通学路の安全点検を行うよう指導し、危険箇所については、大分市交通問題協議会*において関係機関が連携して改善に取り組むとともに、必要に応じて通学路を見直すなど、登下校時における児童生徒の安全確保を図ります。



〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①安全・安心を実感できるまちづくりの推進	子どもへの声かけ事案件数	123件 ※2018 (H30) 年の 15歳以下への 声かけ事案件数	減少
②子どもの安全見守り活動の推進	子どもの安全見守りボランティアの登録者数	31,060人	32,000人
③みんなが利用できる公園整備	多目的トイレ設置数(累積)	141か所	165か所
④安全・安心な通学路の確保	市道における歩道の整備延長	10.06km	5.00km

〈成果指標〉

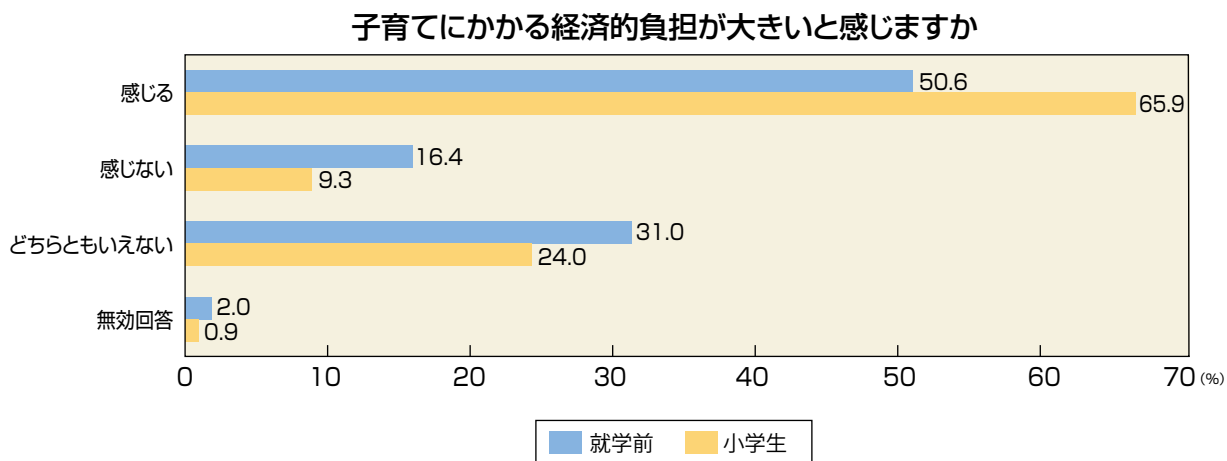
指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
登下校時の事故件数	50件	減少



基本施策④ 経済的支援

現状

- 「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると、子育てに係る経済的負担が大きいと感じる人が就学前児童の保護者で50.6%、小学生の保護者で65.9%となっており、子育て世代への経済的支援が求められています。中でも、子どもの就学に係る費用や医療費の軽減についての要望が高くなっています。



課題

- 少子化対策は喫緊の課題であり、子育てに係る経済的負担の軽減を継続して行う必要があります。

主な事業・取組

①児童手当

中学校修了までの児童を養育する人を対象に年3回、手当を支給します。

②子ども医療費助成

市内在住の中学生までの子どもを対象に保護者が支払う医療費を助成します。

③就学援助事業

経済的理由によって小中学校及び義務教育学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・給食費・医療費等の助成を行います。

④実費徴収に係る補足給付事業（※B-12）

生活保護世帯等を対象に、保育所等を利用する場合に支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等の一部を助成するとともに、新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯等を対象に、副食費の助成を行います。



⑤第2子以降3歳未満児の保育料の軽減事業

認可保育所等に入所している第2子以降3歳未満児の保育料を無料とします。

⑥幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等を利用している3歳から5歳までのすべての子どもと、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもを対象として、保育所等の利用料を無償化（上限あり）します。

なお、子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等での実施に当たっては、保護者からの請求に基づく年4回以上の償還払いを基本とするとともに、保護者に代わって事業者が請求する方法も可能とするなど、保護者の経済的負担の軽減や利便性を考慮し、公正かつ適正な支給に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、法に基づく事務の執行等については、必要に応じて県と情報共有を図る等連携し、適正に実施します。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
⑤第2子以降3歳未満児の保育料の軽減事業	減免者数	1,041人	増加

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
子育てに関するアンケートにおいて、子育てに係る経済的負担が大きいと感じると答えた保護者の割合	就学前 50.6% 小学生 65.9%	減少

※小学生には義務教育学校の前期課程（第1学年から第6学年）を含みます。

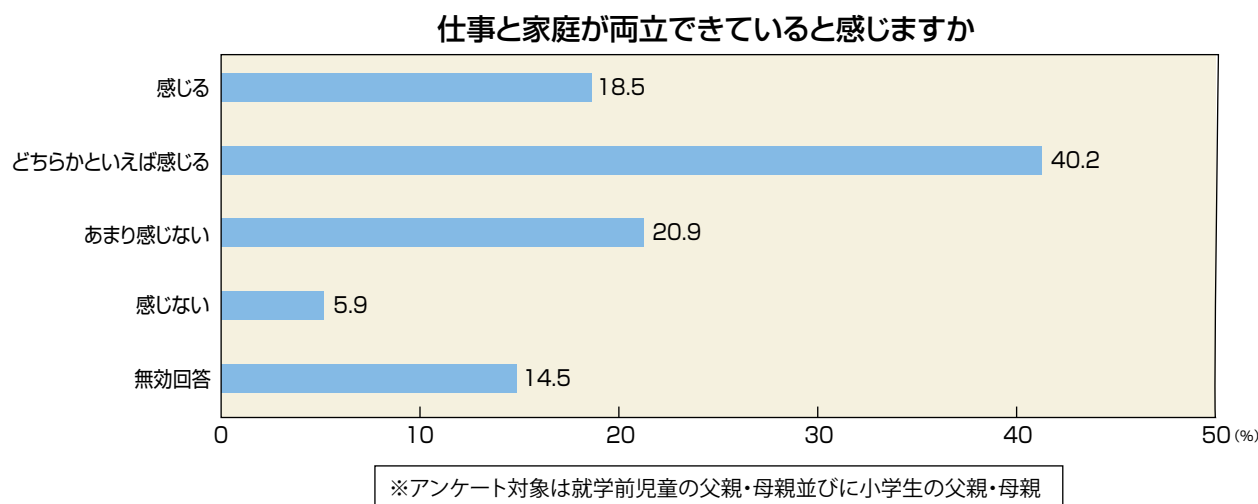


目標10 仕事と子育ての両立支援

基本施策① ワーク・ライフ・バランスに向けた気運の醸成

現状

- 家庭や地域・職場などあらゆる場面で男女がともに活躍できる社会の実現が求められていますが、依然として家事・育児の負担が女性に偏っている現状や、男性が希望しても実際には育児休業の取得等が進まない実態があります。全国的に女性の就労が進む中、出産後も女性が働き続けるためには、保育の提供体制を整えるとともに、育児休業や短時間勤務など、子育てを支援する職場環境を整備することが求められています。
- 「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると「仕事と家庭が両立できている」と感じていない人の割合が26.8%となっています。また、育児休業を取得した割合は、母親が41.8%、父親が3.1%となっており、父親が取得しなかった理由としては、仕事が忙しいことや、職場の雰囲気あげています。



課題

- 男女がともに家事・育児を負担し、職業を通じて豊かな社会活動を行うためには、事業主や市民一人ひとりが「ワーク・ライフ・バランス」の在り方について考え、取組を進める必要があります。

主な事業・取組

① 子育て支援中小企業表彰制度（※D）

本市に本店または主たる事業所のある従業員300人以下の中小企業を対象に、子育て支援に積極的に取り組む子育て支援優良企業として表彰し、広く市民に広報することにより、中小企業の子育て環境の充実を図るとともに社会全体で子育てを支援する気運の醸成を図ります。



②市報や市ホームページ等を活用した啓発（※D）

市報や情報誌、市ホームページに本市及び関係機関の取組を掲載し、事業所や市民に対する啓発を行います。また、国の動きや全国的な取組の把握に努め、先進的な取組については情報発信することでワーク・ライフ・バランスに関する啓発を進めます。

③事業所・市民向けセミナーの開催（※D）

仕事と家庭の両立支援に関するセミナーを開催し、事業所や市民への意識の醸成を図ります。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①子育て支援中小企業表彰制度	計画期間内の表彰企業数	12社	20社
②市報や市ホームページ等を活用した啓発	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の掲載回数	11回	12回

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
子育てに関するアンケートにおいて、仕事と家庭が両立できていると感じていると答えた保護者の割合	就学前 母:56.1% 父:53.7% 小学生 母:67.9% 父:56.6%	増加

※小学生には義務教育学校の前期課程（第1学年から第6学年）を含みます。

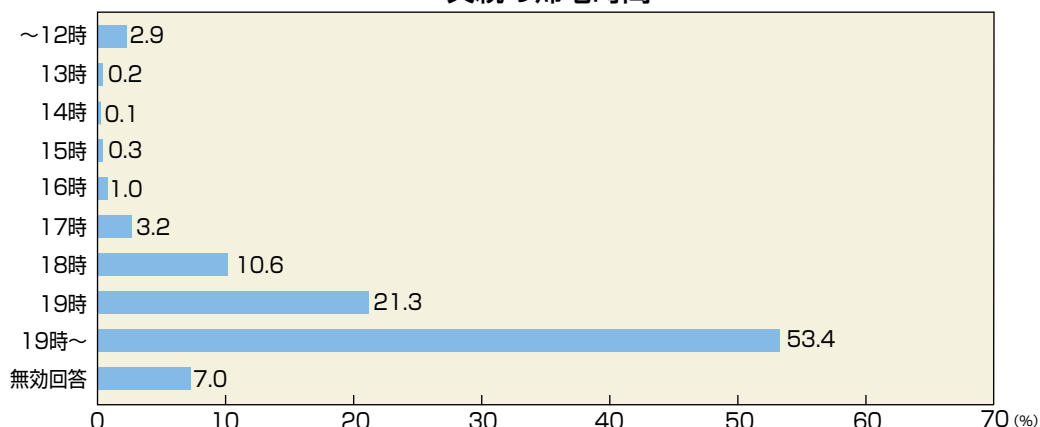


基本施策② 男性の育児参加の促進

現状

- 「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると、父親の帰宅時間が19時以降である割合が5割を超えるとともに、共働き世帯においては、父親の一週間当たりの平均労働時間は53時間と、母親の33時間に比べて長く、父親が育児に参加する時間が少ない状況が見られます。

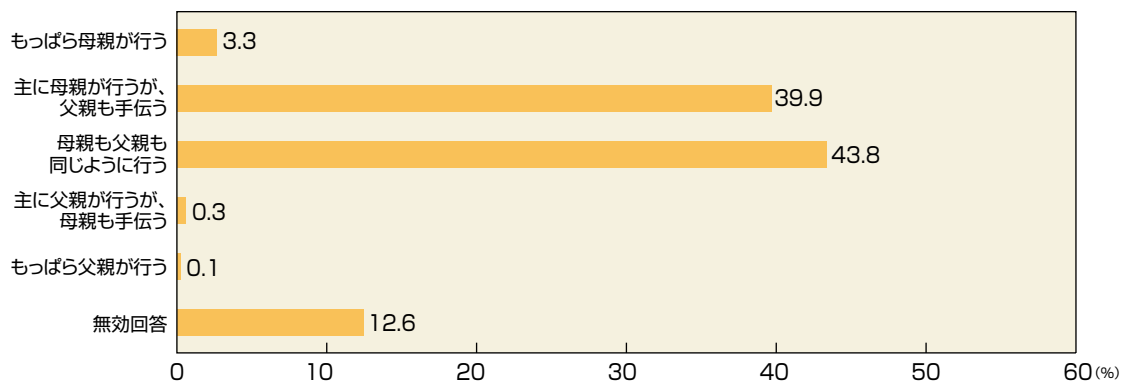
父親の帰宅時間



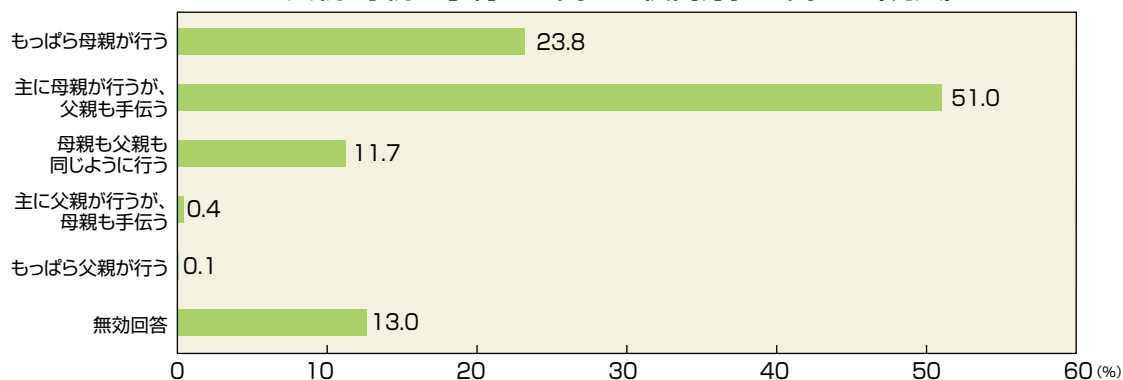
※アンケート対象は就学前児童の父親並びに小学生の父親

- 父親・母親の子育てに関する役割分担に関して、「母親も父親も同じように行う」ことを理想とする保護者は43.8%であるものの、現実として「母親も父親も同じように行う」と回答した人は11.7%でした。

父親・母親の子育てに関する役割分担に関して(理想)



父親・母親の子育てに関する役割分担に関して(現実)



※上記2つのアンケート対象はいずれも就学前児童の父親・母親並びに小学生の父親・母親



課題

- 仕事も家庭も大切にしたいという男性の声や、共働き世帯の増加に伴い、男性の育児参加のための取組が必要です。

主な事業・取組

①父親向け子育て教室の開催

父親が参加しやすい土曜、休日に子どもと一緒に楽しめる子育て教室や父親向け講座等を開催し、父親の参加を一層促進するとともに、父親の育児を支援する取組を行います。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①父親向け子育て教室の開催	子育て教室開催回数	6回	8回

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
市内の男性の育児休業取得率	4.12%	増加

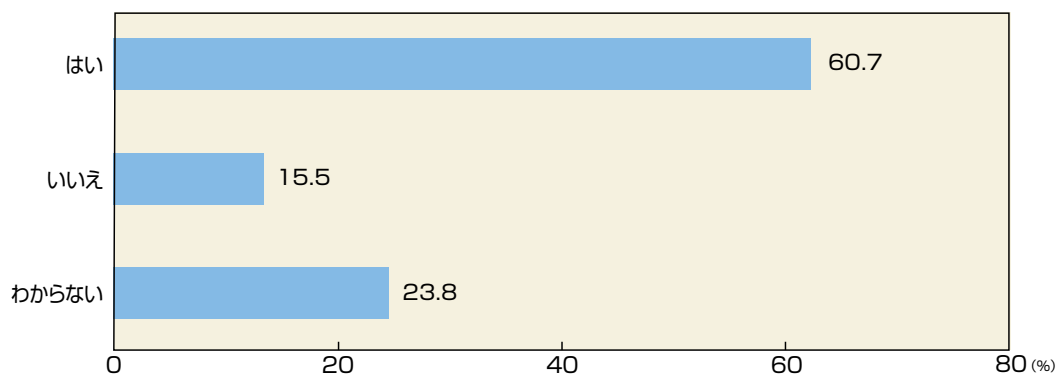


基本施策③ 若者の自立支援

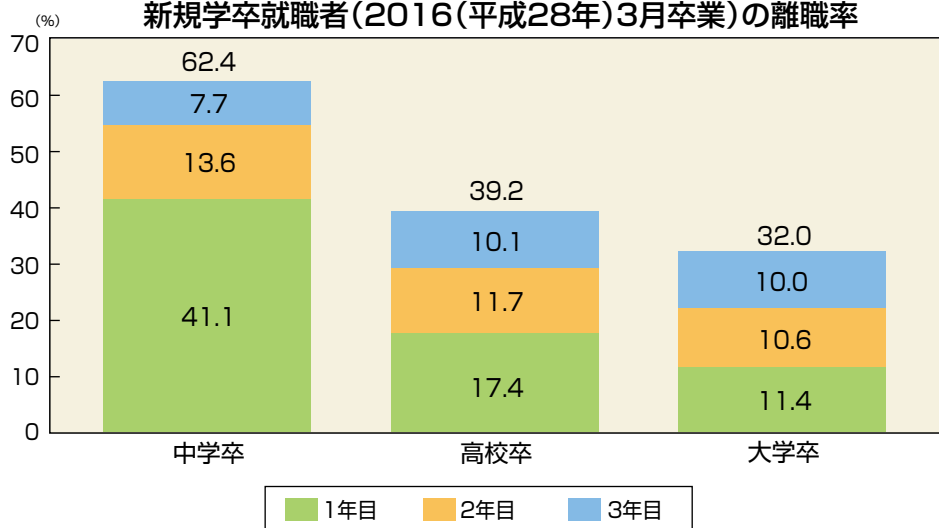
現状

- 子どもの成長過程の中で、学齢期から青年期にかけては、社会的な自立に加え経済的な自立を果たす必要があります。
- 「結婚や子育てに関するアンケート調査」によると、「将来の夢や希望を持っている」と答えた中高生の割合は60.7%でした。
- 厚生労働省が行った全国調査によると、新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率は、2016（平成28）年3月卒業者で、中学卒62.4%、高校卒39.2%、大学卒32.0%となっています。

将来の夢や希望を持っていますか（中高生）



新規学卒就職者（2016（平成28年）3月卒業）の離職率



出典：厚生労働省「新規学卒者の離職状況に関する資料一覧」より抜粋。

3年目までの離職率は、四捨五入の関係で1年目、2年目、3年目の離職率の合計と一致しないことがある。



課題

- 学校から職場へ円滑に移行するとともに、離職率が高いとされる中学卒や高校卒の若者の早期離退職を予防するため、在学中から職業意識をかん養する取組が必要です。
- 若年勤労者とりわけ中学卒の労働者に対し、キャリア形成の機会を提供することで、経済的自立を促す取組も必要です。

主な事業・取組

①若年者等へのキャリア形成支援

中学生が、比較的年の近い若者から仕事の志望動機や業務内容についての講演を聴き、働くことの社会的意義を感じることで、早い段階からの職業観の形成を図ります。

②若年層への就労支援

求職中の若者を対象に就職活動に向けた実践的な内容を学ぶセミナーを開催し、就職活動を支援します。また大分市立エスペランサ・コレジオにおいて、青少年等を対象に、資格取得をサポートするための講座を開講します。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
①若年者等へのキャリア形成支援	中学校におけるキャリア教育コーディネーター等を活用した職業講話の実施率	100%	100%

〈成果指標〉

指標	2018 (H30) 実績	2024 (R6) 目標
結婚や子育てに関するアンケート調査において、将来の夢や希望を持っていると答えた中高生の割合	60.7%	増加

第2章

子ども・子育て支援事業計画

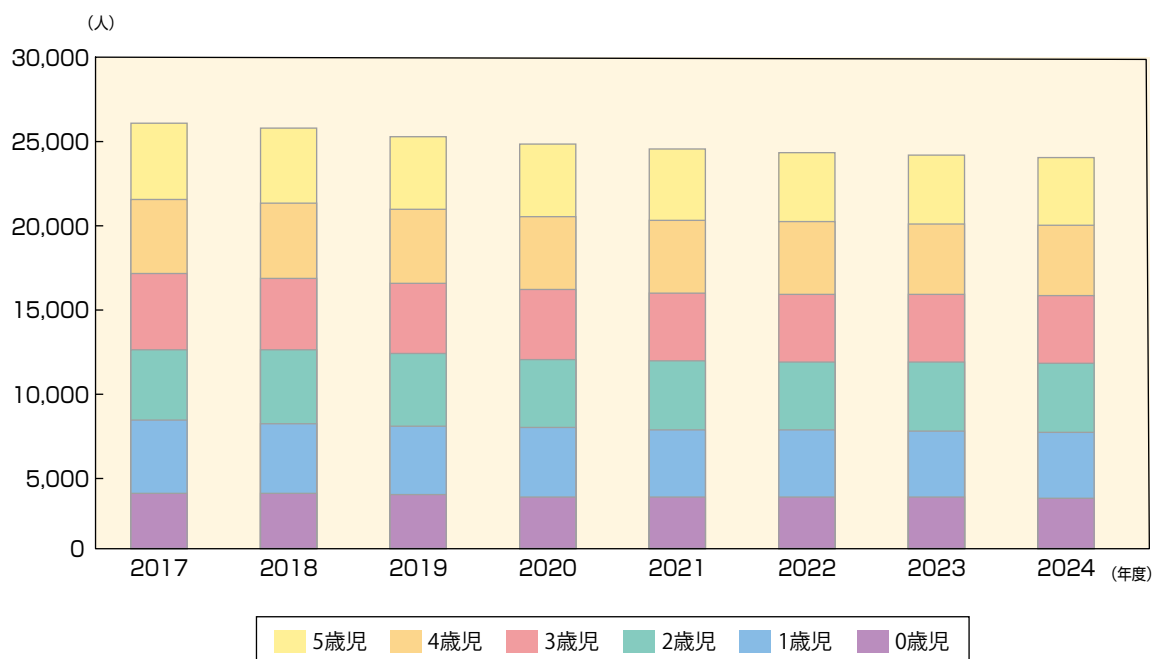
1. 就学前児童の人口推計

就学前児童の人口推計については、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

(単位：人)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
0歳児	4,134	4,126	4,057	3,988	3,946	3,930	3,915	3,899
1歳児	4,356	4,199	4,122	4,044	3,997	3,981	3,965	3,948
2歳児	4,225	4,362	4,266	4,170	4,113	4,096	4,079	4,062
3歳児	4,534	4,245	4,154	4,062	4,008	3,990	3,974	3,957
4歳児	4,449	4,543	4,454	4,365	4,312	4,295	4,279	4,261
5歳児	4,454	4,436	4,398	4,361	4,300	4,214	4,129	4,043
計	26,152	25,911	25,451	24,990	24,676	24,506	24,341	24,170

※2017年度～2018年度は各年4月1日時点の住民基本台帳の実績、2019年度～2024年度はコーホート変化率法による推計値





2. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、その他の社会的条件、さらには歴史的背景等を踏まえ、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。

本市では、住民の学習、文化、スポーツ活動を支える生涯学習の拠点であるとともに、地域コミュニティ再生事業の拠点施設として、多くの市民に利用されており、市民にとって親しみのある13か所の地区公民館区域を教育・保育提供区域とします。

また、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、各事業の利用実態を踏まえ、事業ごとに設定します。



3. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

教育・保育の利用状況及び子育てに関するアンケート調査等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、就学前児童の数の推移や教育・保育施設の利用定員数の状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要な利用定員数を定めます。

なお、満3歳未満の子どもに保育の待機児童が発生していることから、満3歳未満の子どもの人口に対する認定こども園や保育所等の利用定員数の割合（保育利用率）を目標値として必要な利用定員数を設定します。

基本的な考え方

本市における教育・保育の量の見込みについては、以下の基本的な考え方のもとに算出しています。

- ①現在、認定こども園や幼稚園、保育所等を利用している子どもは、教育・保育を必要とする子どもと捉え、継続して子どもが通える利用定員を維持する。
- ②潜在ニーズについては、アンケート調査結果をもとに国が定める計算方法により算出された教育・保育の利用希望を踏まえるとともに、女性の就業率の伸びや、乳幼児数の将来推計、国の幼児教育・保育の無償化等の影響を考慮しながら、教育・保育の提供区域ごとに量を見込む。
- ③量の見込みについては、教育・保育の申し込み状況及び待機児童の状況等を踏まえ、大分市子ども・子育て会議で点検し、計画期間の途中においても必要に応じ、見直し・修正を行う。



教育・保育の量の見込み

教育・保育給付認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、 教育を希望する子ども(2号認定を除く)	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、保護者の就労・ 疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満の子どもで、保護者の就労・疾病等 により保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所、家庭的保育事業、 小規模保育事業、事業所内保育事業*

① 0歳児における量の見込み(3号認定)

(単位:人)

番号	区域名	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末
1	大分中央	160	165	172	178	184
2	大分東部	238	246	255	265	274
3	大分西部	203	210	218	226	234
4	大分南部	195	201	209	217	224
5	南大分	168	174	180	187	194
6	明治・明野	170	176	183	189	196
7	鶴崎	236	244	253	262	271
8	大南	111	114	119	123	127
9	植田	294	303	314	326	337
10	大在	144	148	154	160	165
11	坂ノ市	113	117	121	125	130
12	佐賀関	14	15	15	16	17
13	野津原	6	6	7	7	7
合 計		2,052	2,119	2,200	2,281	2,360

② 1-2歳児における量の見込み(3号認定)

(単位:人)

番号	区域名	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末
1	大分中央	396	404	414	424	434
2	大分東部	560	570	584	599	613
3	大分西部	373	380	390	399	409
4	大分南部	480	489	502	514	526
5	南大分	401	408	419	429	439
6	明治・明野	317	323	331	340	348
7	鶴崎	550	560	575	589	603
8	大南	242	247	253	260	266
9	植田	676	688	706	724	741
10	大在	299	304	312	319	327
11	坂ノ市	299	304	312	319	327
12	佐賀関	47	47	49	50	51
13	野津原	23	24	24	25	26
合 計		4,663	4,748	4,871	4,991	5,110

③ 3歳以上児における量の見込み（1号認定・2号認定）

（単位：人）

番号	区域名	2020年度末				2021年度末				2022年度末			
		1号 ニーズ	2号 ニーズ	うち幼児期 の学校教育 の利用希望 が強いもの	左記以外	1号 ニーズ	2号 ニーズ	うち幼児期 の学校教育 の利用希望 が強いもの	左記以外	1号 ニーズ	2号 ニーズ	うち幼児期 の学校教育 の利用希望 が強いもの	左記以外
1	大分中央	544	676	116	560	530	683	113	570	517	692	110	582
2	大分東部	192	768	41	727	187	780	40	740	183	795	39	756
3	大分西部	305	523	65	458	297	529	63	466	290	538	62	476
4	大分南部	282	753	60	693	274	764	58	706	267	778	57	721
5	南大分	549	636	117	519	534	643	114	529	521	651	111	540
6	明治・明野	892	678	190	488	868	682	185	497	847	687	180	507
7	鶴崎	610	887	130	757	594	897	127	770	579	911	124	787
8	大南	239	396	51	345	233	402	50	352	227	407	48	359
9	植田	540	1,037	115	922	525	1,051	112	939	512	1,068	109	959
10	大在	253	464	54	410	247	470	52	418	241	477	51	426
11	坂ノ市	235	416	50	366	228	421	49	372	223	428	48	380
12	佐賀関	28	89	6	83	27	90	6	84	27	92	6	86
13	野津原	23	37	5	32	23	37	5	32	22	38	5	33
合 計		4,692	7,360	1,000	6,360	4,567	7,449	974	6,475	4,456	7,562	950	6,612

番号	区域名	2023年度末				2024年度末			
		1号 ニーズ	2号 ニーズ	うち幼児期 の学校教育 の利用希望 が強いもの	左記以外	1号 ニーズ	2号 ニーズ	うち幼児期 の学校教育 の利用希望 が強いもの	左記以外
1	大分中央	504	700	107	593	489	709	104	605
2	大分東部	178	809	38	771	173	823	37	786
3	大分西部	282	546	60	486	274	553	58	495
4	大分南部	261	791	56	735	253	803	54	749
5	南大分	508	659	108	551	493	667	105	562
6	明治・明野	825	693	176	517	800	698	171	527
7	鶴崎	564	923	120	803	548	935	117	818
8	大南	221	413	47	366	215	419	46	373
9	植田	499	1,084	106	978	484	1,100	103	997
10	大在	234	485	50	435	227	492	49	443
11	坂ノ市	217	434	46	388	211	440	45	395
12	佐賀関	26	94	6	88	25	94	5	89
13	野津原	22	39	5	34	21	38	4	34
合 計		4,341	7,670	925	6,745	4,213	7,771	898	6,873

※2号ニーズのうち、「幼児期の学校教育の利用希望が強いもの」は1号ニーズとする



広域利用

里帰り出産や勤務地等の理由で、市外に居住する方が本市の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用を希望する場合にも子どもが入所できるよう、市外からの利用希望者についても、教育・保育の量の見込みに含めます。

広域利用による量の見込み

(単位:人)

認定区分	年 齢	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市
1号認定	3・4・5歳					3			1	
2号認定	3・4・5歳	6				3	1	1	1	
3号認定	1・2歳	10		1	1	4	1		1	1
	0歳	6	1				1			
合 計		22	1	1	1	10	3	1	3	1

認定区分	年 齢	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町	合 計
1号認定	3・4・5歳		3	21						28
2号認定	3・4・5歳	1	3	28			3		1	48
3号認定	1・2歳	1	4	38			3		2	67
	0歳	2		14				2		26
合 計		4	10	101	0	0	6	2	3	169

※2017(平成29)年3月1日及び2018(平成30)年3月1日の利用状況により算出。

満3歳未満の子どもの保育利用率

3歳未満の子どもに待機児童が多いことから、3歳未満の子どもの人口に対する保育所、認定こども園等の利用定員数の割合(保育利用率)について、計画期間内における目標値を設定します。

2020 (R2)			2021 (R3)			2022 (R4)		
人口推計 (人)	利用定員 (人)	保育利用率 (%)	人口推計 (人)	利用定員 (人)	保育利用率 (%)	人口推計 (人)	利用定員 (人)	保育利用率 (%)
12,202	5,269	43.2%	12,056	5,828	48.3%	12,007	6,380	53.1%

2023 (R5)			2024 (R6)		
人口推計 (人)	利用定員 (人)	保育利用率 (%)	人口推計 (人)	利用定員 (人)	保育利用率 (%)
11,959	6,928	57.9%	11,909	7,470	62.7%

教育・保育の提供体制

保護者の選択に基づき、多様な施設または事業から教育・保育を受けられるよう教育・保育の提供体制の確保が必要です。施設の利用状況等に配慮しつつ、保護者の就労状況及びその変化、1・2歳児の保育ニーズの増加等に対応し、子どもを受け入れるため、認定こども園や幼稚園、保育所だけでなく、小規模保育事業も活用した教育・保育の提供体制の充実に努めます。

具体的には、既存の幼稚園や保育所から認定こども園への移行による提供体制の確保、特に保育の提供体制については、既存施設の増改築を基本に、必要に応じて新たな施設や事業の開設による定員拡大などハード面の整備に加え、私立の保育施設における保育士確保への支援や入所可能な保育所等の情報提供など、ソフト面においても保護者個々のニーズに応じたきめ細かな対応により、提供体制の確保を進めていきます。

【ハード面】

No.	定員確保等の方策	具体的な手法
1	既存の保育施設の施設整備（増築・増改築）や分園の設置	保育所や認定こども園等の増築や建替えにより施設を拡充することで、定員を確保します。 また、既存施設の敷地に増築するためのスペースに余裕がない場合は、近隣の建物等を利用して分園を設置します。
2	幼稚園の認定こども園への移行	既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園等へ移行することにより、保育が必要な児童を受入れるための定員（2号・3号定員）を設けます。
3	幼稚園における2歳児の受入れ	幼稚園において保育を必要とする2歳児を対象とした預かり事業を促進します。
4	保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業の新規開設	保育所や小規模保育事業、事業所内保育事業の開設を希望する事業者を公募して、新たな施設を認可することにより定員を確保します。

【ソフト面】

No.	定員確保等の方策	具体的な手法
1	保育士確保に向けた支援の実施	私立の保育施設等における保育士確保に対する支援を行います。
2	個々の保護者に応じた利用調整の実施	保護者の利用希望に沿った利用の調整や利用可能な保育施設の情報提供、個別あっせんなど、きめ細かな対応を行います。
3	保育コンシェルジュの配置	保護者ニーズと保育サービスを適切に結びつけるための、保育専門の相談員を配置する中で、保護者のニーズにあった保育施設の案内や相談に応じます。



認定こども園への移行

認定こども園への移行については、認定こども園への移行希望がある幼稚園及び保育所のうち、認可・認定基準を満たすものについて、認可・認定の対象とします。

〈参考:2020(令和2)年度以降、認定こども園への移行希望がある幼稚園及び保育所の増加定員数〉

(単位:人)

番号	区域名	現行施設	1号	2号	3号		計
			3・4・5歳	3・4・5歳	1・2歳	0歳	
1	大分中央	保育所	15				15
2	大分東部	保育所	18				18
3	大分西部	保育所					0
4	大分南部	保育所	15				15
5	南大分	保育所	21				21
6	明治・明野	保育所	15				15
7	鶴崎	保育所					0
8	大南	保育所					0
9	植田	保育所	9				9
10	大在	保育所	15				15
11	坂ノ市	保育所	30	25		5	60
12	佐賀関	保育所					0
13	野津原	保育所					0
合計		保育所	138	25	0	5	168



教育・保育の提供体制

① 0歳児(3号認定)の確保方策

(単位:人)

番号	区域名	量の 見込み (2025.3.31時点)	定員 (2019年度末)			確保が 必要な 定員数 (2020.4.1～ 2025.3.31)	2020		2021	
			特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業	計		定員拡大数 (2020.4.1～2021.3.31に定員増)	確保が 必要な 定員数 (2021.4.1～ 2025.3.31)	定員拡大数 (2021.4.1～2022.3.31に定員増)	確保が 必要な 定員数 (2022.4.1～ 2025.3.31)
1	大分中央	184	61	14	75	109	22	87	22	65
2	大分東部	274	141	14	155	119	24	95	24	71
3	大分西部	234	72	20	92	142	29	113	29	84
4	大分南部	224	102	6	108	116	24	92	23	69
5	南大分	194	98	5	103	91	19	72	18	54
6	明治・明野	196	60		60	136	28	108	27	81
7	鶴崎	271	112	14	126	145	29	116	29	87
8	大南	127	40		40	87	18	69	18	51
9	植田	337	144	10	154	183	37	146	37	109
10	大在	165	64	6	70	95	19	76	19	57
11	坂ノ市	130	59		59	71	15	56	14	42
12	佐賀関	17	8		8	9	2	7	2	5
13	野津原	7				7	2	5	2	3
合 計		2,360	961	89	1,050	1,310	268	1,042	264	778

番号	区域名	確保が 必要な 定員数 (2022.4.1～ 2025.3.31)	2022		確保が 必要な 定員数 (2023.4.1～ 2025.3.31)	2023		確保が 必要な 定員数 (2024.4.1～ 2025.3.31)	2024		確保が 必要な 定員数 (2025.3.31)
			定員拡大数 (2022.4.1～2023.3.31に定員増)	特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業	定員拡大数 (2023.4.1～2024.3.31に定員増)	特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業	定員拡大数 (2024.4.1～2025.3.31に定員増)	特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業
1	大分中央	65	22		43	22		21	21		
2	大分東部	71	24		47	24		23	23		
3	大分西部	84	28		56	28		28	28		
4	大分南部	69	23		46	23		23	23		
5	南大分	54	18		36	18		18	18		
6	明治・明野	81	27		54	27		27	27		
7	鶴崎	87	29		58	29		29	29		
8	大南	51	17		34	17		17	17		
9	植田	109	37		72	36		36	36		
10	大在	57	19		38	19		19	19		
11	坂ノ市	42	14		28	14		14	14		
12	佐賀関	5	2		3	2		1	1		
13	野津原	3	1		2	1		1	1		
合 計		778	261		517	260		257	257		0



② 1-2歳児(3号認定)の確保方策

(単位:人)

番号	区域名	量の 見込み (2025.3.31時点)	定 員 (2019年度末)			確保が 必要な 定員数 (2020.4.1～ 2025.3.31)	2020		2021	
			特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業	計		定員拡大数 (2020.4.1～2021.3.31に定員増)		定員拡大数 (2021.4.1～2022.3.31に定員増)	
							特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業	確保が 必要な 定員数 (2021.4.1～ 2025.3.31)	特定教育・ 保育施設
1	大分中央	434	222	33	255	179	36	143	36	107
2	大分東部	613	445	34	479	134	27	107	27	80
3	大分西部	409	234	41	275	134	27	107	27	80
4	大分南部	526	338	12	350	176	36	140	35	105
5	南 大 分	439	298	19	317	122	25	97	25	72
6	明治・明野	348	263		263	85	17	68	17	51
7	鶴 崎	603	443	32	475	128	26	102	26	76
8	大 南	266	174		174	92	19	73	19	54
9	植 田	741	478	51	529	212	43	169	43	126
10	大 在	327	247	12	259	68	14	54	14	40
11	坂ノ市	327	215		215	112	23	89	23	66
12	佐 賀 関	51	46		46	5	1	4	1	3
13	野 津 原	26	18		18	8	2	6	2	4
合 計		5,110	3,421	234	3,655	1,455	296	1,159	295	864

番号	区域名	確保が 必要な 定員数 (2022.4.1～ 2025.3.31)	2022		確保が 必要な 定員数 (2023.4.1～ 2025.3.31)	2023		確保が 必要な 定員数 (2024.4.1～ 2025.3.31)	2024	
			定員拡大数 (2022.4.1～2023.3.31に定員増)			定員拡大数 (2023.4.1～2024.3.31に定員増)			定員拡大数 (2024.4.1～2025.3.31に定員増)	
			特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業		特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業		特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業
1	大分中央	107	36	71	36	35	35			
2	大分東部	80	27	53	27	26	26			
3	大分西部	80	27	53	27	26	26			
4	大分南部	105	35	70	35	35	35			
5	南大分	72	24	48	24	24	24			
6	明治・明野	51	17	34	17	17	17			
7	鶴崎	76	26	50	25	25	25			
8	大南	54	18	36	18	18	18			
9	植田	126	42	84	42	42	42			
10	大在	40	14	26	13	13	13			
11	坂ノ市	66	22	44	22	22	22			
12	佐賀関	3	1	2	1	1	1			
13	野津原	4	2	2	1	1	1			
合計		864	291	573	288	285	285	0		

③ 3歳以上児(1号認定・2号認定)の確保方策
(表中、2号のうち、「教育ニースⅡ」は1号ニースとする)

(単位：人)

番号	区域名	量の見込み (2025.3.31時点)			利用定員 (2019年度末)			確保が必要な定員数 (2020.4.1～2025.3.31)		2020 定員拡大数 (2020.4.1～2021.3.31に定員増)				確保が必要な定員数 (2021.4.1～2025.3.31)	
		1号 Ⅰ	2号		1号	計 Ⅳ	2号	1号 Ⅰ+Ⅱ-Ⅳ	2号 Ⅲ-Ⅴ	1号	2号	1号	2号	1号	2号
			教育 ニースⅡ	保育 ニースⅢ											
1	大分中央	489	104	605	455	290	745	—	46				10	—	36
2	大分東部	173	37	786	673		772	—	14				3	—	11
3	大分西部	274	58	495	125	334	452	—	43				9	—	34
4	大分南部	253	54	749	715		684	—	65				13	—	52
5	南大分	493	105	562	725	335	512	—	50				10	—	40
6	明治・明野	800	171	527	411	945	496	—	31				7	—	24
7	鶴崎	548	117	818	731	120	769	—	49				10	—	39
8	大南	215	46	373	270	200	334	—	39				8	—	31
9	植田	484	103	997	859	200	960	—	37				8	—	29
10	大在	227	49	443	160	240	412	—	31				7	—	24
11	坂ノ市	211	45	395	370		362	—	33				7	—	26
12	佐賀関	25	5	89	95		71	—	18				4	—	14
13	野津原	21	4	34	90		27	—	7				2	—	5
合 計		4,213	898	6,873	5,679	2,664	8,343	—	463	0	98	—	365		

番号	区域名	確保が必要な定員数 (2021.4.1～2025.3.31)		2021 定員拡大数 (2021.4.1～2022.3.31に定員増)				確保が必要な定員数 (2022.4.1～2025.3.31)		2022 定員拡大数 (2022.4.1～2023.3.31に定員増)				確保が必要な定員数 (2023.4.1～2025.3.31)	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
1	大分中央	—	36		9	—	27		9	—	18				
2	大分東部	—	11		3	—	8		3	—	5				
3	大分西部	—	34		9	—	25		9	—	16				
4	大分南部	—	52		13	—	39		13	—	26				
5	南大分	—	40		10	—	30		10	—	20				
6	明治・明野	—	24		6	—	18		6	—	12				
7	鶴崎	—	39		10	—	29		10	—	19				
8	大南	—	31		8	—	23		8	—	15				
9	植田	—	29		8	—	21		7	—	14				
10	大在	—	24		6	—	18		6	—	12				
11	坂ノ市	—	26		7	—	19		7	—	12				
12	佐賀関	—	14		4	—	10		4	—	6				
13	野津原	—	5		2	—	3		1	—	2				
合 計		—	365	0	95	—	270	0	93	—	177				

番号	区域名	確保が必要な定員数 (2023.4.1～2025.3.31)		2023 定員拡大数 (2023.4.1～2024.3.31に定員増)				確保が必要な定員数 (2024.4.1～2025.3.31)		2024 定員拡大数 (2024.4.1～2025.3.31に定員増)				確保が必要な定員数 (2025.3.31)	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
1	大分中央	—	18		9	—	9		9	—					
2	大分東部	—	5		3	—	2		2	—					
3	大分西部	—	16		8	—	8		8	—					
4	大分南部	—	26		13	—	13		13	—					
5	南大分	—	20		10	—	10		10	—					
6	明治・明野	—	12		6	—	6		6	—					
7	鶴崎	—	19		10	—	9		9	—					
8	大南	—	15		8	—	7		7	—					
9	植田	—	14		7	—	7		7	—					
10	大在	—	12		6	—	6		6	—					
11	坂ノ市	—	12		6	—	6		6	—					
12	佐賀関	—	6		3	—	3		3	—					
13	野津原	—	2		1	—	1		1	—					
合 計		—	177	0	90	—	87	0	87	—	0				



4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

(1) 各事業の区域設定

地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、各事業の利用実態を踏まえ、事業ごとに利用されている区域を勘案し、以下の通り設定します。

事業名	区 域	基本的な考え方
a.妊婦健康診査事業	市全域	妊婦が各自で希望する医療機関等を選択して利用しているため
b.乳児家庭全戸訪問事業	市全域	乳児のいる全世帯への訪問を行うものであるため
c.利用者支援事業	市全域	本市における設置箇所数を設定するものであるため
d.一時預かり事業	市全域	一時的または不定期の保育を提供する事業であり、一定の区域に設定することが困難なため
e.延長保育事業	地区公民館区域	保育所や認定こども園等に在園している児童を対象としているため
f.病児保育事業	市全域	医療機関での実施を基本としているため
g.子育て短期支援事業	市全域	児童養護施設等での受け入れであるため
h.子育てファミリー・サポート・センター事業	市全域	会員相互の希望により利用しているため
i.放課後児童クラブ事業	小学校区	放課後に児童が利用することから、安全性を確保する必要があるため
j.養育支援訪問事業	市全域	訪問の必要性の認定を一元的に行うこととしているため
k.地域子育て支援拠点事業	市全域	利用者が希望する施設を選択して利用しているため

(2) 各事業の量の見込み及び提供体制の確保

a 妊婦健康診査事業

事業内容

母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票を交付し、受診勧奨を行い、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげています。

現状

〈2019(平成31)年4月1日現在〉

○実施施設数:県内46か所(医療機関44か所、助産所2か所)

○妊婦健康診査受診票:1人あたり14回分

※国の基準に基づき妊婦1人につき14回分交付しています。ただし、予定日を超過し、14回の妊婦健診を受診済みの場合に限り、追加の受診票を1枚交付します。

〈実績〉

(単位:回)

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
受診回数	52,790	51,298	50,186	47,853
1人当たりの受診回数	11.5	11.5	11.1	10.3 (2019.12末時点)

量の見込みと確保数

〈量の見込みの考え方〉

人口推計による出生数から妊婦数の見込みを算出し、妊婦1人あたりの受診回数を過去の平均から11.5回として量を見込むこととします。

〈受診回数〉

(単位:回)

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
量の見込み	45,862	45,379	45,195	45,023	44,839
確保数	55,832	55,244	55,020	54,810	54,586

確保に向けての対応策

- 県内の実施施設は委託契約、県外の実施施設は委託契約または償還払いによる公費負担を行い、経済的負担の軽減を図ることで、受診しやすい環境の確保に努めます。
- 医療機関等と連携し、妊婦の健診受診回数の増加につなげます。
- 妊娠届出時や電話、訪問等の際に定期的な受診を勧奨します。



b 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに必要な情報提供や助言を行います。また、支援が必要な家庭に対しては、関連機関と連携し、必要な支援につなげます。

現状

保健師・助産師・看護師による家庭訪問を実施しています。

〈実績〉

(単位:件)

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
対象件数	4,345	4,171	4,151	3,898
訪問件数	4,157	4,020	3,939	3,701
訪問率 (%)	95.7	96.4	94.9	94.9

量の見込みと確保数

〈量の見込みの考え方〉

人口推計から出生数を算出し、訪問率は100%とします。

〈実施件数〉

(単位:件)

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
量の見込み	3,988	3,946	3,930	3,915	3,899
確保数	3,988	3,946	3,930	3,915	3,899

確保に向けての対応策

- 妊娠届出時などに乳児家庭全戸訪問事業について周知を図ります。
- 産科医療機関などの関係機関と連携し、訪問の勧奨に努めます。
- 訪問により、支援が必要な家庭には関係機関と連携して養育支援訪問事業につなげるなど、継続的な支援に努めます。

C 利用者支援事業（①基本型）

事業内容

子育て家庭等が、多様な子育て支援サービスの中から必要なものを適切に選択できるよう、ファミリーパートナーが幼児教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じて、助言や関係機関とつなぐなどの支援を行います。

現状

地域子育て支援室（子育て交流センター内）とこどもルーム（鶴崎、植田）にファミリーパートナー（保健師、心理士、保育士）を配置し、子育てに関する情報提供や相談業務を実施しています。

〈実績〉

（単位：件）

	2015 (H27) 10月～3月	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
ファミリーパートナーによる 育児等相談件数	614	1,573	1,723	1,922

※2015（平成27）年10月事業開始

量の見込みと確保数

〈量の見込みの考え方〉

設置箇所数については、引き続き、子育て交流センター、鶴崎こどもルーム及び植田こどもルームの3か所とし、市内全域にあるこどもルームをファミリーパートナーが定期的に巡回し、子育て相談に応じます。

〈設置箇所数〉

（単位：箇所）

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
量の見込み	3	3	3	3	3
確保数	3	3	3	3	3

確保に向けての対応策

子育て家庭が利用しやすい子育て交流センターとこどもルームに、多様な専門職であるファミリーパートナーを引き続き配置することで、保護者からのさまざまな育児相談にワンストップで対応します。



C 利用者支援事業（②特定型）

事業内容

「保育コンシェルジュ」を配置し、保育サービスに関する相談対応を行うとともに、地域における幼児教育・保育施設や各種保育サービスに関する情報提供、利用に向けての支援などを行います。

現状

保育・幼児教育課において、保育施設や保育サービスの利用に関する相談対応等を行っています。

〈実績〉

（単位：箇所）

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
設置箇所数	—	—	—	1

※2018（平成30）年4月から配置

量の見込みと確保数

〈量の見込みの考え方〉

保育施設への入所申込や、保育を希望される保護者の窓口相談・電話相談件数が多い保育・幼児教育課に配置します。

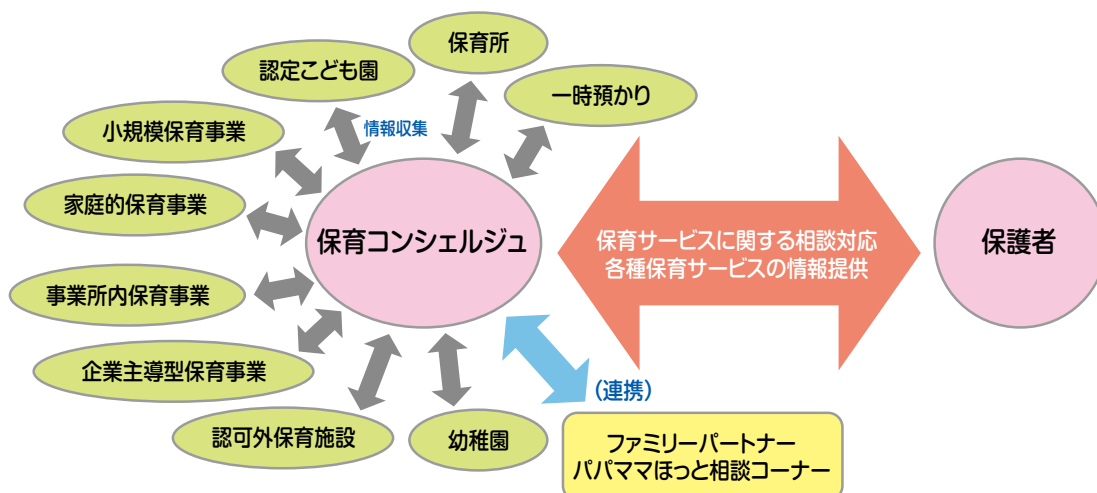
〈設置箇所数〉

（単位：箇所）

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
量の見込み	1	1	1	1	1
確保数	1	1	1	1	1

確保に向けての対応策

保育・幼児教育課に引き続き配置するとともに、保護者のニーズに合った保育サービスの利用相談や幼児教育・保育施設の情報提供が行えるよう、保育コンシェルジュのスキルアップに努めます。



C 利用者支援事業（③母子保健型）

事業内容

母子保健や育児に関するさまざまな悩みなどについて、助産師等が専門的な見地から相談に応じ、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援を行います。

現状

保健（福祉）センター（中央、東部、西部）に「パパママほっと相談コーナー」を設置し、保健師・助産師の専門職を配置しています。

相談コーナーでは、子育て等の相談を受けるとともに、新たに母子健康手帳に追加した「子育てマイプラン」のページを妊娠届出時に妊婦と一緒に作成をしたり、一人ひとりにあった子育て支援サービスを紹介したりすることで、妊娠期からの切れ目ない支援を行っています。

量の見込みと確保数

〈量の見込みの考え方〉

設置箇所数については、中央、東部、西部の保健（福祉）センターの3か所とします。

〈設置箇所数〉

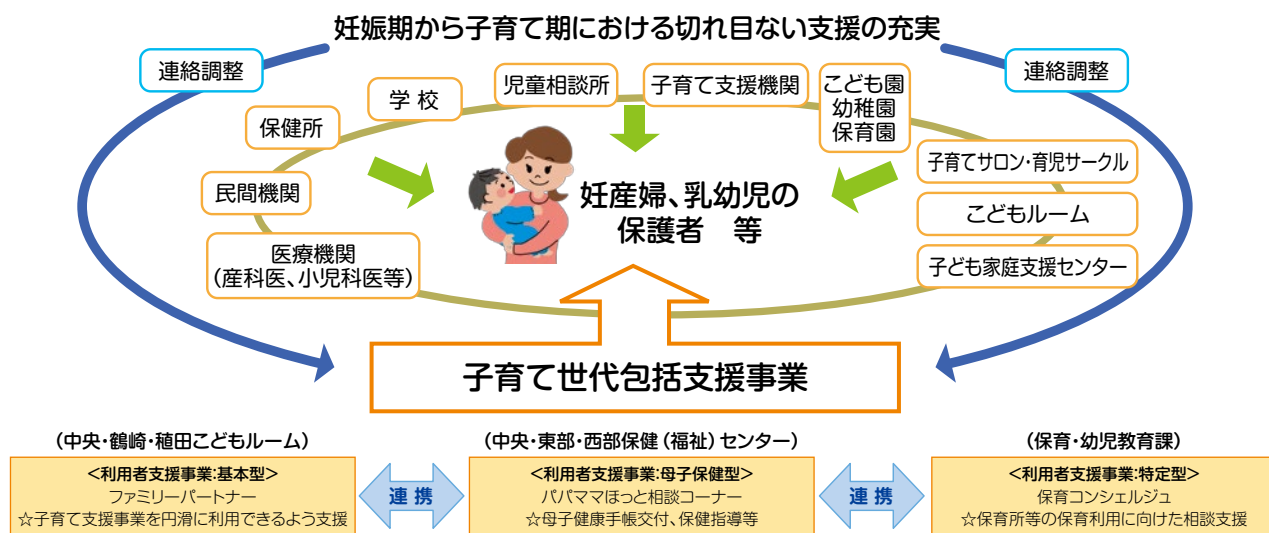
（単位：箇所）

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
量の見込み	3	3	3	3	3
確保数	3	3	3	3	3

確保に向けての対応策

「パパママほっと相談コーナー」の専門職員が、子どもすこやか部で実施している「ファミリーパートナー」や「保育コンシェルジュ」とともに子育て世代包括支援事業を展開し、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実を図ります。

（子育て世代包括支援事業のイメージ）





d 一時預かり事業【①幼稚園における預かり保育（幼稚園型）】

事業内容

（幼稚園型Ⅰ）幼稚園や認定こども園において、教育時間の前後や長期休業日等に、1号認定を受けた満3歳以上の在園児を対象に預かり保育を実施します。

（幼稚園型Ⅱ）幼稚園において、保育を必要とする3号認定を受けた2歳児を対象に定期的な保育を実施します。

現状

〈2019（平成31）年4月1日現在〉

（幼稚園型Ⅰ） ○市立幼稚園（3か所）

月曜日から金曜日は4時間程度、長期休業日は8時間程度実施

○私立認定こども園（39か所）、私立幼稚園（3か所）

月曜日から金曜日は4時間程度、土曜日や長期休業日は8時間程度実施

（幼稚園型Ⅱ） ○私立幼稚園（1か所）

月曜日から金曜日（長期休業日を含む）に8時間程度実施

〈実績〉

（単位：人）

		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
延べ利用人数／年		52,522	58,382	86,651	106,373
確保数	延べ利用人数／年	167,384	272,304	277,184	300,852
	定員／日	686	1,116	1,136	1,233

量の見込みと確保数

〈量の見込みの考え方〉

アンケート調査における幼稚園や認定こども園の利用希望者のうち、一時預かり（預かり保育）を希望する子どもの数や過去の利用実績、人口推計による出生数から量を見込むこととします。

〈延べ利用人数〉

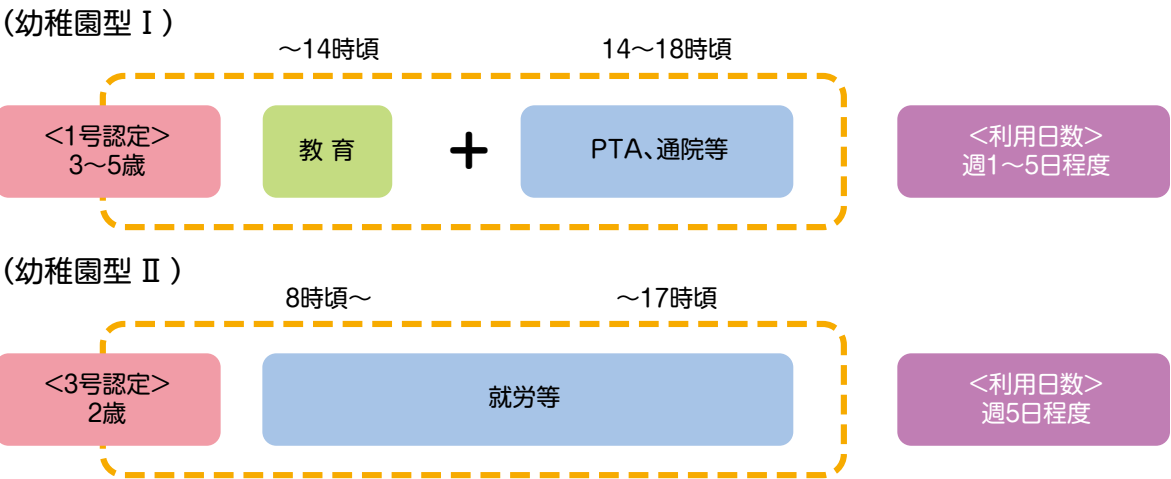
（単位：人）

		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
量の見込み／年		125,113	123,470	122,286	121,141	119,957
確保数	延べ利用人数／年	373,320	373,320	373,320	373,320	373,320
	定員／日	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530

※延べ利用人数／年の確保数は、定員／日×244日で算定

確保に向けての対応策

- 幼稚園型Ⅱについては、認定こども園へ移行する施設は増加するものの、少子化による児童数の減少が見込まれるため、現行の確保数を維持できるよう努めます。
- 幼稚園型Ⅱについては、2019（平成31）年4月から事業を開始しており、待機児童の推移を見ながら、定員の確保に努めます。





d 一時預かり事業【②保育所等における一時預かり（幼稚園型を除く）】

事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、主として昼間において、保育所や認定こども園で、一時的に預かる事業を行います。

現状

〈2019（平成31）年4月1日現在〉

○実施施設数：保育所7か所（市立保育所：2か所 私立保育所：5か所）
認定こども園12か所

〈実績〉

（単位：人）

		2015（H27）	2016（H28）	2017（H29）	2018（H30）
延べ利用人数／年		13,213	13,227	14,134	13,494
確保数	延べ利用人数／年	25,132	28,304	28,548	31,720
	定員／日	103	116	117	130

※延べ利用人数／年の確保数は、定員／日の確保数×244日で算定

○実施施設において実績を上回る定員を確保できていますが、一部ニーズの高い地域では、定員を超える希望者がいます。

量の見込みと確保数

〈量の見込みの考え方〉

アンケート調査における、幼児教育・保育施設を利用希望する世帯を除いた在宅で育児を希望する世帯の数や、過去の利用実績、人口推計による出生数から量を見込むこととします。

〈延べ利用人数〉

（単位：人）

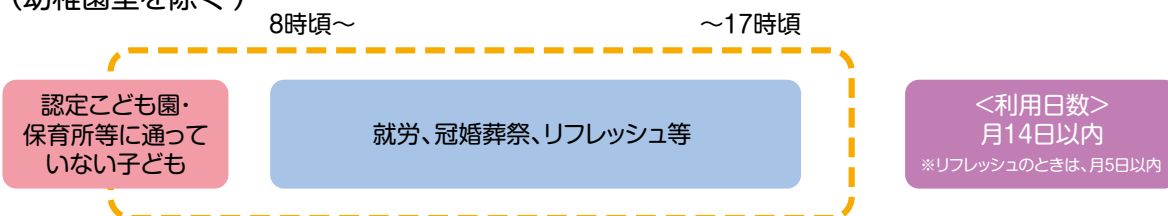
		2020（R2）	2021（R3）	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）
量の見込み／年		16,649	16,323	16,142	15,962	15,778
確保数	延べ利用人数／年	32,452	32,452	32,452	32,452	32,452
	定員／日	133	133	133	133	133

※延べ利用人数／年の確保数は、定員／日×244日で算定

確保に向けての対応策

認可保育施設の利用定員拡大により保育を必要とする児童の受け入れが増加するとともに、少子化による児童数の減少が見込まれることから、就労を理由とする一時預かり事業を利用する児童は減少することが予想されます。そのため、今後は一時預かりのニーズが高い地域で利用しやすくなるよう努めます。

（幼稚園型を除く）



e 延長保育事業

事業内容

保護者の就労状況等により、保育所、認定こども園等で、通常保育時間の前後を延長して保育を行います。

現状

〈2019（平成31）年4月1日現在〉

○実施施設数：126か所

（内訳）保育所 79か所（市立保育所：12か所、私立保育所：67か所）

認定こども園 32か所

地域型保育事業 15か所（小規模保育事業：11か所、事業所内保育事業：4か所）

○延長保育の定員：10,519人

〈実績〉

（単位：人）

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
実利用人数	3,572	3,610	4,252	4,496
確保数	8,205	8,349	8,822	9,891

- ・施設数の増加に伴い、実績、確保数ともに増加しています。
- ・延長保育を希望するすべての人が利用できることが求められています。

量の見込みと確保数

〈量の見込みの考え方〉

アンケート調査の結果において、保育を必要とする児童のうち、「18時以降」の利用希望数を量として見込むこととします。

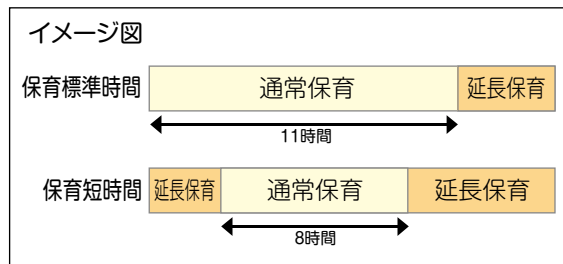
〈延べ利用人数〉

（単位：人）

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
量の見込み	6,689	6,823	6,959	7,098	7,240
確保数	10,771	10,771	11,025	11,025	11,319

確保に向けての対応策

既存の保育所等に対して保護者の延長保育ニーズに対応するよう働きかけるとともに、新設の保育所等については、延長保育を設置認可の条件にするなどして延長保育事業の推進に努めます。





f 病児保育事業

事業内容

保護者の就労、傷病、冠婚葬祭等により、家庭での保育が困難な病気の子どもを医療機関に併設の保育施設で一時的に預かります。

現状

〈2019(平成31)年4月1日現在〉

○実施施設数：6か所(大分西部公民館区域1・大分南部公民館区域1・南大分公民館区域1
鶴崎公民館区域1・大在公民館区域1・大南公民館区域1)

○定員：66人

○開所日数：294日／年

〈実績〉

(単位:人)

		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
延べ利用人数／年		6,542	5,977	6,547	7,860
確保数	延べ利用人数／年	14,112	14,112	14,112	18,564
	定員／日	48	48	48	66

- ・2018(平成30)年度は4月と9月の新規施設の開設に伴い、利用人数が増加しました。
- ・感染症流行期など、利用者急増時への対応が求められています。

量の見込みと確保数

〈量の見込みの考え方〉

アンケート調査における、病児保育を利用した、または利用を希望する世帯や、過去の利用実績、人口推計による出生数から、量を見込むこととします。

〈延べ利用人数〉

(単位:人)

		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
量の見込み／年		12,132	11,979	11,897	11,816	11,733
確保数	延べ利用人数／年	19,404	19,404	19,404	19,404	19,404
	定員／日	66	66	66	66	66

※延べ利用人数／年の確保数は、定員／日の確保数×294日で算定

確保に向けての対応策

感染症流行期等の受入拡大につながるよう、施設等の機能の充実に努めます。

g 子育て短期支援事業

事業内容

保護者が疾病、出産、出張、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合や、平日の夜間や休日に不在で家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設や乳児院で子どもを預かります。

現状

〈2019(平成31)年4月1日時点〉

○実施施設数：7か所(大分市2か所・別府市4か所・由布市1か所)

〈実績〉

(単位:日)

		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
延べ利用日数	ショートステイ	179	312	245	242
	トワイライトステイ	25	32	33	27

※「ショートステイ」とは宿泊を伴う利用であり、「トワイライトステイ」とは平日の夜間や休日に利用することを言います。

量の見込みと確保数

○過去の利用実績を参考に量を見込むこととしています。

○ショートステイの過去4年間(2015(平成27)年度～2018(平成30)年度)の利用実績は増減を繰り返しながら全体としては増加傾向にありますが、2017(平成29)年度、2018(平成30)年度が240日/年程度であることから、2020(令和2)年度～2024(令和6)年度の延べ日数を275日/年として見込みます。

○トワイライトステイの過去4年間(2015(平成27)年度～2018(平成30)年度)の利用実績は概ね30日/年であり、緩やかに増加傾向であることから、2020(令和2)年度～2024(令和6)年度の延べ日数を35日/年として見込みます。

〈延べ利用日数〉

(単位:日)

		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
ショートステイ	量の見込み	275	275	275	275	275
	確保数	275	275	275	275	275
トワイライトステイ	量の見込み	35	35	35	35	35
	確保数	35	35	35	35	35

確保に向けての対応策

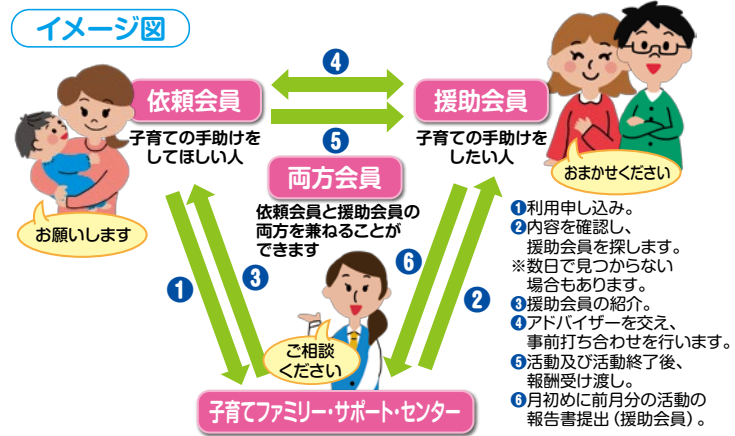
子育て短期支援事業については、利用者のニーズを考慮するとともに、施設との調整を十分に行い、要保護児童等に対する支援が的確に行えるよう、量の確保に引き続き努めます。



h 子育てファミリー・サポート・センター事業

事業内容

保育所や放課後児童クラブ等の送迎や乳幼児を連れてでかけにくい場合など、一時的に子どもを預かってほしい依頼会員の申し込みに応じて、育児の手助けができる援助会員を紹介します。



現状

〈実績〉

(単位:人、件)

	援助会員	依頼会員	両方会員	実利用者数	延べ活動件数
2015 (H27)	203	1,565	36	156	3,247
2016 (H28)	168	1,637	32	170	3,623
2017 (H29)	157	1,701	28	138	3,571
2018 (H30)	152	1,727	28	140	3,837

新規援助会員が加入しても、3年毎の更新講習を機会に退会する援助会員も多いという状況があります。

量の見込みと確保数

〈量の見込みの考え方〉

依頼会員の登録数は毎年増加傾向にあるものの、登録のみ行い、実際に活動していない会員も多くいるため、過去の延べ活動件数の実績から、今後の量を見込むこととします。

〈活動件数〉

(単位:件)

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
量の見込み	4,160	4,320	4,480	4,640	4,800
確保数	4,160	4,320	4,480	4,640	4,800

確保に向けての対応策

市報等により、子育てファミリー・サポート・センターの広報を行うなどにより、依頼会員の希望に対応できるよう援助会員の確保に努めます。また、援助会員が継続して活動できるよう、更新の際に研修を受講する機会を増やしたり、会員同士の交流を図るなどの支援を行います。

i 放課後児童クラブ事業

事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図ります。

現状

- 〈2019（平成31）年4月1日現在〉
○実施施設数：65か所（うち民間放課後児童クラブ11か所）
○利用児童数：5,091人 ○定員：5,859人

〈実績〉

		(単位:人)			
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
利用児童数	低学年	3,538	3,803	4,074	4,253
	高学年	149	287	435	526
	全 体	3,687	4,090	4,509	4,779
確保の内容	定 員	3,709	4,669	5,153	5,711
	定員拡大数	748	960	484	558

女性の社会進出や就労形態の多様化などにより共働き家庭が増加し、放課後児童クラブの需要は一層高まっています。施設整備や民間放課後児童クラブの活用により定員の拡大に努めていますが、依然利用児童数に対して定員確保ができていない校区があります。今後、そのような校区や定員を超えて需要が見込まれる校区を中心に、定員確保を進めていく必要があります。

量の見込みと確保数

〈量の見込みの考え方〉

幼児教育・保育の量の見込みや、放課後児童クラブの利用児童の学年が上がるごとの利用継続率等により量を見込むこととします。

〈クラブ利用児童数〉

		(単位:人)				
		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
量の見込み	小学校1年生	1,904	1,962	1,999	2,040	2,084
	小学校2年生	1,534	1,724	1,782	1,813	1,848
	小学校3年生	1,203	1,203	1,357	1,402	1,428
	高学年	788	928	1,080	1,205	1,347
	全体	5,429	5,817	6,218	6,460	6,707
確保の内容	定員	6,425	6,800	7,060	7,263	7,488
	定員拡大数	270	375	260	203	225

確保に向けての対応策

各小学校区においてニーズを満たすよう、施設整備や民間放課後児童クラブの活用を進めます。



j 養育支援訪問事業

事業内容

乳児家庭全戸訪問事業等により、養育について積極的に支援する必要があると判断される家庭に関して、ヘルパーによる育児・家事の援助または保健師等専門職員の訪問による指導・助言を行うことで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

現状

ヘルパーによる家事、育児などの援助や保健師、保育士、社会福祉士、臨床心理士等による育児に関する指導や助言を行っています。

〈実績〉

(単位:回)

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
延べ利用回数	362	383	402	438

量の見込みと確保数

〈量の見込みの考え方〉

- ヘルパーによる延べ援助回数は年々増加しています。
- 過去の利用実績や人口推計による出生数から、量を見込むこととします。

〈延べ利用回数〉

(単位:回)

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
量の見込み	442	444	446	448	450
確保数	442	444	446	448	450

確保に向けての対応策

要保護児童等への適切な対応を行うため、関係機関との連携を強化し、量の確保と支援内容の充実を図ります。

k 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援室、こどもルーム）

事業内容

就学前児童とその保護者などが、一緒に遊びながら交流できるふれあいの場を提供するとともに、親子の育ちを支援する世代間交流や子育てボランティアの育成を行います。

現状

○実施施設箇所数：12か所（地域子育て支援室1か所、こどもルーム11か所）

〈実績〉

（単位：人）

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
こどもルーム延べ利用人数	297,728	308,704	290,869	290,356

量の見込みと確保数

〈量の見込みの考え方〉

地域子育て支援室が行う子育て教室、地域の子育てサロン等の支援活動、すくすく赤ちゃんルーム及びこどもルームの利用者の実績から量を見込んでいます。

〈延べ利用人数〉

（単位：人）

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
量の見込み	294,907	291,958	289,038	286,148	283,286
確保数	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000

確保に向けての対応策

こどもルーム等を利用する幼児が低年齢化している現状にあわせた遊びの提供や支援を行います。また、地域子育て支援室では、お父さん応援教室やプレママおしゃべり講座などの子育て教室を開催するほか、地域のサロン等への活動支援を通して子育てボランティアの育成に努め、利用者の増加を図ります。

イメージ図

- ・親子の交流の場の提供
- ・子育てに関する相談・援助
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て支援に関する講習等



地域活動支援

すくすく育て 大分っ子



第3部 資料

1. 各アンケート調査について
2. 用語の解説
3. 第2期すくすく大分っ子プランの策定経過
4. 大分市子ども・子育て会議委員名簿
5. 大分市子ども・子育て会議条例
6. 大分市子ども条例
7. 子ども・子育て支援法（抜粋）



第1章 資料

資料1 各アンケート調査について

1.「大分市子育てに関するアンケート調査」

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

- ①「第2期すくすく大分っ子プラン」策定に向け、幼児教育・保育及び地域の子育て支援サービス等の子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握し、提供区域ごとに「量の見込み（需要量）」を設定する。（ニーズ調査）
- ②現行の「すくすく大分っ子プラン」における成果指標の達成状況を把握するとともに、現プランの総括及び「第2期すくすく大分っ子プラン」の目標策定等の資料とする。

(2) 調査期間

2018（平成30）年11月29日（木）～2018（平成30）年12月21日（金）

(3) 調査方法

郵送による無記名回答方式

(4) 調査の対象

	就学前児童の保護者	小学生の保護者	合 計
①対象児童数	25,607人	27,292人	52,899人
②調査人数	5,298人	5,504人	10,802人
③回収人数	3,155人	3,173人	6,328人
④回収率	59.6%	57.6%	58.6%

※住民基本台帳（2018（平成30）年10月1日現在）より、年齢、小学校区ごとに無作為抽出。

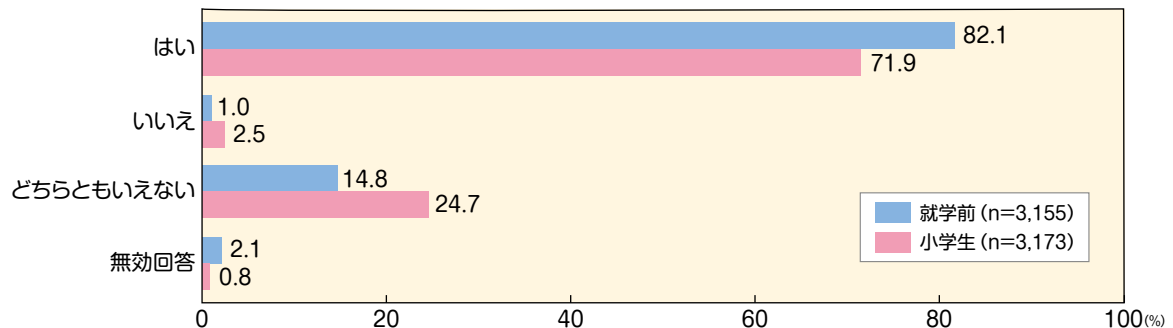
(5) 本アンケート結果における注意点

- ①構成比は小数第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100にはなりません。
- ②図表中の「n」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する者）を表しています。

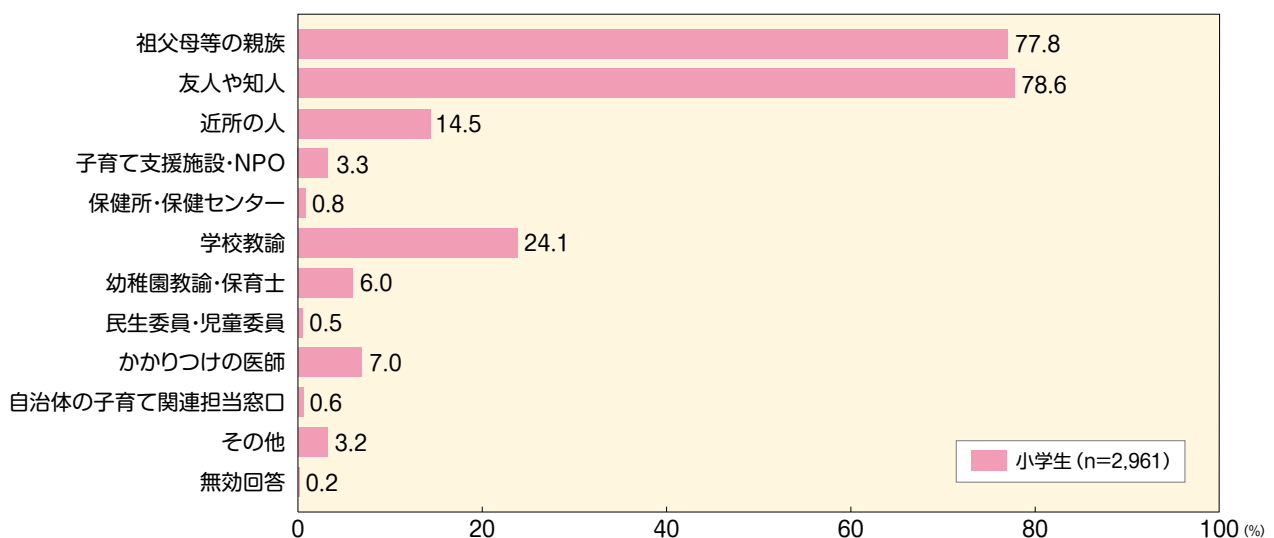
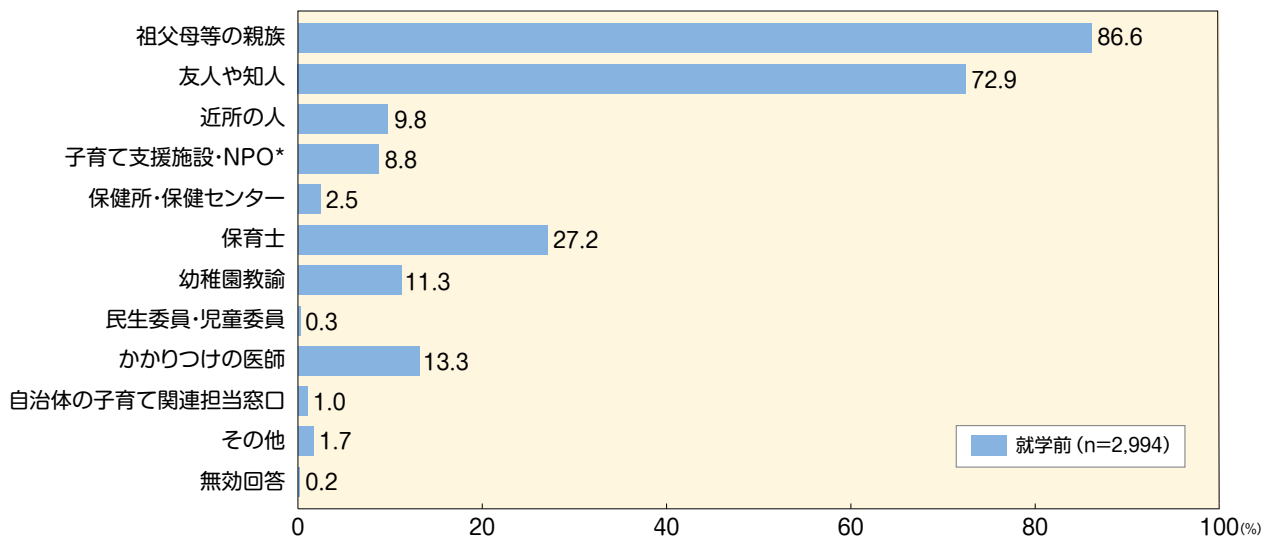


2. 結果の概要

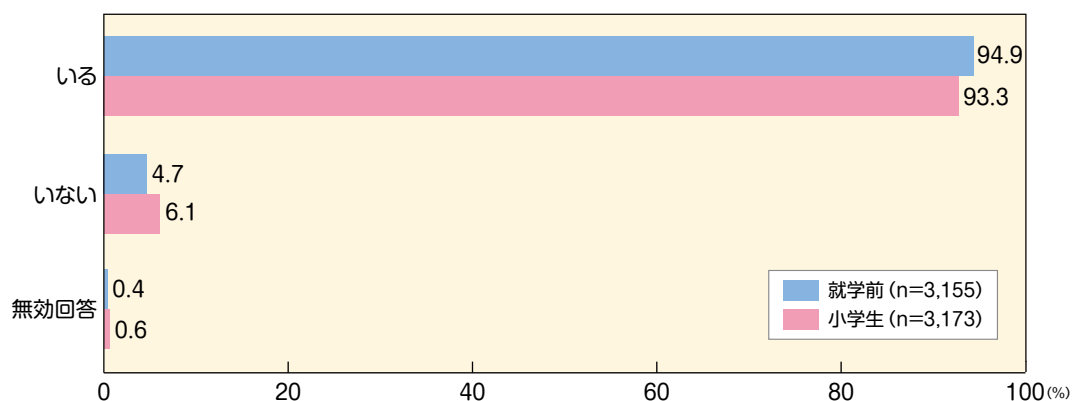
楽しく子育てできていますか



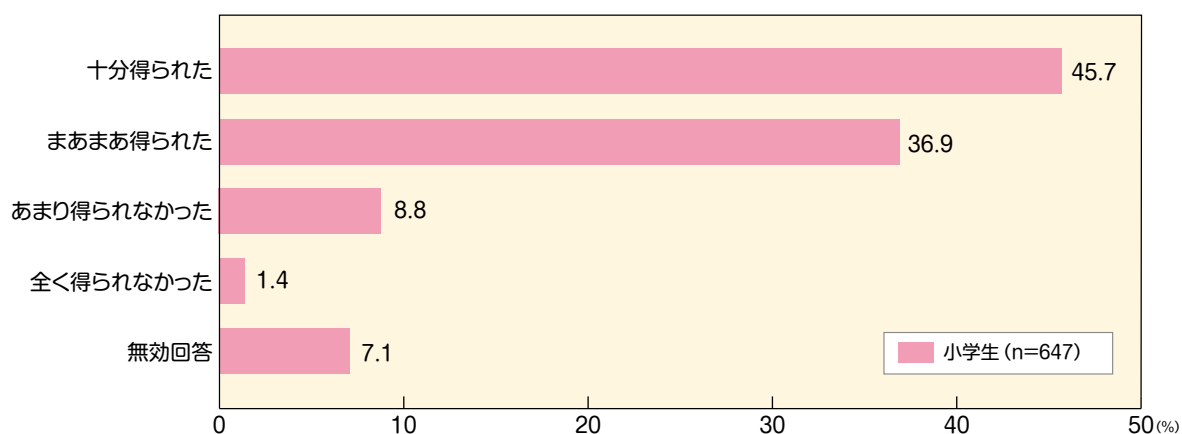
子育てに関して、気軽に相談できる相手は誰(どこ)ですか(複数回答)



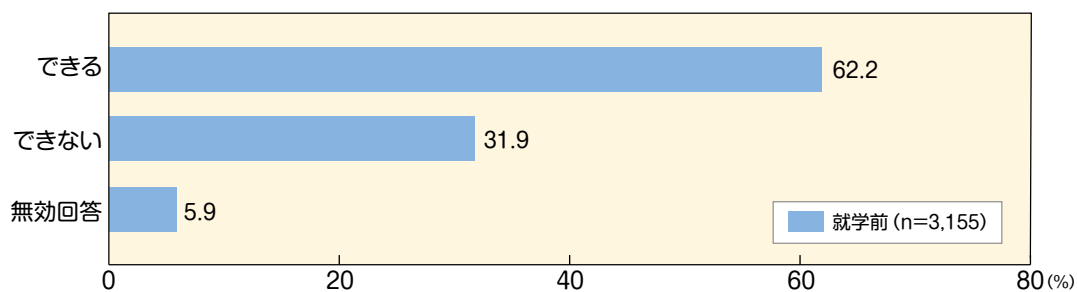
子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか



就学までの教育内容や教育活動に満足感は得られましたか
(幼稚園や保育所、認定こども園等に通っていた小学1年生の子どもの保護者対象)

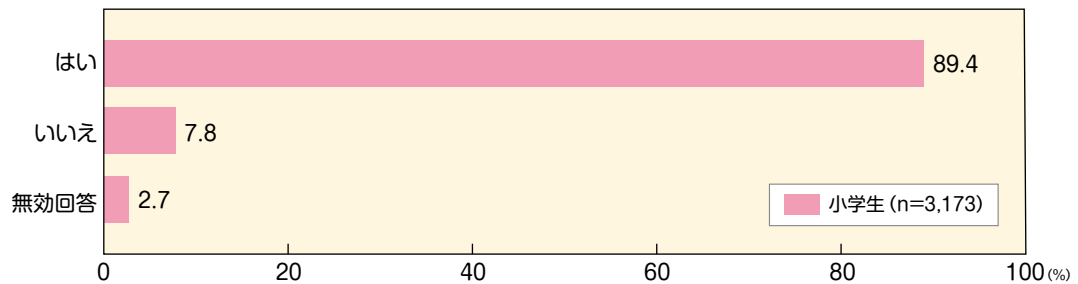


希望した時期や時間に教育・保育サービスを利用できますか

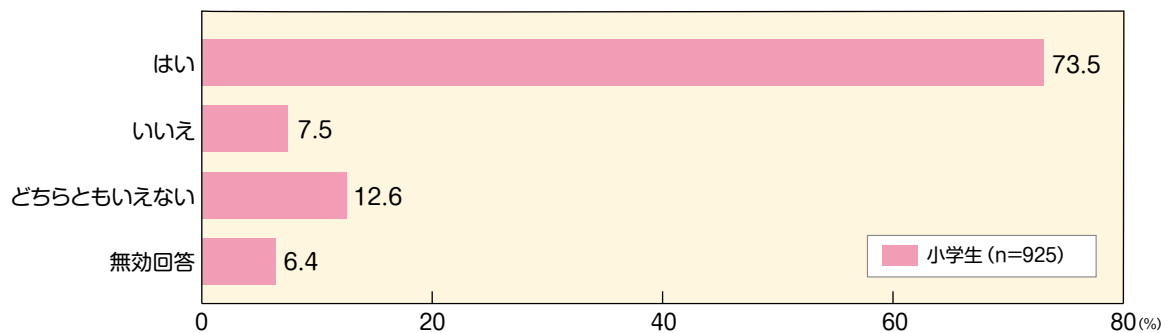




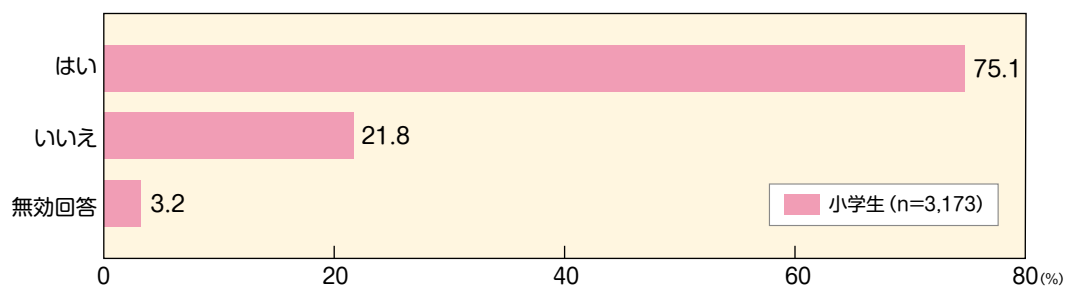
学校で子どもたちが健やかに育っていると感じますか



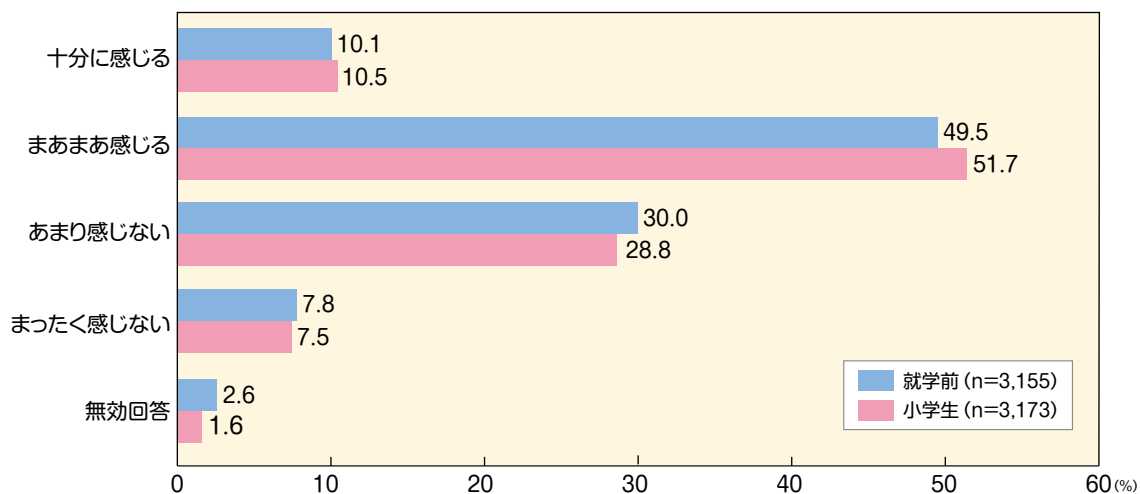
運動を見たりしたりするのは楽しいですか (小学校3年生、小学校6年生対象)



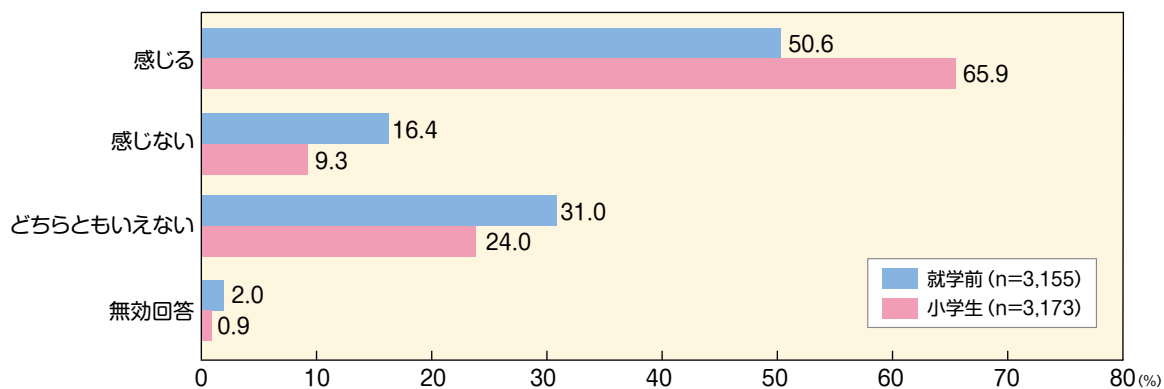
学校、家庭、地域社会が協働して「信頼される学校づくり」の取組を進めていると感じますか



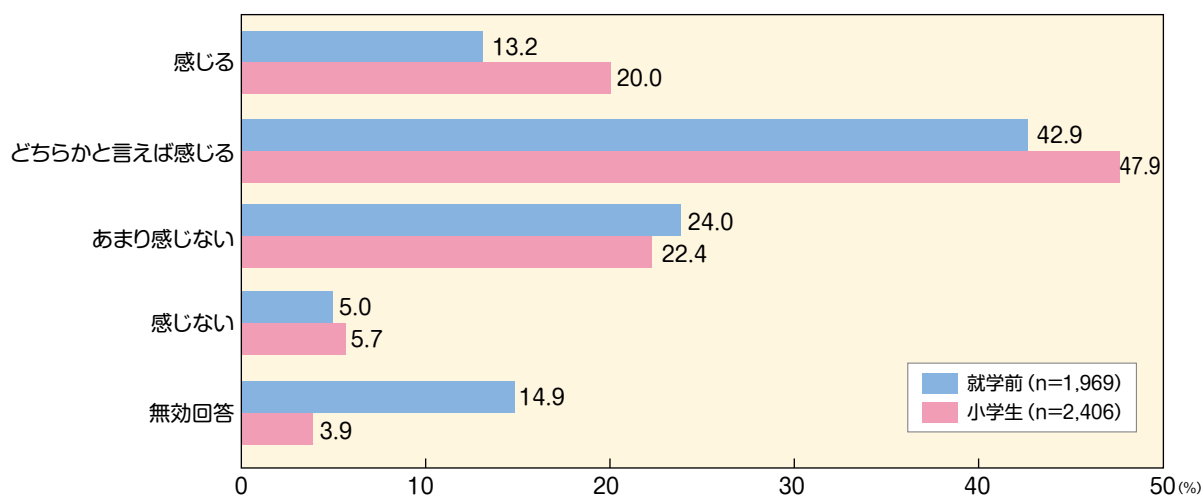
子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じますか



子育てにかかる経済的負担が大きいと感じますか

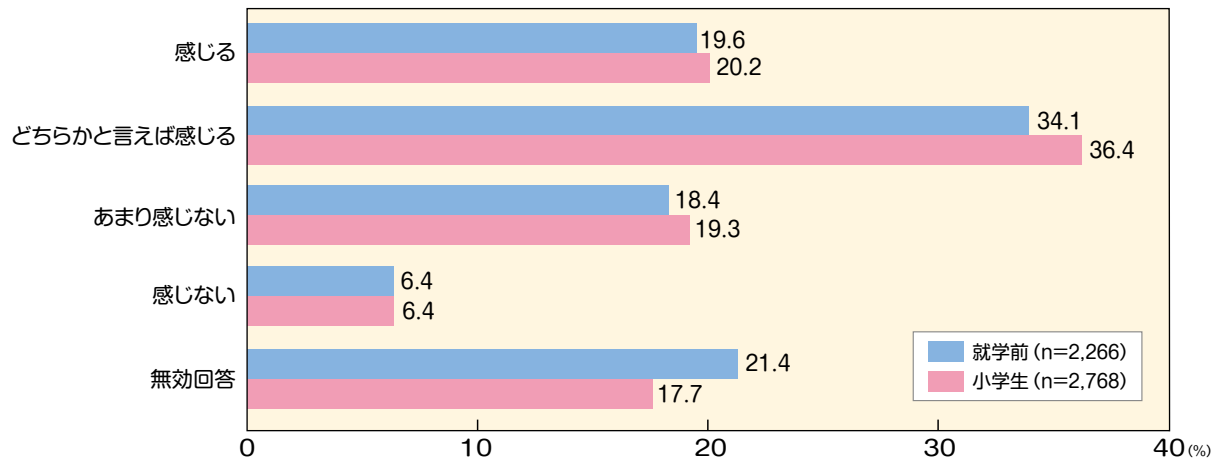


仕事と家庭生活の両立ができていると感じますか(母親)

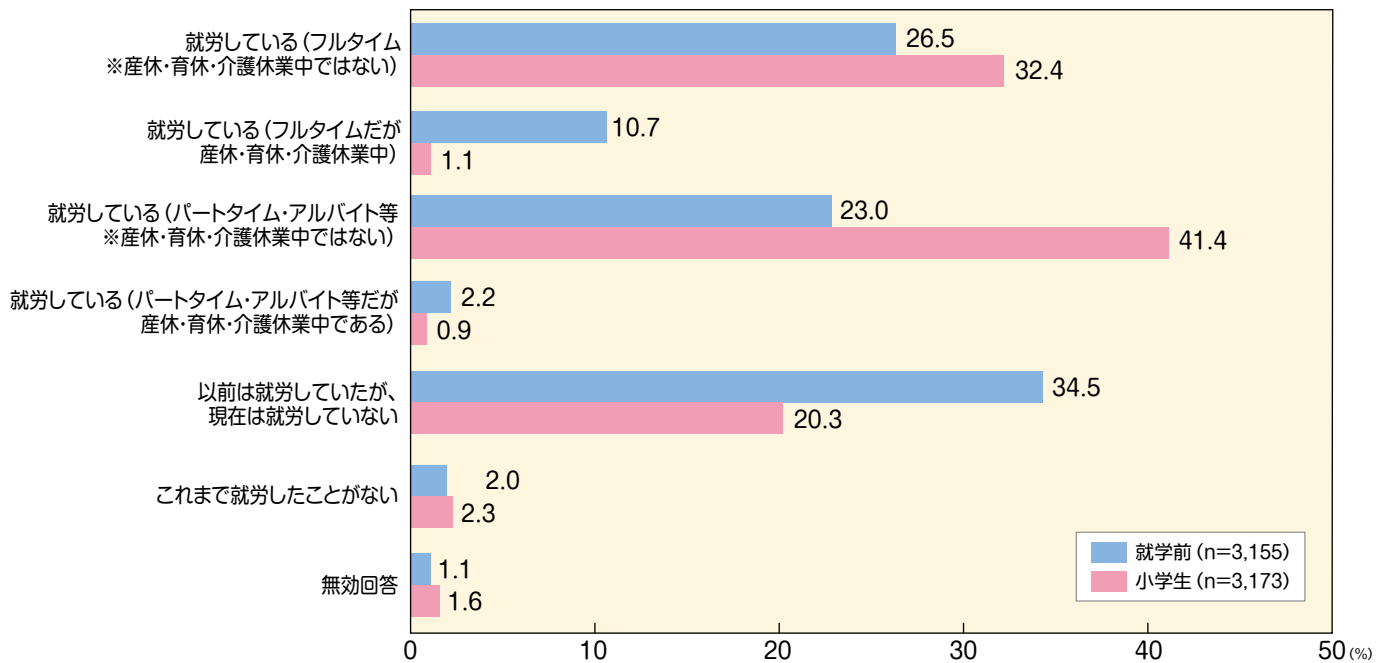




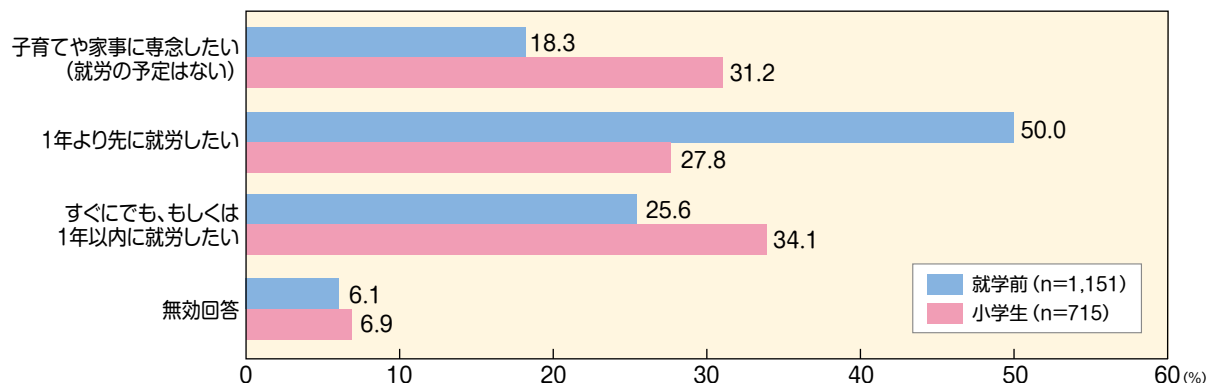
仕事と家庭生活の両立ができていますか(父親)



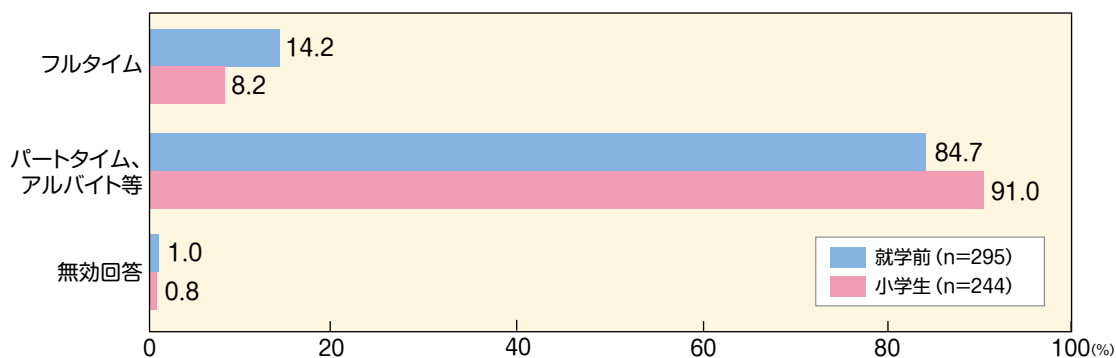
母親の現在の就労状況(自営業、家族従業者を含む)はどうですか



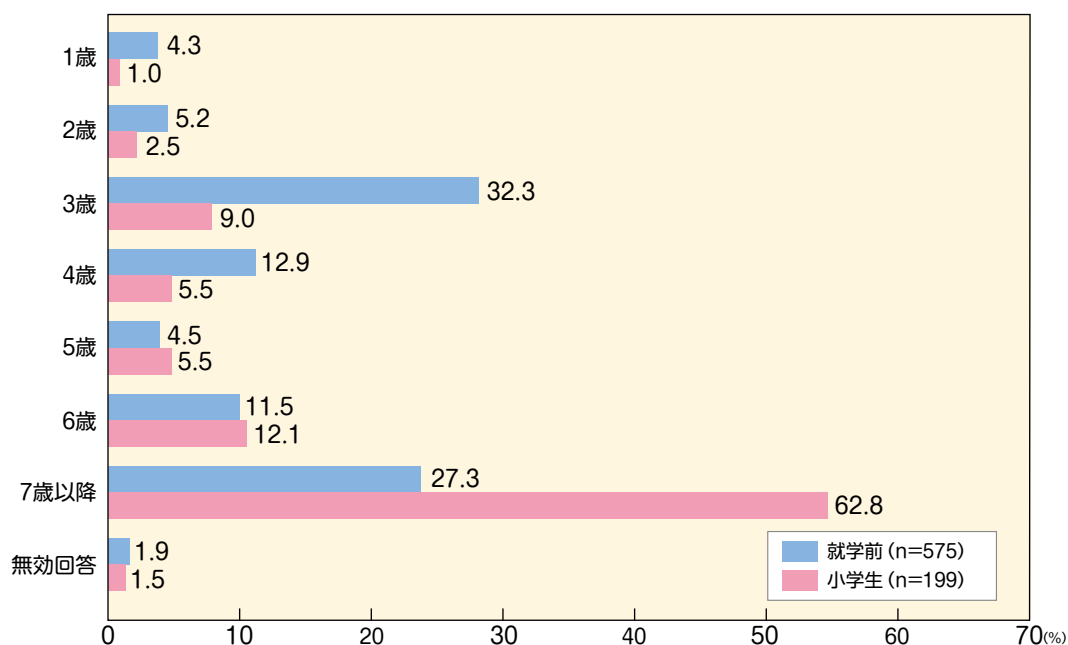
母親の就労希望はありますか



母親の希望する就労形態は何ですか

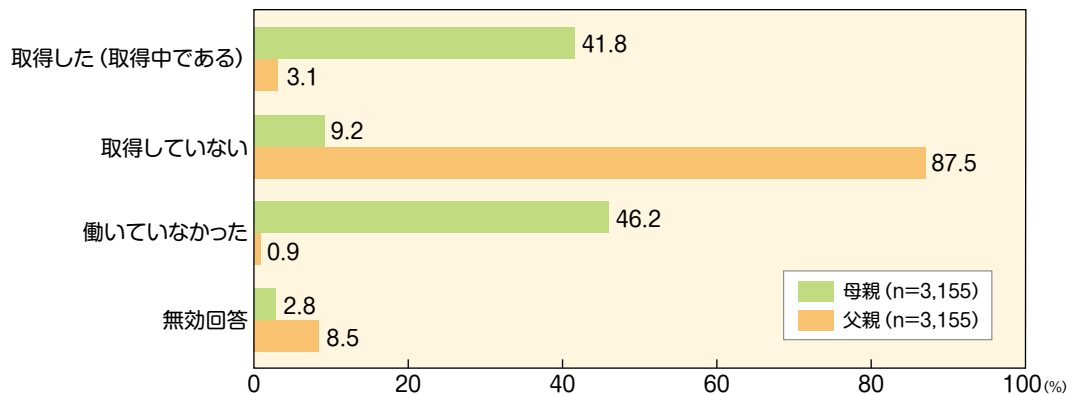


一番小さい子が何歳になったときに就労を希望されますか (母親)

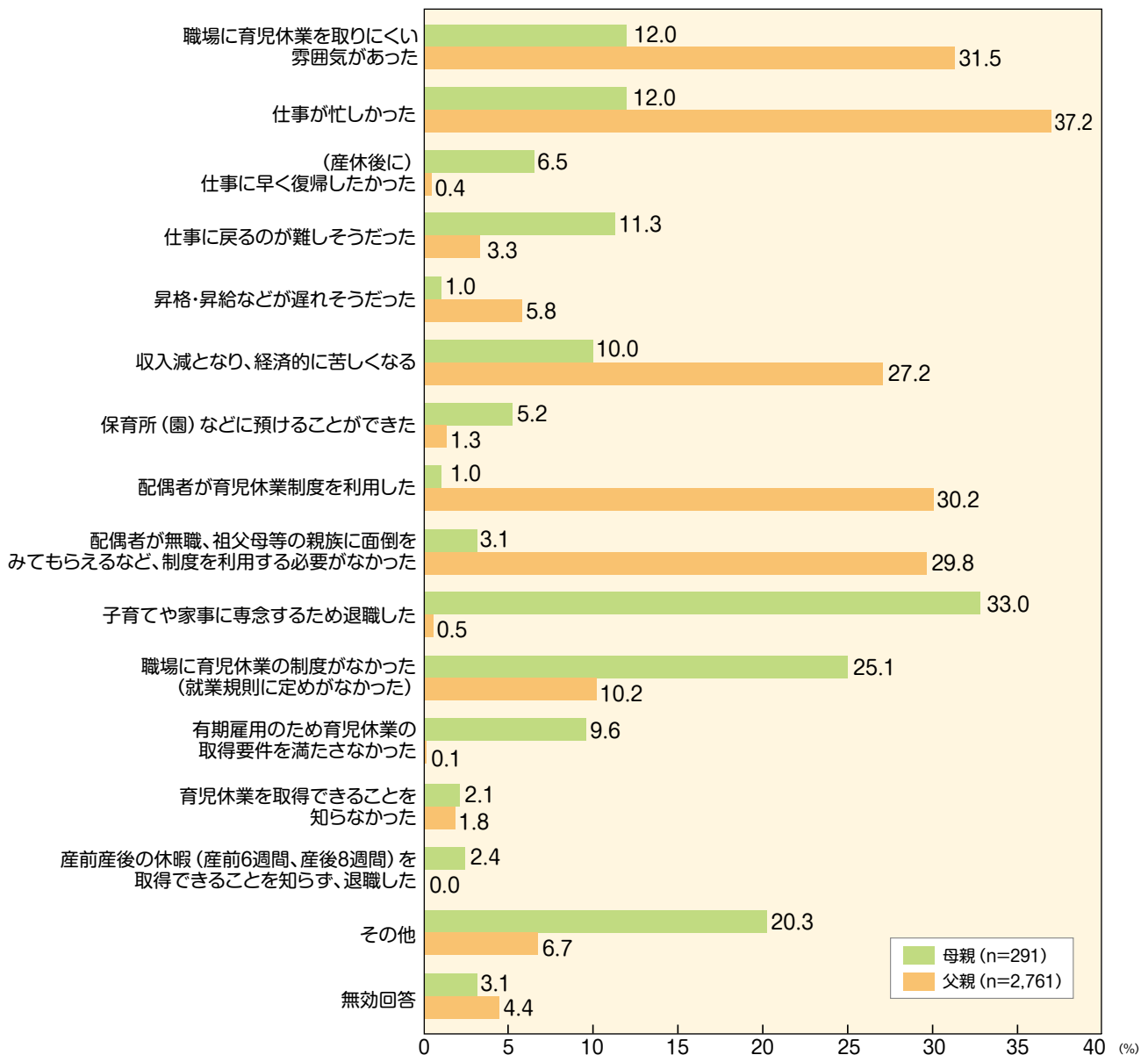




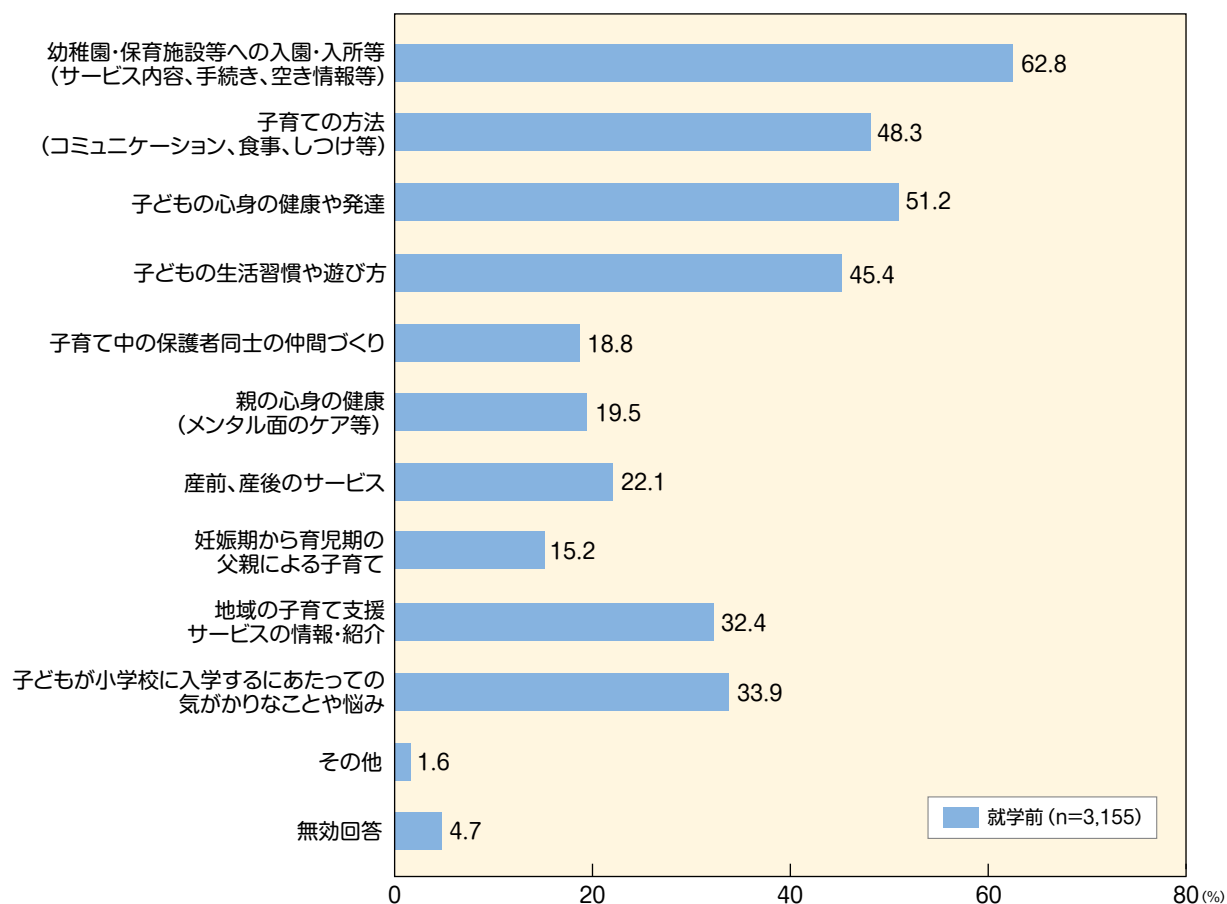
育児休業の取得状況についてお尋ねします(就学前児童の保護者対象)



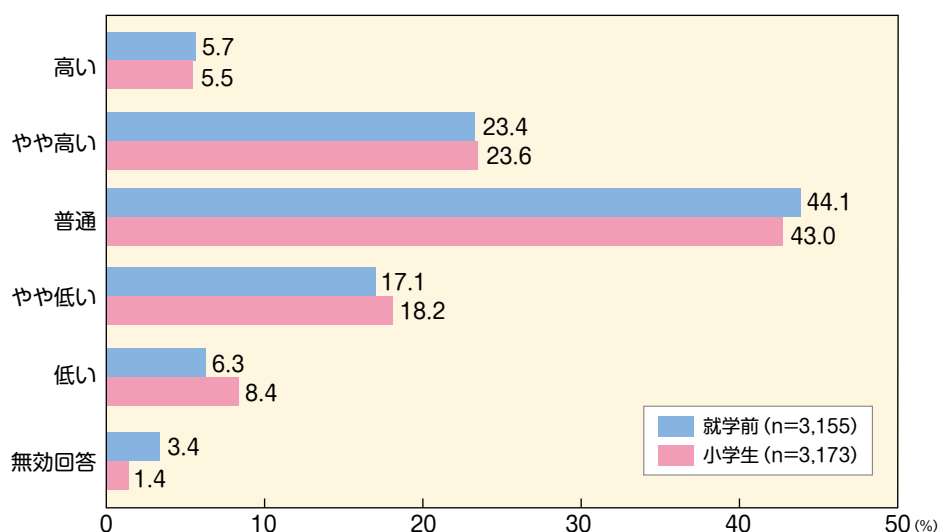
育児休業を取得しなかった理由は何ですか(複数回答)



小学校就学前のお子さんの子育てに関して、
どのような情報提供や相談・支援を受けたいと思いますか（複数回答）

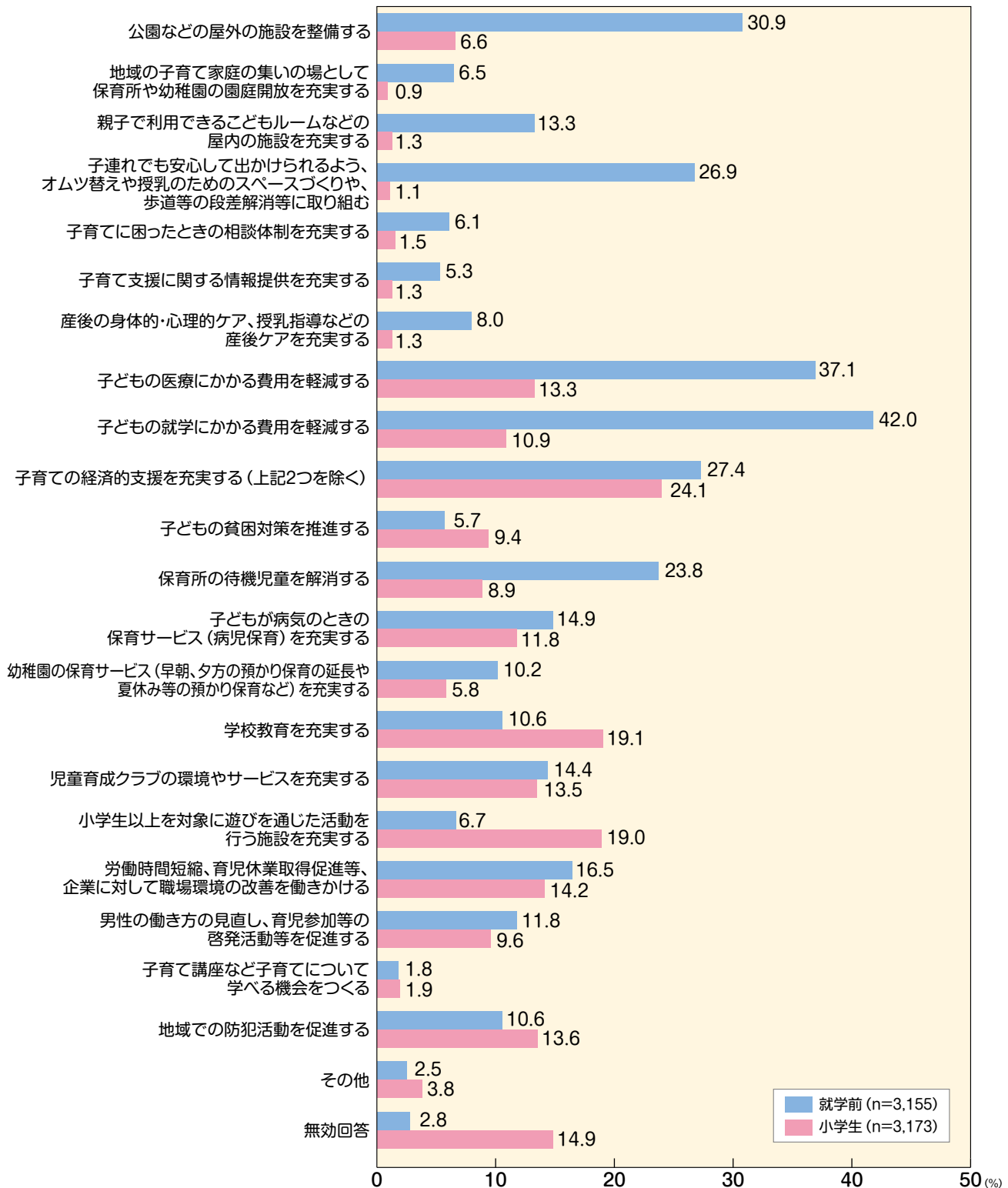


お住まいの地域における子育て環境や支援への満足度を教えてください





大分市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか（複数回答）



2. 「大分市子どもの生活実態調査」

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、子どもの生活環境や家庭の実態を把握し、分析することにより、本市の課題や特性を踏まえた子どもの貧困に係る基礎資料とするため実施したものです。

(2) 調査期間

2018（平成30）年8月27日（月）～2018（平成30）年9月10日（月）

(3) 調査方法

無記名アンケート方式

- ・就学前児童（5歳児）の保護者（地域バランスを考慮し、無作為抽出）は郵送により配布・回収
- ・小中学校の児童・生徒とその保護者（クラス単位での抽出）は、小中学校を通じて配布・回収

(4) 質問内容

世帯の構成・収入・就労・生活状況、子どもの生活習慣、学習習慣、自己肯定感など、内閣府が示した調査項目の具体例に則した内容（保護者:48問、児童及び生徒:35問）

(5) 調査の対象

対 象	就学前児童 (5歳児) の保護者	小学校5年生 の保護者	中学校2年生 の保護者	小学校 5年生	中学校 2年生	合 計
①配布数	2,500	2,617	2,595	2,617	2,595	12,924
②有効回収票数	1,510	2,329	2,191	2,321	2,214	10,565
③有効回収率	60.4%	89.0%	84.4%	88.7%	85.3%	81.7%

2. 結果の概要

本調査では、単純に可処分所得だけでは、個々の生活実態が見えづらく、経済的側面のみで貧困を定義することへの疑問も呈されているため、世帯年収を基にした「相対的貧困世帯」に加え「はく奪指標」も分析に加えています。

世帯類型	就学前児童（5歳児）	小学校5年生	中学校2年生	合 計
生活困窮世帯	216世帯 (14.3%)	353世帯 (15.2%)	394世帯 (18.0%)	963世帯 (16.0%)
生活困窮ではない世帯	1,292世帯 (85.6%)	1,973世帯 (84.7%)	1,788世帯 (81.6%)	5,053世帯 (83.8%)
全 体	1,510世帯	2,329世帯	2,191世帯	6,030世帯

※相対的貧困世帯:等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分を相対的貧困水準（貧困線）とし、その貧困線以下の世帯。

※はく奪指標:人々がその社会で通常手に入れることができるものを所持できていなかったり、一般的に経験できていることが経験できなかったりする状況を指標化したもの。（誕生日のお祝い・生活必需品の非所有等）

※「生活困窮世帯」と「生活困窮ではない世帯」の合計値と「全体」の数値の14件の差は、「相対的貧困世帯」と「はく奪指標」に関する質問の両方に無回答の世帯（就学前児童（5歳児）調査で2件、小学校5年生調査で3件、中学校2年生調査で9件）の件数。



3.「結婚や子育てに関するアンケート」

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

大分市の将来を担う中学生や高校生が結婚や子育てについて、今、どのように考えているか調査する。

(2) 調査期間

2019(令和元)年5月7日(火)～2019(令和元)年5月24日(金)

(3) 調査方法

学校へ直接もしくは逡送便にて配布及び回収

(4) 調査の対象

	中学校2年生	高校2年生
①対象生徒数	5校5学級 160名	5校5学級 201名
②回収人数	5校5学級 160名	5校5学級 201名
③回収率	100%	100%

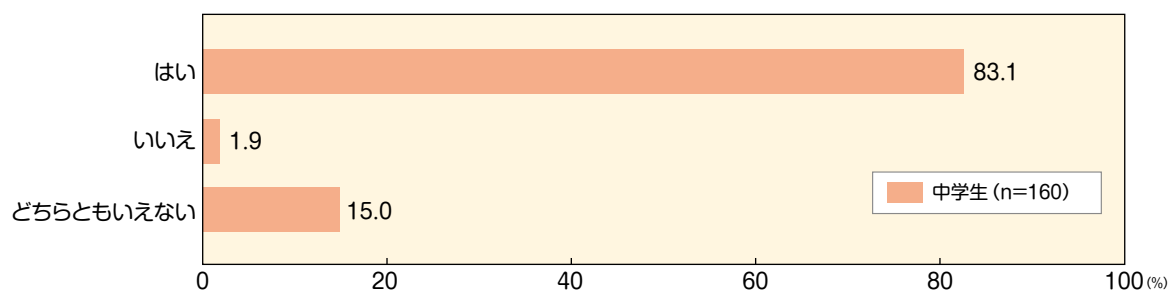
※中学校2年生は地域ごとに、高校2年生は学科ごとに抽出した。

(5) 本アンケート結果における注意点

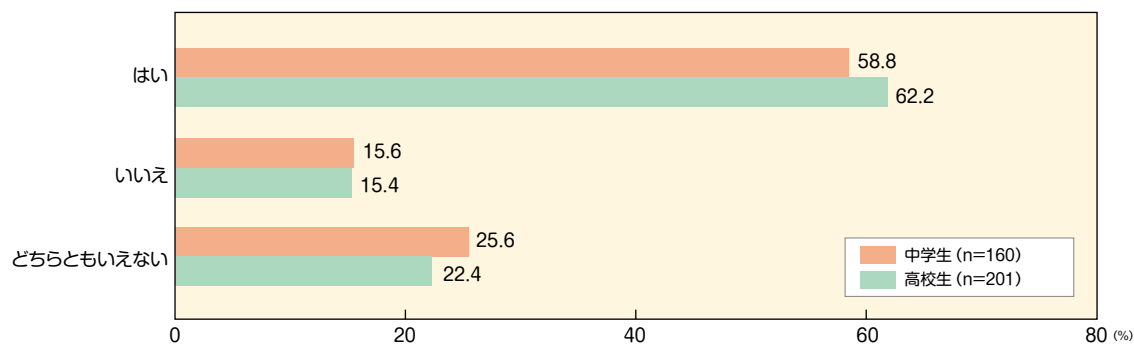
- ①構成比は小数第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100にはなりません。
- ②図表中の「n」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する者)を表しています。

2. 結果の概要

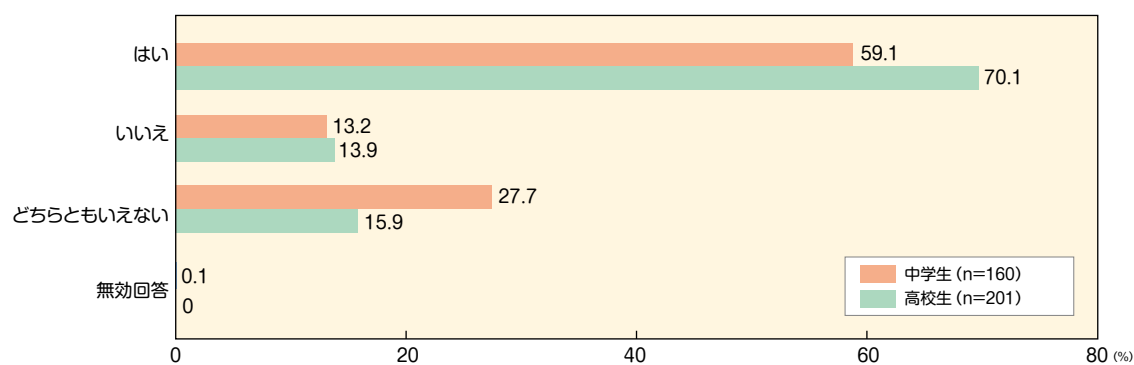
周りの人も自分と同じように大切な存在だと思いますか（中学2年生対象）



あなたは将来の夢や希望を持っていますか

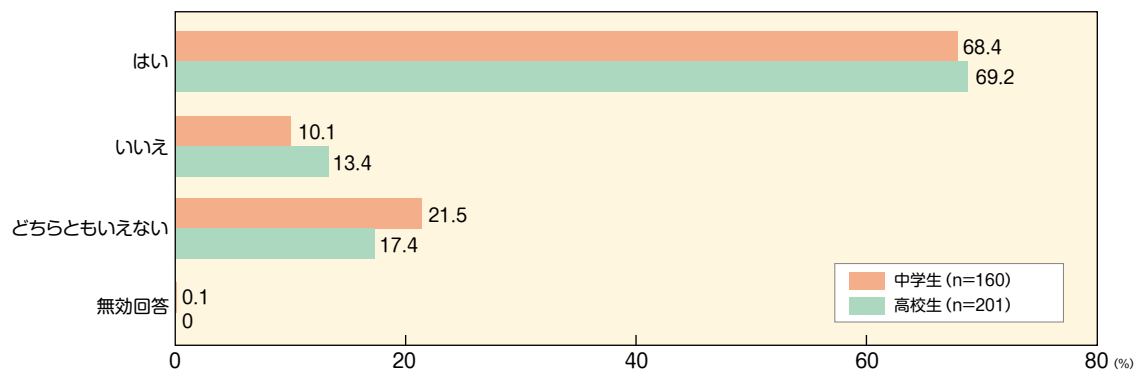


あなたは将来結婚したいと思いますか

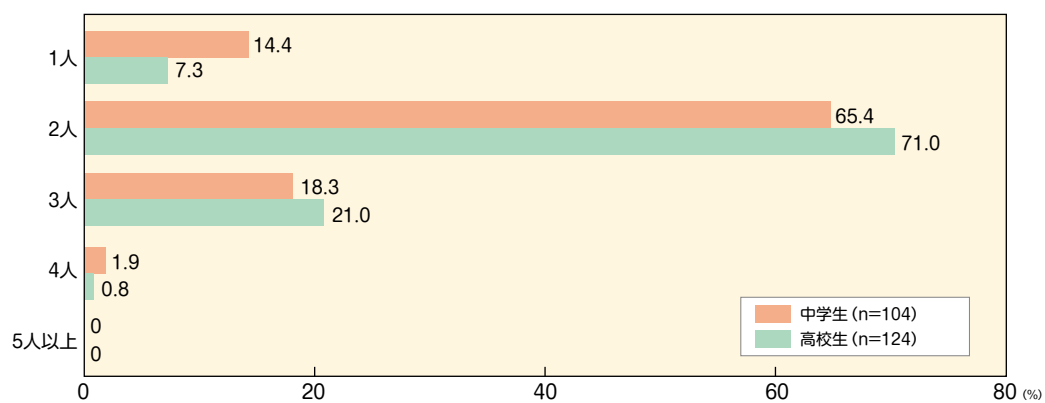




あなたは将来子育てしたいと思いますか



あなたは何人くらい子どもが欲しいですか



資料2 用語の解説

英数字

●DV (Domestic Violence:ドメスティック・バイオレンス)

現在または元の配偶者、内縁関係、交際相手といった親密な関係にある者の間で、パートナーをさまざまな暴力を用いて支配する関係のことです。身体的暴力(殴る、蹴る等)のみならず、精神的暴力(暴言、無視等)、経済的暴力(生活費を渡さない等)、社会的暴力(交友の制限等)、性的暴力(性行為の強要等)、デジタル暴力(インターネットやSNSを利用して相手をおとしめる等)なども含めます。

●MR (Measles・Rubella)

麻疹(=はしか、Measles)・風しん(Rubella)。

●NP (Nobody's Perfect:ノーバディーズパーフェクト)

完璧な親なんていない、という意味をあらわします。カナダで生まれた親教育プログラムの一つで0~5歳の子どもの母親が、互いの体験や不安を話し交流しあうなかで、子育ての基礎的な知識を学んだり、自分への自信を取り戻していくものです。1週間に1回2時間で6回連続の託児付き講座です。

●NPO (NonProfit Organization:特定非営利活動法人)

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。さまざまな分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

●SNS (Social Networking Service)

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略です。ネット上で共同体を構築できるサービスで、参加者は、プロフィールや趣味を公開し、日記の掲載、情報交換などを行います。

あ行

●いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための方針です。

●医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為です。

●ウエルカムパーティー

子育て交流センターで定期的に開催するイベントです。市外から転入した子育て世帯に対し、大分市の子育てに関する情報提供を行うとともに、交流会を開催し、大分市で安心して子育てできるよう支援します。

●大分県中央児童相談所

児童相談所は子どもの福祉の推進を図るため児童福祉法に基づき設置された県の機関で、18歳未満の子どもに関する専門的相談を扱っています。児童福祉司、児童心理司などが相談に応じ、必要に応じて社会診断、心理診断などを行い、子どもの自立支援を行います。また、必要な場合には子どもの一時保護や、児童福祉施設又は里親への措置も行います。市内には、在限に設置しています。

●大分市交通問題協議会

学童・園児の通学路等における交通事故防止はもとより、広く交通安全対策の徹底を図るため、警察署等を含むメンバーで構成された協議会で1986(昭和61)年に設置しました。

●大分市子ども家庭支援センター

中央(大分市庁舎城崎分館)、東部(鶴崎市民行政センター)、西部(植田市民行政センター)の3か所に設置しており、子育ての心配や子ども自身の悩み事など、0~18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を受けるところです。相談内容に応じて、利用できるサービスの紹介やカウンセリングを行い、よりよい解決や子どもの成長をお手伝いします。中央では、DV相談も受け付けています。

●大分市児童虐待問題等特別対策チーム

児童虐待や非行、不良行為など複雑化・多様化する児童虐待問題等について総合的な対応を図るため庁内に設置している対策チームです。



●大分市生活安全推進協議会

市民生活に係る安全意識の高揚を図り、市民の自主的な安全活動を推進することにより、安心して生活できる環境を確保することを目的に制定された「大分市生活安全条例」に基づき、市民の生活安全に関する施策について協議を行うため設置されたもので、地域の生活安全推進活動団体の代表者や専門知識を有する学識経験者で組織されています。

●大分市青少年「夢ふれあい」交流集会・大分市社会教育振興大会

市内の社会教育関係者等が一堂に会し、大分市の社会教育の振興と青少年の健全育成に対する意識の高揚を図る大会です。2018(平成30)年度まで「大分市社会教育振興大会」として実施されてきた大会に、青少年の意見発表や、さまざまな年代が交流できる活動を加え、2019(令和元)年度から大会名を変更しました。

●大分市相談支援ファイル「つながり」

医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が保護者と必要な情報を共有し、連携して相談・支援を行うために、特別な支援や配慮を必要とする幼児児童生徒の情報を整理したファイルです。

●大分市要保護児童対策地域協議会

要保護児童(虐待を受けている児童のほか、保護者のない児童または保護者に監護されることが不適当であると認められる児童等)の適切な保護を図るため、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う機関のことです。

●大分市要保護児童対策地域協議会中学校区実務者会議(中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議)

児童虐待問題に対応するため、大分市が独自に開催している会議です。この会議は、地域(中学校区単位)の子どもに関わる関係機関(小中学校、幼稚園、保育所、警察、民生委員・児童委員、児童養護施設、児童相談所、保健所等)の実務者により構成されます。

●大分市幼保小連携推進協議会

市内の幼稚園、保育所、認定こども園等の幼児教育・保育施設と小学校との連携に関する各校区、行政等の取組の進捗状況や幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図る連携の在り方などについて情報交換や研究を行う場です。

か行

●学校運営協議会制度

学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものとして、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って、学校の運営に参画することを可能とする制度のことです。校長が作成する学校運営の基本的な方針について承認を行うことや、学校運営全般について教育委員会や校長に意見を述べることで、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができます。

●家庭的保育事業

保育士等の資格を持つ家庭的保育事業者が、少人数を対象に保育者の居宅など家庭的な環境の中で、子どもの発達の段階に応じたきめ細やかな保育を行う事業のことです。

●企業主導型保育事業

認可外保育施設ではありますが、国が独自の基準を設けて事業所内保育事業を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業です。

●合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

●合理的配慮

一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて、教育内容や方法、支援体制や施設・設備について、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。

●高齢妊婦

年齢の上昇にともなって胎児の先天異常、妊娠合併症のリスクや帝王切開分娩の割合が高いことが知られています。ちなみに、35歳以上で初めて出産する初産婦を高年齢出産と定めています。(日本産科婦人科学会より)

●子育てサロン

主に地域のボランティア、民生委員・児童委員、主任児童委員等が組織しており、地域の公民館などを利用して、子育て中の親子が気軽に集う、ふれあいの場として開設しています。

●子育て世代包括支援事業

妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて保健・医療・福祉に関する機関と連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたり母子保健と子育て支援の部署がお互いの役割を果たしながら連携し、包括的な支援を行います。

●子ども家庭総合支援拠点

子ども家庭支援全般に係る業務、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務、関係機関との連絡調整を行う、市区町村が実施主体となる拠点です。

●こども連絡所

子どもたちが、登下校時や公園・広場などで知らない人から声をかけられたりした時に、助けを求めることのできる民家、商店、事務所などです。

さ行

●産後うつ

産後1～2週間から数か月以内に気分の落ち込み、日常生活で興味や喜びがなくなるなどの症状が現れ、これらの症状が2週間以上続き、そのために著しい心理的な苦痛を感じたり、家事や育児に障がいを感じたりする場合に、産後うつ病が疑われます。

●事業所内保育事業

保育施設を設置した企業で働く従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもに保育を提供する事業です。

●自主防犯パトロール

子ども達の登下校時の見守り活動等、安全・安心な市民生活のため地域住民等が自主的に取り組む防犯活動です。揃いのベストやたすき等を着用し、その活動を広く周囲にアピールすることで、防犯抑止に大きな力を発揮しています。

●次世代育成支援対策推進法

これまでの少子化対策の取組みに加え、さらに踏み込んだ対策を総合的に推進するため、2003（平成15）年7月に成立・公布されたのが「次世代育成支援対策推進法」です。この法律の中では、次代の社会を担う子どもの育成環境の整備を行うため、国や地方公共団体及び一般事業主（300人以上雇用の場合）に「行動計画」の策定が義務付けられました。この法律は2014（平成26）年度末までの時限立法でしたが、法改正により法律の有効期限が2025（令和7）年3月31日まで10年間延長されました。

●社会福祉法人

社会福祉事業（各種福祉施設や保育園、病院や診療所などの医療機関の運営等）を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された社会福祉法第22条で定義される公益法人を指します。

●若年妊婦

20歳未満の妊婦のことです。若年では、身体的・社会的・精神的未熟性のためリスクを伴いやすくなります。

●小1の壁

子どもがいる親が、子どもの小学校入学を機に仕事と子育ての両立が困難になることをいいます。延長保育制度がある保育所に対して放課後児童クラブ（学童保育）は終了時間が早いことや、保護者会・授業参観など平日の行事が増えること等が原因と考えられます。

●小規模保育事業

3歳未満児の少人数（定員6～19人）を対象に、比較的小規模できめ細やかな保育を行う事業です。

●小中連携支援シート

中学校進学時における不登校の未然防止の取組の一つとして、不登校や不登校傾向にある児童の情報を小中学校間で共有するための引継シートのことです。

●小児救急電話相談

子どもが病気やケガで心配なときや、病院へ行った方が良いかどうか判断に迷ったとき、看護師が相談に応じます。

●食育サポートチーム

食生活改善推進員のうち、食育に関する研修を受講した者で構成されたチームのことです。

●助産所

助産師が、分娩の手助けや妊産婦等に保健指導等を行う場所のことです。



●人口置換水準

現在の人口を維持できる合計特殊出生率の目安のことです。国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2019)」によると、2017(平成29)年時点では、2.06となっています。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障がいのある人に対して交付され、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。手帳の交付対象となる範囲は、身体障害者福祉法別表により定められており、障がいの種類別に重度の側から1級から7級の等級が定められています。

●新体力テスト

文部科学省では、1964(昭和39)年以来「体力・運動能力調査」を実施していましたが、1999(平成11)年度の体力・運動能力調査から導入した「新体力テスト」は、国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展等を踏まえ、これまでのテストを全面的に見直して、現状に合ったものとなりました。

・テスト項目(8項目)

握力(筋力)、上体起こし(筋持久力)、長座体前屈(柔軟性)、反復横とび(敏捷性)、20mシャトルラン(全身持久力)、50m走(走力)、立ち幅跳び(跳躍力)、ボール投げ(投力)

※20mシャトルランについては、中学校では持久走を行ってもよい

※ボール投げについては、小学校はソフトボール、中学生はハンドボールを使用

●心肺蘇生法

呼吸が止まり、心臓も動いていないと見られる人に、一刻も早く脳に酸素を送り、救命へのチャンスを維持するために行う循環の補助方法です。心臓マッサージや人工呼吸を行います。

●スクールカウンセラー

学校で児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、カウンセリングをしたり、教職員や保護者に対して指導や援助をしたりする専門家のことです。1995(平成7)年以降、文部科学省が、暴力行為、いじめ、不登校などの解決と予防のために、臨床心理士など専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを小中学校、高校に配置しています。

●スクールソーシャルワーカー

家庭環境等に起因するさまざまな課題を抱える子どもに対応するため、児童相談所や福祉事務所等の関係機関との連携や教員支援等を行う、教育・社会福祉等の専門的な知識や技術を有する職員のことです。

●すくすく赤ちゃんルーム

6ヶ月から11ヶ月の乳児と保護者が毎月1回、こどもルームや保健所に集い、保育士や栄養士、保健師などが育児に関する講習を行い、遊びを通して交流の場を提供しています。

●すこやか育児相談

中央保健センター、東部・西部保健福祉センター、各健康支援室において、保健師、栄養士等が窓口・電話相談に応じるもので、妊婦や乳幼児の保護者の方などを対象に妊娠や育児などのさまざまな相談に応じています。

●すこやか大分っ子サポートパトロール

各校区・地区の青少年健全育成協議会(青少協)が主体となり、青少年の非行防止及び安全確保のために行っている巡回・見守り活動です。自治委員、民生委員・児童委員、補導員、老人会、学校教職員、PTA、警察等、地域の実情に応じて関係者が協力して実施しています。

●生活困窮世帯

2018(平成30)年度に実施した「大分市子どもの生活実態調査」において、世帯年収の質問への回答から貧困線を算出(同調査では106.3万円)し、その貧困線以下の世帯年収であった世帯及び同調査において世帯年収の質問に回答をしなかった世帯のうち、はく奪指標(※)に該当した世帯のことです。

(※)はく奪指標とは、人々がその社会で通常手に入れることができるものを所持できていなかったり、一般的に経験できていることが経験できなかったりする状況を指標化したものです。

●生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群(糖尿病・脳血管疾患・心疾患・高血圧症・脂質異常症・肥満症など)のことをいいます。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に定める一定程度の精神障がいの状態にあることを証明するもので、手帳の交付により精神障がい者の自立と社会参加を促進するためのさまざまな支援を受けることができます。障がいの程度により、重度の側の1級から3級の等級が定められています。

●潜在保育士

保育士資格を持ち、現在保育所等に勤務していない人のことです。

た行

●多目的トイレ

車いす使用者の円滑な利用に適した構造を有し、高齢者、障がい者等の多様な利用にも適応するトイレのことです。

●地域子育て支援室

行政、地域、その他の団体が一体となって地域で子育てを支援できるようサポートを行う子育ての総合的な拠点です。保護者が「親」として育つための場づくりや情報提供、子育て相談（電話、面接、訪問）を行ったり、また地域で運営されている子育てサロンやサークルに対して運営方法や遊びの相談等、地域に訪問して支援活動を行っています。

●中1ギャップ

児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できない状態のことです。

●適正受診

緊急ややむを得ない場合を除き、かかりつけ医への診療時間内の受診を行うことです。「日中は仕事がある」「夜間の方が待ち時間が短い」などの理由で、休日・夜間に受診すると、救急医療を必要とする重症患者の対応が困難になるとともに、医療従事者の過重な負担にもつながります。

な行

●乳幼児突然死症候群

それまで元気だった赤ちゃんが、何の兆候も既往歴もないまま、眠っている間に突然死亡してしまう疾患です。

●認可外保育施設

保育を行うことを目的とする施設であって、大分市長が認可している認可保育施設以外のものです。認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に大分市長に対する届出が義務付けられています。

●認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、幼児教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。

は行

●ハイリスク児

低出生体重児、早期産児、病気や発育の遅れがある児、保育環境に課題がある児等で、継続支援が必要な児のことです。

●ファミリーパートナー

子育て家庭の保護者や妊婦からの子育て相談に応じ、必要な子育て支援事業やサービスを紹介します。より専門的なアドバイスができるよう保育士、心理士、保健師が、子育て交流センター、鶴崎こどもルーム、植田こどもルームに配置されています。

●婦人相談所

売春防止法第34条に基づき、各都道府県に必ず1つ設置されています。元々は売春を行うおそれのある女子の相談、指導、一時保護等を行う施設でしたが、婦人保護事業の中で女性に関するさまざまな相談に応じる中で配偶者間の暴力に関しても相談・保護に取り組んでおり、2001（平成13）年4月に成立した配偶者暴力防止法により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられました。

●フッ化物塗布

フッ化物ゲル、あるいは、フッ化物溶液を直接歯に塗布するむし歯の予防法です。うがい等が難しい乳幼児にとっては、特に有効なむし歯予防法として評価を得ています。



●不登校児童生徒

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものです。

●プレママ・プレパパスクール

初妊婦とその夫に対し、妊娠期からの身体的変化や子育てに関する知識などを学ぶ機会を提供し、不安の解消と安心して出産を迎えられるために開催する育児教室です。

●保育コンシェルジュ

保育サービスに関する相談対応を行うとともに、地域における幼児教育・保育施設や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う専門の相談員です。

●放課後児童支援員

児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を行う事業所の職員で、保育士等の資格を有し、かつ県が行う研修を修了した者のことです。

●放課後児童支援コーディネーター

大分市放課後児童健全育成事業において、放課後児童クラブ、保護者、学校等と連携を図りながら、放課後児童クラブに在籍する児童又は放課後児童クラブの利用を希望する児童であって特に配慮を要するものが、その発達段階や個性に応じ、安心して放課後を過ごすことができるよう支援する者のことです。

●保護命令制度

配偶者や同居する交際相手から身体的暴力や脅迫を受けた被害者が、裁判所に申立てを行うことで、裁判所が相手方に対し被害者への接近や電話等の禁止、住居からの退去を命じ、被害者の生命又は身体の安全を確保する制度です。

ま行

●麻しん

一般的には「はしか」と言われています。麻しんウイルスが原因で、感染力が強く、肺炎等の合併症を引き起こすこともあります。

ら・わ行

●療育手帳

「療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）」により知的障がい児・者に対する各種の援助を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された方に対して交付されます。障がいの程度により重度の側からA1、A2、B1、B2の4つの区分があります。また年齢や障害の程度により再判定が必要となります。

●労働力率

15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」の人数を15歳以上の人口で割った値です。

資料3 第2期すくすく大分っ子プランの策定経過

年度	月 日	会 議 等	議 題
2018	7月31日	第1回すくすく大分っ子プラン 庁内検討委員会及び作業部会 合同会議	策定に係る基本的な考え方、検討スケジュール、 アンケート調査について
	8月24日	第1回大分市子ども・子育て会議	策定に係る基本的な考え方、検討スケジュール、 アンケート調査について
	11月29日	大分市子育てに関するアンケート調査（～12月21日まで）	
	2月22日	第2回大分市子ども・子育て会議	アンケート調査の中間報告について
2019	5月30日	第1回すくすく大分っ子プラン 庁内検討委員会	事業計画案（分野1・2）について
	6月12日	第2回すくすく大分っ子プラン 庁内検討委員会	事業計画案（分野3・4）について
	7月26日	第1回大分市子ども・子育て会議	事業計画案（構成・概要、分野1）について
	8月23日	第2回大分市子ども・子育て会議	事業計画案（分野2・3）について
	10月7日	第3回大分市子ども・子育て会議	事業計画案（分野3・4）について
	10月30日	第4回大分市子ども・子育て会議	教育・保育の量の見込み及び提供体制の 確保について 地域子ども・子育て支援事業の量の 見込み及び提供体制の確保について
	12月18日	パブリックコメント（～1月17日まで）	
	2月21日	第5回大分市子ども・子育て会議	パブリックコメントの結果報告 事業計画案(全体)の修正について
	2月28日	市長答申	計画最終案の市長への答申



資料4 大分市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	役 職・推 薦 団 体
◎ 古賀 精治	大分大学 教育学部 学部長
○ 仲嶺 まり子	別府大学短期大学部 学長
今村 博彰	大分市社会福祉協議会 常務理事
定宗 瑛子	大分市民生委員児童委員協議会 会長
澤口 博人	大分市連合医師会 副会長
秦 昭二	大分市保育協会 会長
大津 康司	大分市私立幼稚園連合会 会長
洲野 二世	大分県認定こども園連合会 副会長
吉岡 泉 (安東 知子)	大分市社会福祉協議会保育部会 代表 (大分県保育連合会 代表)
野崎 弘子 (姫野 美和子)	下郡校区子育てサロン「ぼっぼしもごおり」代表 (明治地区子育てサロン「にこにこめいじ」代表)
佐藤 宏明 (安藤 茂伸)	大分市小学校長会 代表
田辺 徹 (大賀 弘史)	大分市中学校長会 代表
長田 教雄	大分市児童育成クラブ運営委員会代表者会議 会長
井上 晶子 (西宮 千絵)	大分市西の台校区児童育成クラブ主任指導員 (大分市滝尾校区児童育成クラブ主任指導員)
赤峯 慎太郎	大分市PTA連合会 会長
伊藤 裕司 (持永 英宏)	連合大分 大分地域協議会 事務局長 (大分青年会議所道德教育委員会 委員長)
平野 昌美	大分県自閉症協会 副会長
小野 昭三郎	大分市青少年健全育成連絡協議会 会長
板井 善江 (伊東 史子)	市民公募委員
川口 京子 (新名 香織)	市民公募委員

◎は会長 ○は副会長 ()は前任者もしくは前職

資料5 大分市子ども・子育て会議条例

平成25年9月20日
条例第32号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、大分市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に規定する事務を処理するほか、本市の子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関し市長が必要と認める事項について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 関係機関又は関係団体の代表者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て支援に関する専門的な事項を調査審議するため、子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

7 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に当該部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもすこやか部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第46号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。



資料6 大分市子ども条例

平成23年3月16日
条例第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの育成に関し、基本理念を定め、家庭、学校等、地域及び事業主の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、子育て及び子どもの育ちを社会全体で支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の市民をいう。
- (2) 学校等 子どもが通学、通園等をする学校及び児童福祉施設をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 家庭、学校等、地域、事業主及び市が主体的にそれぞれの役割及び責務を果たすとともに、相互に連携協力することにより、将来の地域社会を担う子どもが健やかに育つための環境が整えられること。
- (2) 子どもの年齢及び成長に応じ、子どもの意見が尊重され、子どもにとって最善の利益が考慮されること。
- (3) 子どもに関心を寄せ、触れ合う中で信頼関係の確立に努めること。

第2章 子どもの権利等への配慮

(子どもの権利等)

第4条 子どもは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、一人ひとりが大切にされ、健やかに育つための環境を求めることができる。

- 2 子どもは、年齢及び成長に応じてまちづくりに参加することができる。
- 3 子どもは、自分が大切にされると同様に他者を大切にしよう努めるものとする。

(子どもの集いの場等の確保)

第5条 本市は、子どもが自然及び人と触れ合い、遊び、学び、及び集うことのできる場を確保することに努めるものとする。

(子どもの安全確保)

第6条 本市は、犯罪、いじめ、虐待その他の有害な環境及び事故から子どもを守り、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努めるものとする。

第3章 関係者の役割

(家庭の役割)

第7条 家庭は、子どもが育ち、成長し、基本的な生活習慣、

社会規範等を学ぶ場として重要な役割を担っていることから、子どもに関心をもち、互いに協力し合い、愛情を注ぎ、触れ合いを大切にする中で、子どもが健やかに育つよう努めなければならない。

- 2 父母その他の保護者(以下「保護者」という。)は、子育てについて第一義的責任を有することを自覚し、子どもの年齢及び成長に応じた養育に努めなければならない。この場合において、保護者は、必要に応じて市に相談その他の支援を求めることができる。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、その設置目的や理念に基づき、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めなければならない。

- (1) 集団生活における他者との関わりを通じて、子どもの年齢及び成長に応じ、豊かな人間性及び社会性をはぐくむこと。
- (2) 子どもの心身の成長に応じて自ら学び、考え、及び解決する力等をはぐくむこと。
- (3) 子どものいじめ、虐待等の早期発見及びその解決に向けた支援をすること。
- (4) 子どもの障害等への適切な支援をすること。
- (5) 子どもの心身の健やかな成長のため、教育環境の整備及び相互の連携を推進すること。
- (6) 開かれた学校等の推進により、家庭及び地域と連携協力を図ること。

(地域の役割)

第9条 地域の住民及び関係団体は、地域が子どもの豊かな人間性及び社会性をはぐくむ場であることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 相互に連携協力し、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めること。
- (2) 子どもの生活上の安全に配慮すること等により子どもが安心して生活することができるための環境づくりを進めること。
- (3) 必要に応じ、子どもの育成に関して、保護者への知識の提供、交流の場づくり等を行うこと。

(事業主の役割)

第10条 事業主は、子どもの育成に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) その事業所で働く保護者が仕事と生活の調和を図ることができるよう職場環境づくりを進めること。
- (2) 地域社会の一員として、学校等、地域、市等の行う子どもの育成に関する活動に協力すること。

第4章 市の責務

第11条 市は、子どもの育成に関し、次に掲げる責務を果たすものとする。

- (1) 子どもの育成に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 教育、福祉、保健、医療等の子どもの育成に関係する部局が相互に連携協力し、一体的に施策を推進すること。
- (3) いじめ、虐待等により保護を要する子ども及び障害等により支援を要する子どもへの取組を推進すること。
- (4) 家庭、学校等、地域及び事業主がそれぞれの役割に応じた取組を推進するための支援をすること。
- (5) 家庭、学校等、地域、事業主、県及び関係団体と連携協力すること。
- (6) 家庭、学校等、地域、事業主及び関係団体が相互に連携協力を図ることができるよう支援すること。

第5章 主な施策

(子育て家庭への支援)

第12条 市は、子育て家庭の生活の実態及び多様化する要望を的確に把握し、柔軟かつ総合的な支援に努めなければならない。

- 2 市は、子育て家庭に対する子どもの育成に関する情報の提供に努めなければならない。

(子育て力の向上)

第13条 市は、家庭、学校等及び地域と連携協力し、情報交換及び学習の機会の充実を図ることにより、家庭及び地域の子育て力の向上に努めなければならない。

(相談体制等の充実)

第14条 市は、教育、福祉、保健及び医療の分野における妊娠、出産又は子育てに関する相談又は支援を行う機関及び団体と連携協力することにより、子どもに関する総合的な相談体制、母子保健施策等の充実に努めなければならない。

(虐待への対策)

第15条 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けた子どもの支援のための体制を整備するものとする。

- 2 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けた子どもの支援のため、家庭、学校等、地域、県及び関係団体と連携協力して必要な措置を講じるものとする。
- 3 市は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が、通報しやすい環境を整備するものとする。

第6章 推進計画

(推進計画の策定)

第16条 市は、子どもの育成に関する支援を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市は、推進計画を策定するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、市民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。

3 市は、推進計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(評価)

第17条 市は、前条第1項に規定する目的を効果的に達成するため、絶えず推進計画の評価を行い、必要に応じその見直しを行うものとする。

第7章 議会の評価等

第18条 議会は、子どもの育成に関する市の施策が効果的に推進されるよう、監視及び評価をするとともに、必要に応じて提言等をするものとする。

附 則

この条例は、平成23年5月5日から施行する。



資料7 子ども・子育て支援法（抜粋）

平成24年8月22日
法律第65号

第7条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（2）教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（3）子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

（4）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

（1）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

（2）保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

（3）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定

教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第4項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（1）特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

（2）特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

（3）市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

（4）当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第2期すくすく大分っ子プラン
大分市子ども・子育て支援事業計画
2020(令和2)年3月

編集・発行 大分市子どもすこやか部福祉事務所 子ども企画課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
電話 097-574-6516



第2期すくすく 大分っ子プラン